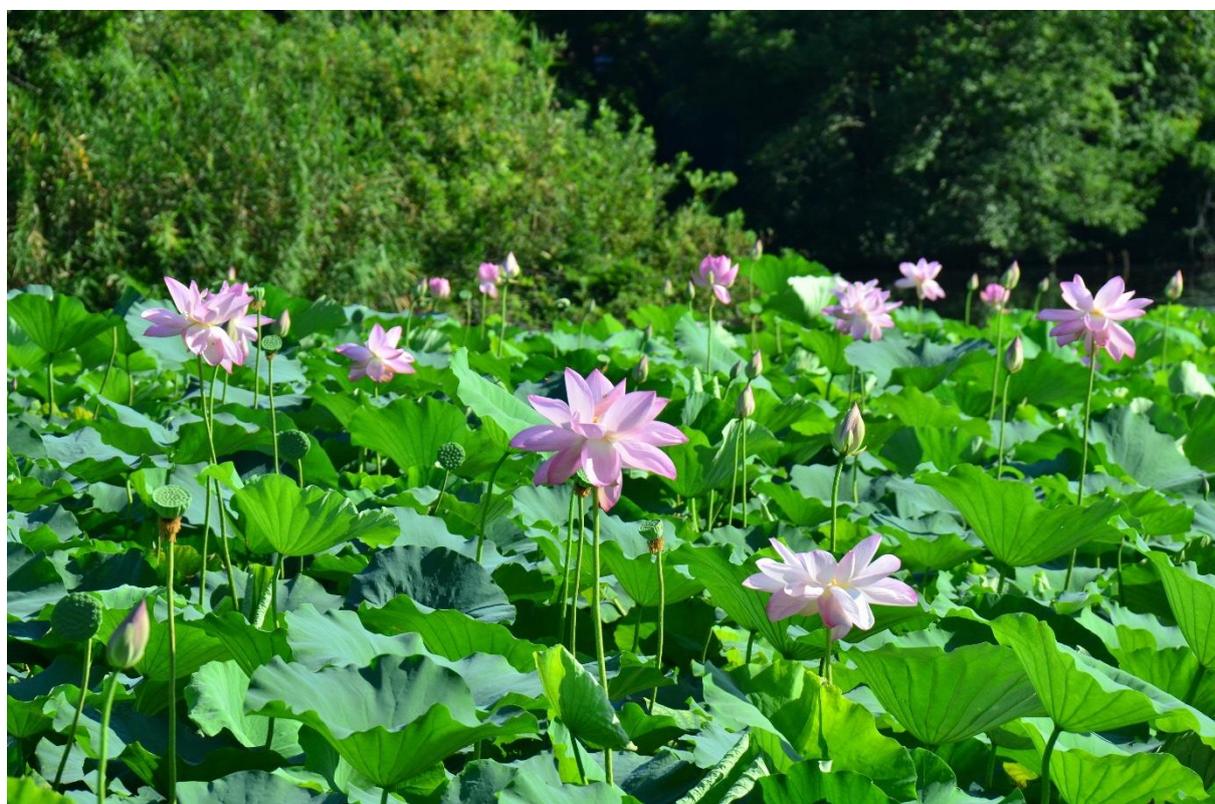


聖籠町環境基本計画

【2024 ▶ 2033】



令和6年3月

聖籠町

あいさつ

町では、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 15 年 3 月に「聖籠町環境基本条例」に基づく「聖籠町環境基本計画」を策定しました。平成 25 年 3 月には同計画を改定し、引き続き環境施策を推進してきました。



近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、集中豪雨や猛暑などの気象災害が増加しており、令和5年度には酷暑による農作物被害が発生するなど、今後さらなる異常気象による生態系への影響が懸念されるところです。

町の豊かな自然環境を将来に残すためには、地球温暖化への対策が不可欠であり、温室効果ガスの排出抑制や、急激な気候変動に適応していく取組みが必要です。国内外でも脱炭素へ向けた動きが高まっており、聖籠町においても環境にやさしい脱炭素の町を目指すことが必要になってきていることから、今回の計画改定では、環境分野を見直し、「地球環境」を独立項目として施策方針を定め、重点的に施策を推進することとしています。そのようなことから、今回の環境基本計画の改定に併せ『聖籠町ゼロカーボンシティ』を宣言し、2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指してまいります。

今後は、町が目指すべき望ましい環境像である「みんなでつなごう 自然豊かできれいな聖籠町を 未来へ」の実現やカーボンニュートラルの実現に向け、行政だけでなく、町民、事業者が連携・協働し、本計画の施策とその後の取り組みを進めてまいります。

結びに、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました聖籠町環境基本計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケートで貴重なご意見やご提言をいただきました町民・事業者の皆様から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

聖籠町長

西脇道夫

目次

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の背景	2
第2節	環境を取り巻く国内外の動向	3
1	地球温暖化による気候変動問題	3
2	生物多様性の危機	4
3	循環経済と海洋プラスチック問題	5
4	持続可能な開発に向けた取組の推進	6
第3節	計画の基本理念	7
第4節	計画の位置づけ	7
第5節	計画の範囲	8
1	対象地域	8
2	環境の範囲	8
第6節	計画の期間	8
第2章	環境の現状と課題	9
第1節	聖籠町の地域特性	10
1	地勢	10
2	気象	11
3	人口・世帯数	12
4	産業	13
5	土地利用状況	15
第2節	聖籠町の環境の現状	16
1	地球環境	16
2	生活環境	19
3	自然環境	25
4	快適環境	27
5	環境保全活動	31
第3節	町民意識調査結果	32
第4節	環境の現状から見た課題	34
第3章	望ましい環境像と施策の基本方針	36
第1節	望ましい環境像	37
第2節	施策の基本方針	37
第3節	施策の体系	38
第4章	施策の展開	41
第1節	地球環境	42
1	温室効果ガス排出量の削減	42
2	省エネ・再エネの推進	45

3	気候変動の適応策の推進.....	47
第2節	生活環境.....	48
1	大気環境の保全.....	48
2	水環境の保全.....	51
3	地盤環境の保全.....	52
4	化学物質等対策の推進.....	53
5	廃棄物の適正処理.....	54
6	公害苦情の適正処理.....	56
第3節	自然環境.....	57
1	地形・地質の保全.....	57
2	動植物の保全.....	58
第4節	快適環境.....	59
1	社会インフラの整備.....	59
2	農水産資源の保全.....	61
3	文化的環境の維持・保全.....	62
4	環境美化の推進.....	64
第5節	環境保全活動.....	65
1	町役場の保全活動の推進.....	65
2	町民の保全活動の推進.....	65
3	事業者の保全活動の推進.....	66
第5章	計画の推進.....	67
第1節	推進体制.....	68
1	庁内体制.....	68
2	国や県、関係機関、関係自治体との連携.....	68
3	町民・事業者・NPOとの連携・協働.....	68
第2節	進行管理.....	68
1	環境指標による継続的な調査.....	68
2	年次報告.....	68
3	計画の点検・評価及び見直し.....	69
資料編	70
環境基本計画策定の経過.....	71	
聖籠町環境基本計画策定委員会名簿.....	72	
アンケート調査.....	73	
1	調査の概要.....	73
2	調査結果.....	74
聖籠町環境基本条例.....	102	

A decorative graphic on the left side of the page consists of three overlapping circles. The top-left circle is a thin blue outline. The bottom-left circle is a thin grey outline. The central circle is a solid blue circle containing the text '第1章'.

第1章

計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

本町は、越後平野の沿岸部に位置し、飯豊連峰に源を発する加治川や新発田川、それらが流れ込む美しい日本海や白砂清松など、豊かな自然に恵まれています。四季折々の果樹をはじめとする農作物や、地形を活かした工業振興などを通じて、豊かな自然の恩恵を受けてきました。

一方、世界規模では、資源やエネルギーを大量消費する社会経済活動の定着により、地球温暖化や気候変動、生物多様性の減少、廃棄物の増加や海洋汚染など、環境を破壊する様々な問題が発生しています。

本町は、このような問題を適切に対処し、将来にわたって豊かな自然と人々が共生する地域を守り、持続可能な地域を創っていく責務があります。

これまで、本町では「聖籠町環境基本条例」を平成10年4月1日から施行するとともに、町の環境の保全に関し総合的に取り組むこととした「聖籠町環境基本計画」を平成15年3月に策定し、環境保全に関する取組を計画的に推進してきました。

平成25年3月に全面改訂を行った聖籠町環境基本計画においては「青い空、豊かな大地、ふるさとの自然を未来へ」という望ましい環境像のもと、生活環境、自然環境、快適環境の保全や循環型社会の構築、環境保全活動の推進を基本方針として掲げ、様々な施策に取り組んできました。

このような経緯や環境を取り巻く国内外の動向、前計画からの継続性を考慮しつつ、町民・町内事業者の意見を踏まえて、今後10年間の環境保全の基本方針を定め、実行していくために聖籠町環境基本計画を新たに策定します。

聖籠町環境基本条例（抜粋）

（環境基本計画の策定）

第9条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、聖籠町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境を取り巻く国内外の動向

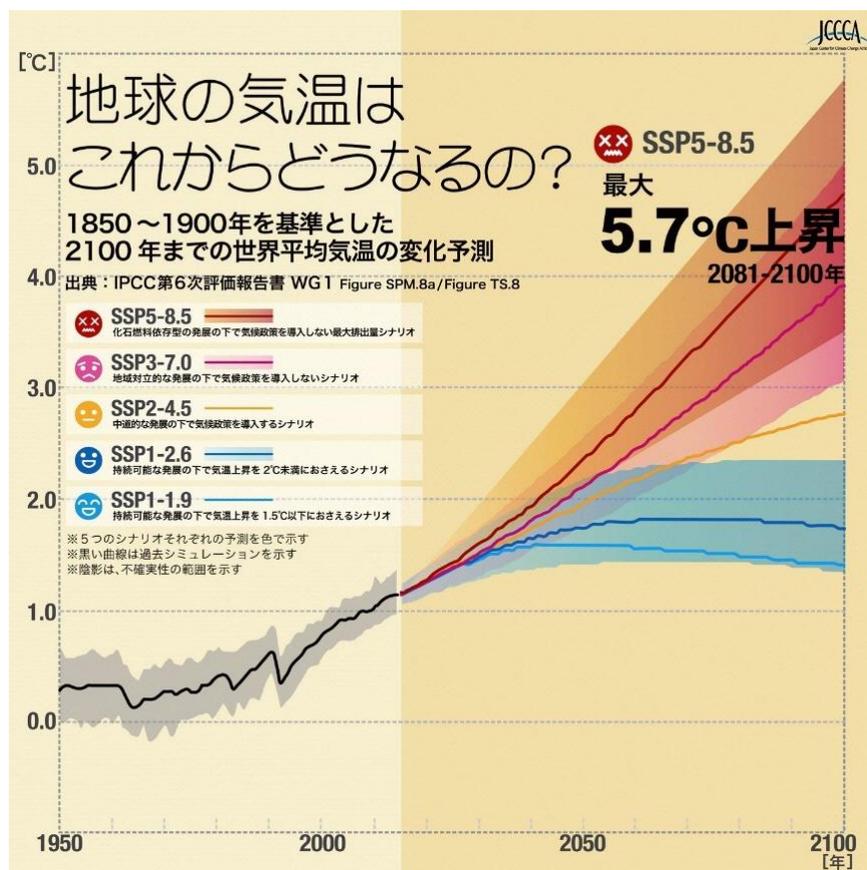
1 地球温暖化による気候変動問題

産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料の使用が増えたことで、大気中の温室効果ガスが増加しています。その結果、世界の平均気温は産業革命前と比較して2020年までに1.1℃上昇しており、今もなお上昇が続いています。

今後も温室効果ガスを継続的に排出した場合、世界の平均気温は21世紀半ばまで上昇し続け、21世紀末には産業革命前と比較して最大で5.7℃上昇することが予測されています。また、気温が現在から1.5℃上昇する場合と2℃上昇する場合では、生じる影響に大きな差があることが示されています。

これを受け、世界の国々では気温上昇を1.5℃に抑制することが合意されましたが、今後10年間に温室効果ガスの排出量を急速かつ大幅に削減しない限り、世界の平均気温の上昇は1.5℃又は2℃に抑えられないことが予測されています。

なお、地球温暖化に伴う気候変動により、すでに食料不足や海面水位の上昇、異常気象や生物多様性*への影響が生じています。さらに地球温暖化が進むと熱中症などの健康リスクや気象災害等のリスクがより高まります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

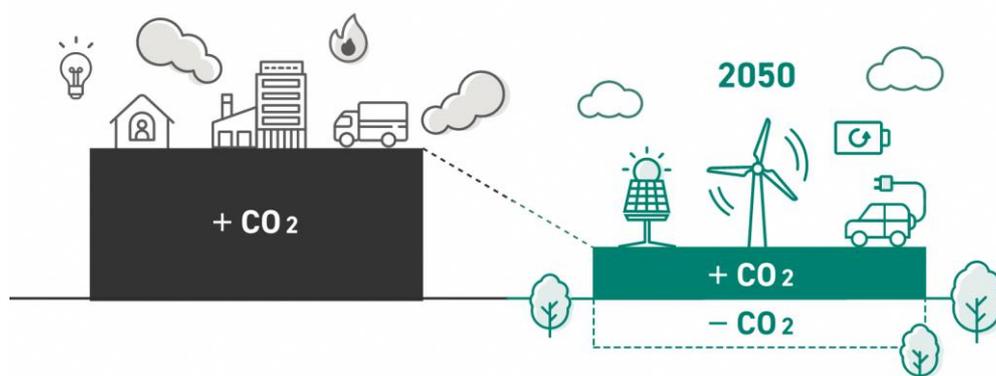
*：脚注として下枠内に記載

生物多様性：様々な生きものが、異なる環境で自分たちの生きる場所を見つけ、互いに違いを活かしながら、つながりを調和していること。

このような状況の中、日本政府は 2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル*、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。2021 年 4 月には、2050 年カーボンニュートラルに向けて「2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46% 削減を目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける」という目標を発表しました。

また、2023 年 4 月には気候変動適応法が改正され、熱中症の発生の予防を強化する仕組みを創設する等の措置を講じ、熱中症対策を一層推進することとされました。

国の動向を受け、全国の各自治体において、カーボンニュートラルに向けた取組や気候変動の適応に向けた検討が行われています。



出典：環境省脱炭素ポータル「カーボンニュートラルとは」

2 生物多様性の危機

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わり合う生態系からの恵みによって支えられています。しかし、近年、絶滅の危機に瀕している野生生物は増え続け、生物多様性が失われつつあります。過去にも自然現象などによる大量絶滅が起きていますが、現在は、人間の活動が要因となり、地球上の種の絶滅のスピードが約 100 から 1,000 倍にも加速しています。

世界の国々では 2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30 目標」や、生物多様性が失われる状況を止め、順調に回復させる「ネイチャーポジティブ」を目指す新たな目標が合意されました。

これを受け、国内では 2023 年 3 月に、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画である「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定しました。戦略では「2030 年ネイチャーポジティブ」を掲げ、その達成に向けて「30by30 目標」を含めて、森林や土壌、水、大気などの自然資本を守り活かす社会経済活動を推進することが掲げられています。

カーボンニュートラル：CO₂などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにすること。

3 循環経済と海洋プラスチック問題

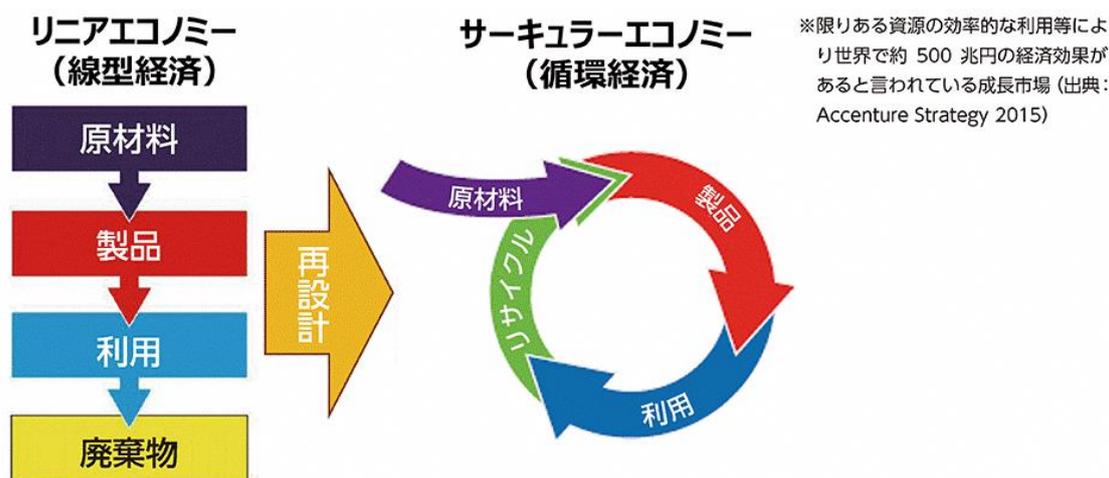
大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄を生み出すほか、天然資源の枯渇や大規模な資源採取による生物多様性の破壊など、さまざまな環境問題にも影響を及ぼしています。

環境問題が深刻化する中で、原材料から製品を製造し、使用後に廃棄する一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー*）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

日本では、2021年10月に改訂された「地球温暖化対策計画」において、3R+ Renewable（リデュース、リユース、リサイクル、リニューアブル）*をはじめとするサーキュラーエコノミーへの移行を明記しました。

資源の循環に関しては、特に、プラスチックごみによる海洋汚染が地球規模で問題になっています。プラスチックは、その高い機能性から、経済の発展に大きく寄与してきました。一方で、金属などの他の素材と比べ、資源として有効利用される割合が低く、また、不適正な処理のため、世界全体で毎年約800万トンのプラスチックごみが陸上から海洋へ流出していると推計されています、2050年には魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されています。

これを受け、世界の国々では、この海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指すビジョン（将来のあるべき姿）が共有されました。この実現に向け、世界全体で実効的なプラスチック汚染対策を進めるための議論が続けられています。



資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016)より環境省作成

出典：環境省「令和3年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（令和3年6月）

サーキュラーエコノミー：従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの。

3R+ Renewable：リデュース（ごみ・廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つのRにリニューアブル（再生可能な資源に替える取り組み）を加えたもの。

4 持続可能な開発に向けた取組の推進

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、これらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な指針です。

このアジェンダの中核を成す持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

日本では、SDGsはもちろんのこと、国全体が持続可能な経済社会、循環共生型の社会となるために、「地域循環共生圏」の実現が必要であるとしています。地域循環共生圏とは、地域の多様な資源を最大限に活用しながら、環境・社会・経済の統合的な向上を目指す考え方です。各地域が自立し、他地域とネットワークでつながり共生することで、地域、ひいては国全体が持続可能となります。地域でSDGsを実現することから、地域循環共生圏はローカルSDGsと呼ばれています。



第3節 計画の基本理念

本町では、町の環境の保全を図るために、平成10年に「聖籠町環境基本条例」を施行しました。この条例において、町の環境の保全を図る上での基本的な考え方となる「基本理念（第3条）」を以下のとおり定めています。

本計画は、この基本理念の実現を目的とします。

聖籠町環境基本条例 第3条（基本理念）

1. 良好な環境の確保と将来の世代への継承

環境の保全は、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことのできる、良好な環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことを目的として行わなければならない。

2. 人と自然とが共生する町の構築

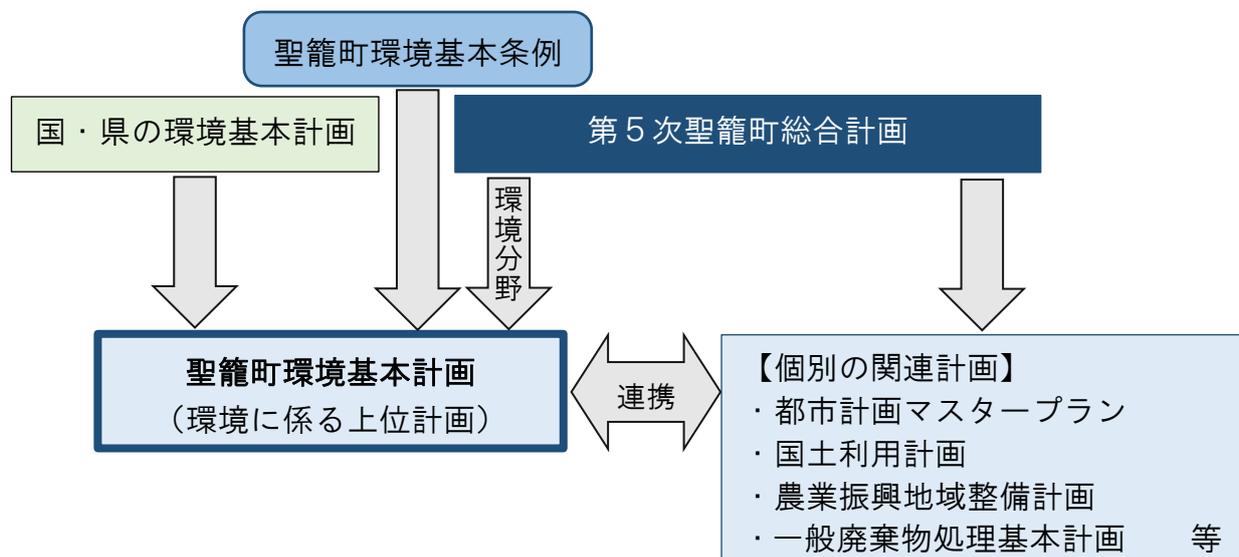
環境の保全は、町の多様な生態系の健全性を維持し及び回復に努めるとともに人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然とが共生する潤いと安らぎのある町の構築を目指して、適切に行わなければならない。

3. すべの人の積極的な取組・相互協力による循環型社会の構築

環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することを目的として、町、事業者及び町民の積極的な取組と相互の協力によって行わなければならない。

第4節 計画の位置づけ

本計画は、「聖籠町環境基本条例」の基本理念の実現に向け、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。同時に、第5次聖籠町総合計画を環境面から推進し、本町の環境行政の基礎となる、優位性のある計画としての役割と性格を持ちます。



第5節 計画の範囲

1 対象地域

本計画が対象とする地域は、聖籠町全体とします。ただし、河川などのように流域として捉える必要がある場合やその他広域的な取り組みが必要な場合においては、国や県、他市町村等と協力し、取組を進めます。

2 環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、地球環境、生活環境、自然環境、快適環境、環境保全活動の5分野とします。

なお、環境の範囲は、時代と共に変化してきており、将来の社会や町民の要請の変化に応じ、計画の対象となる環境の範囲が変化することが考えられます。

分野	環境の範囲
1. 地球環境	温室効果ガス排出量、省エネルギー・再生可能エネルギー、気候変動への適応策
2. 生活環境	大気環境（環境大気質、騒音・振動、悪臭）、水環境（河川・海域、池沼）、地盤環境、化学物質等対策、廃棄物（ごみ処理量・リサイクル、不法投棄）、公害苦情
3. 自然環境	地形・地質、動植物
4. 快適環境	社会インフラの整備（上下水道、交通環境、都市環境）、農水産資源の保全、文化的環境の維持・保全、環境美化の推進
5. 環境保全活動	1 から 4 の保全に向けた活動

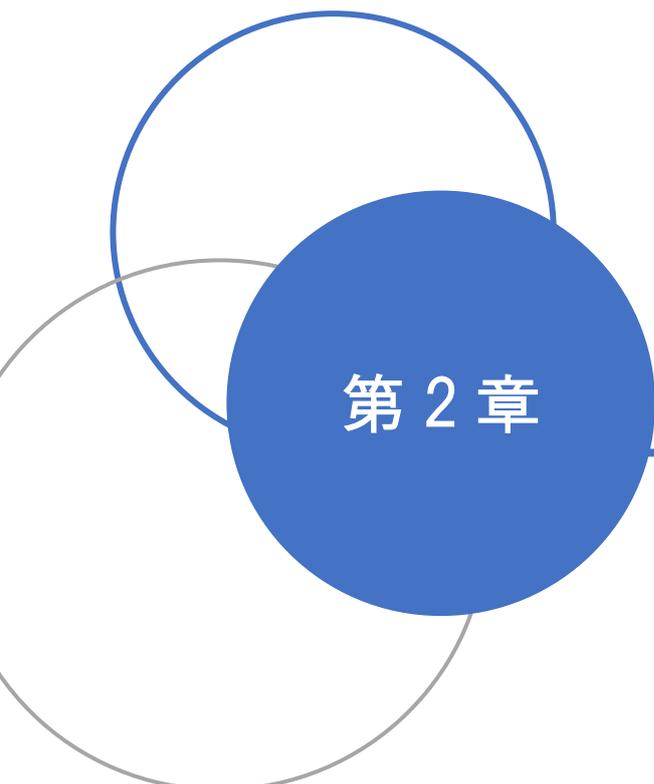
第6節 計画の期間

本計画は、「第5次聖籠町総合計画（2021～2030年度）」を環境面から推進するものです。

よって、総合計画との整合性を図るため、計画の期間は2024～2033（令和6～15）年度の10年間とします。

なお、必要に応じて、中間年度である2028（令和10）年度に見直しを行います。

環境基本計画の期間	2024～2033（令和6～15）年度 中間年度：2028（令和10）年度
-----------	--

A decorative graphic on the left side of the page consists of three overlapping circles. The top-left circle is a thin blue outline. The bottom-left circle is a thin grey outline. The central circle is a solid blue circle containing the text '第2章'.

第2章

環境の現状と課題

第1節 聖籠町の地域特性

1 地勢

聖籠町は、新潟県の海岸地帯の北部に位置しており、飯豊連峰に源を発する加治川の下流にあります。

総面積は 37.58 k m²であり、北は日本海に面し、東と南は新発田市、西は新潟市に接しています。標高は、最高点が 30.3m、平均が 6.9mとほぼ平坦な地域です。

国際拠点港湾である新潟東港周辺は、工業地帯や住宅団地等による都市化が進展していますが、この地域以外は、従来の農村的な雰囲気の色濃く残っており、都市的機能と農村的機能が混在している町となっています。

【聖籠町の位置】



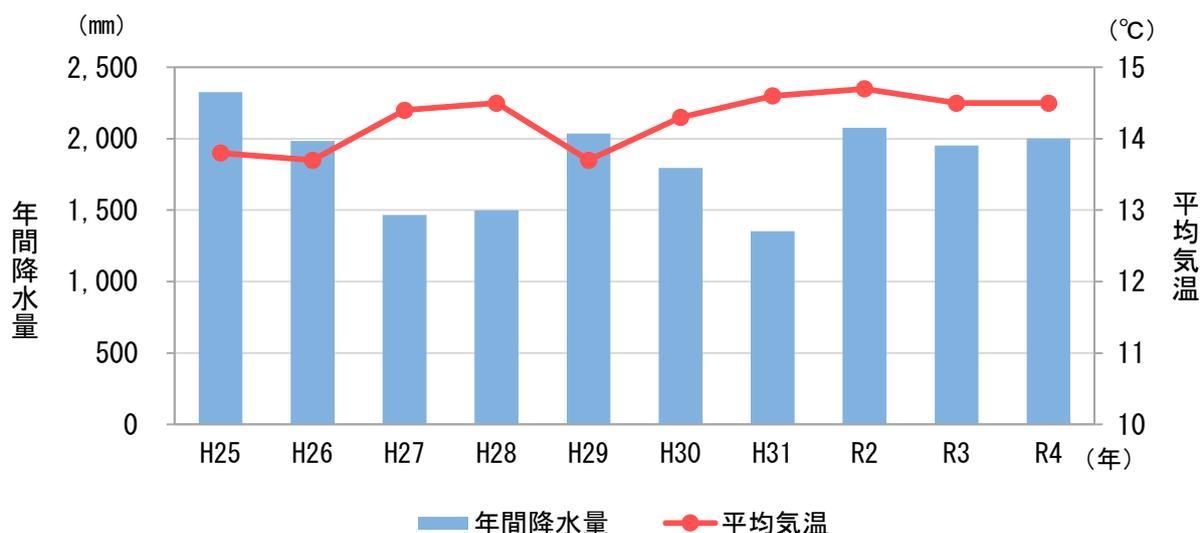
2 気象

夏は高温多湿、冬は北西の季節風が強い、日本海沿岸部特有の気候となっています。曇天日が多く、新潟県内としては積雪の少ない地域です。

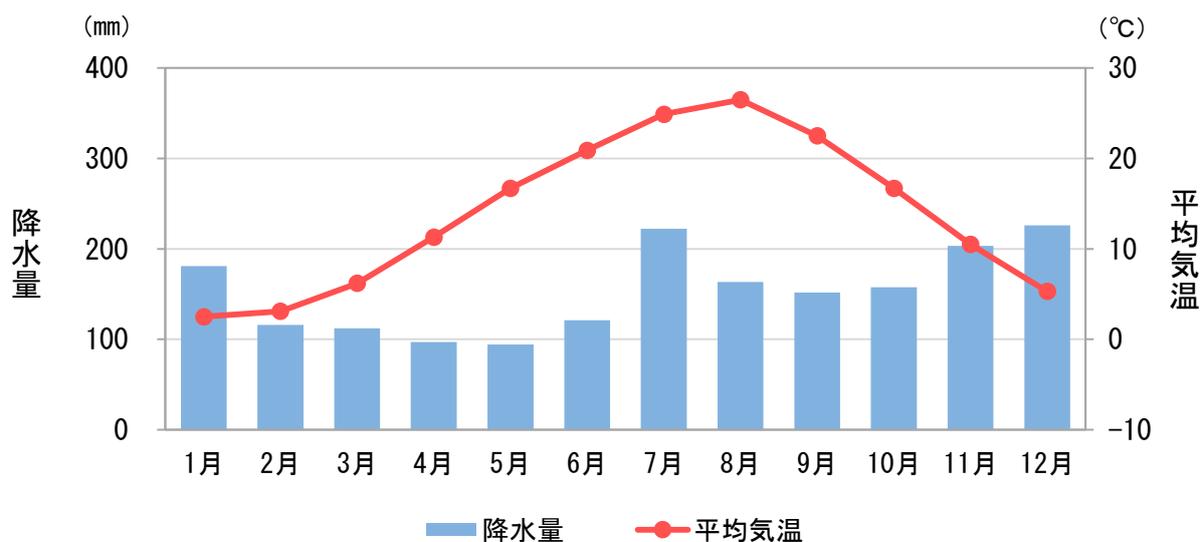
平成 25 年から令和 4 年までの過去 10 年間の年平均気温は 14℃前後、年間降水量の平均は 1,850mm 程度です。

過去 30 年間の月平均気温は、夏季が 24.6℃、冬季が 3℃前後です。降雨量は梅雨時期と冬期で多くなっています。

【年間降水量・平均気温の推移（新潟地方気象台）】



【1991 年～2020 年平均の月間降水量と平均気温（新潟地方気象台）】



資料：いずれのグラフも気象庁「過去の気象データ（観測地点：新潟）」
(2023 年 11 月時点)

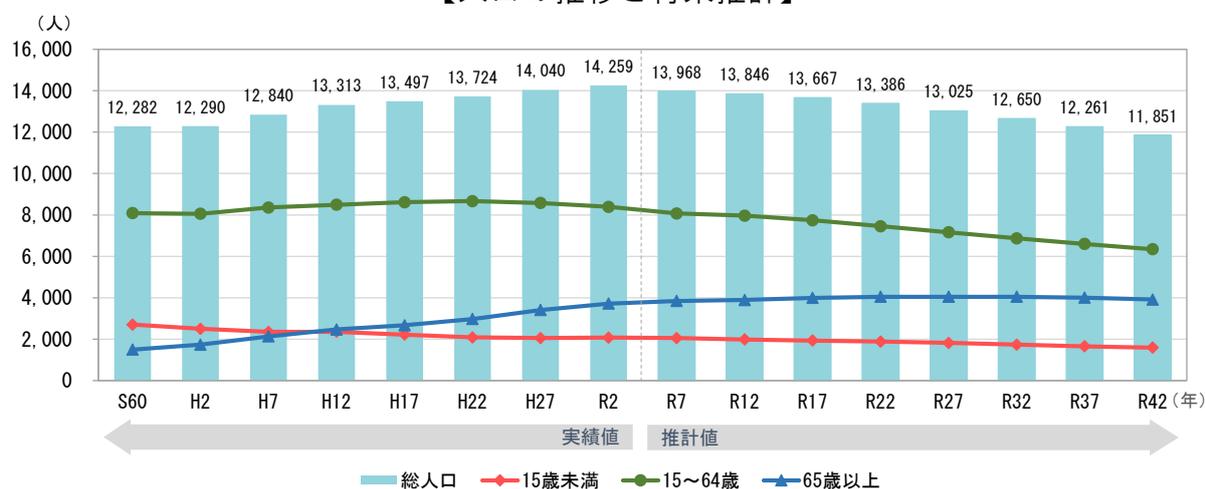
3 人口・世帯数

令和2年の国勢調査によると、本町の人口は14,259人です。昭和60年から令和2年では年々増加していますが、今後は減少に転じる見込みです。令和2年時には、平成27年と比べて人口が増加している県内で唯一の市町村となっています。65歳以上の人口は増加傾向が続いており、平成12年からは15歳未満の人口を上回っています。15～64歳の人口は毎年8,400人前後で推移しており、将来的には減少する見込みです。15歳未満の人口は昭和60年以降減少傾向にあります。

世帯数については、昭和60年以降一貫して増加していますが、1世帯あたりの人員は減少しており、核家族や単身者の世帯が増加していると考えられます。

合計特殊出生率は、令和2年は1.91と、新潟県平均の1.33と比較して高い値となっています。今後も高い水準のまま、ほぼ横ばいに推移することが見込まれます。

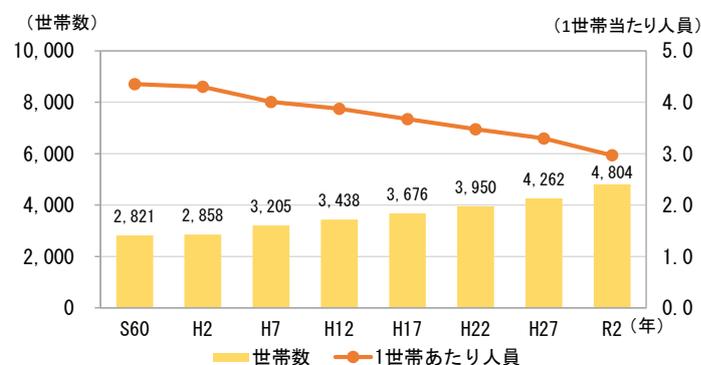
【人口の推移と将来推計】



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）、

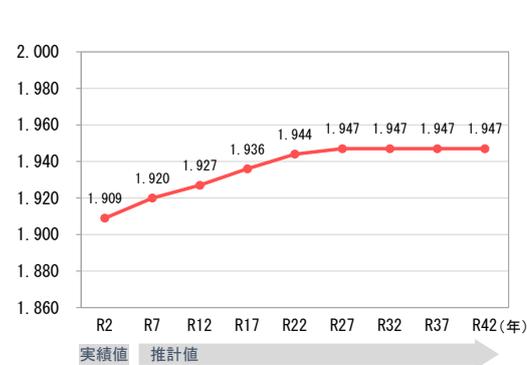
聖籠町人口ビジョン2020 第2期まち・ひと・仕事創生総合戦略（2023年度改訂版）

【世帯数と1世帯あたりの人員の推移】



資料：総務省「国勢調査」（昭和60年～令和2年）

【合計特殊出生率の推移】



資料：新潟県「令和4年福祉保健年報」、
聖籠町人口ビジョン2020 第2期まち・ひと・仕事創生総合戦略
（2023年度改訂版）

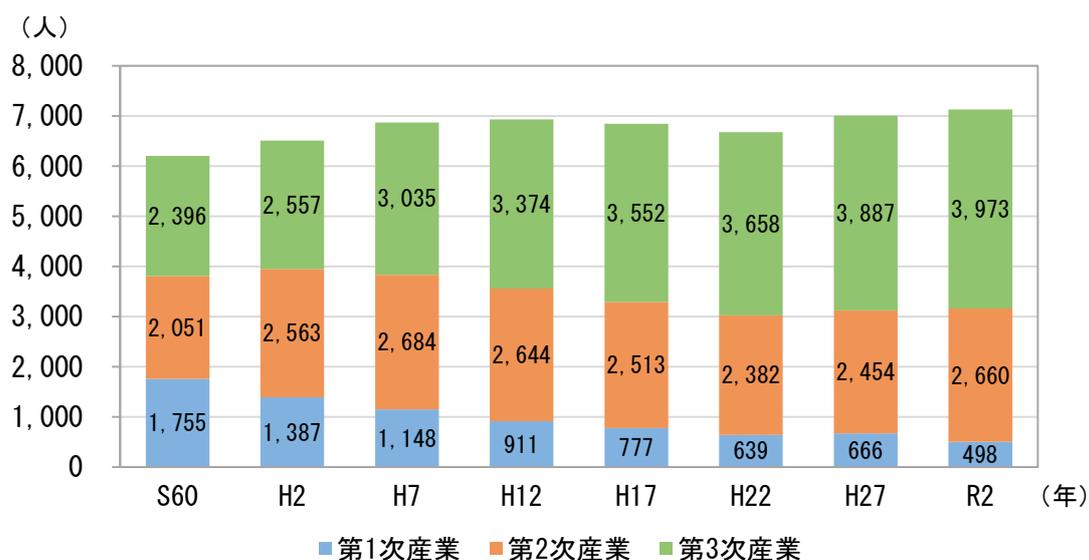
4 産業

(1) 産業別就業者数

本町の就業者数は、令和2年の国勢調査では7,220人となっており、昭和60年と比べて1,009人（約16.2%）増加しています。

産業別の推移をみると、第3次産業は昭和60年以降毎年増加している一方で、第1次産業は減少傾向にあります。第2次産業は毎年2,500人前後で推移しています。

【産業別就業者数の推移】



資料：総務省「国勢調査」（昭和60年～令和2年）



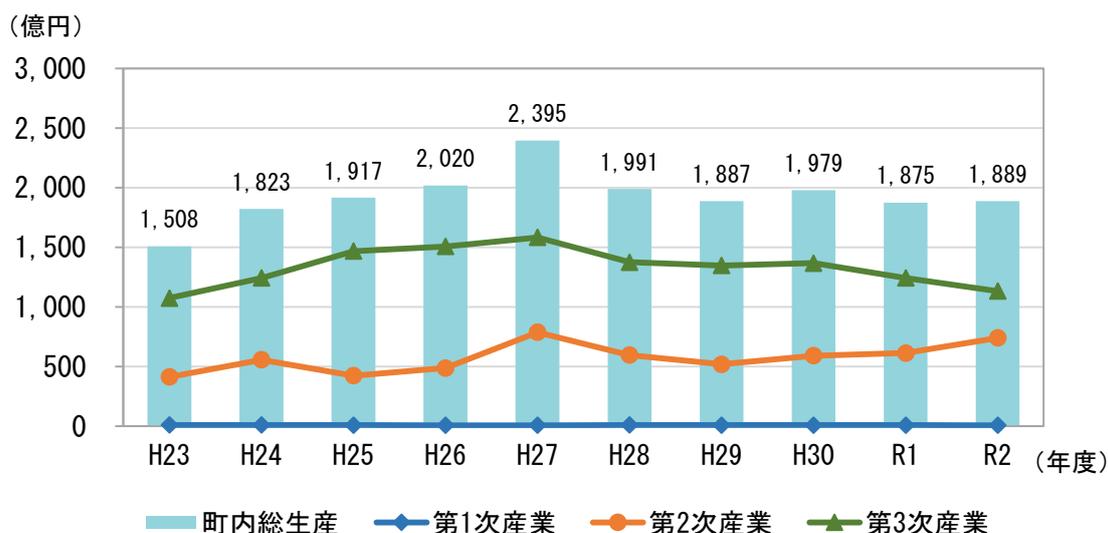
第3次産業の例（LNG船）

(2) 産業構造

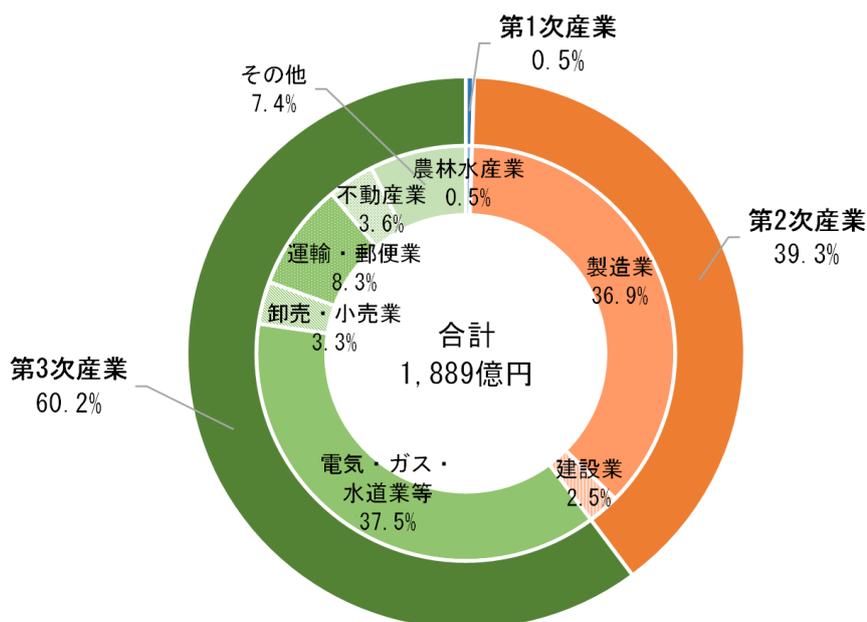
令和2年度の本町の町内総生産は約1,889億円であり、平成23年度と比べて約382億円(約25.3%)増加しています。産業別の推移をみると、第3次産業は平成27年度をピークに減少傾向にあります。第2次産業は平成30年度以降増加傾向にあります。第1次産業は横ばいに推移しています。

令和2年度の町内総生産のうち、製造業と電気・ガス・水道業等の生産額が多くなっています。新潟東港工業地帯の立地企業による影響が大きいと考えられます。

【町内総生産・実額の推移】



【令和2年度産業別町内総生産(構成比)】

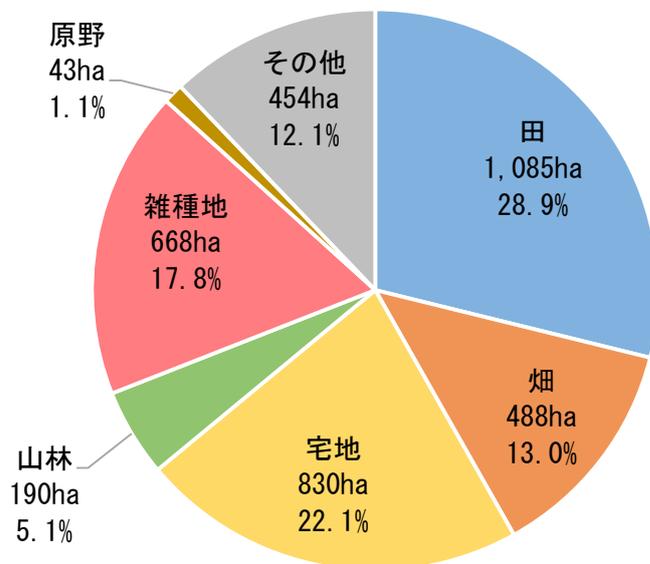


資料：いずれのグラフも新潟県「令和2年度市町村民経済計算(平成23年度～令和2年度)」

5 土地利用状況

本町の令和2年時点の土地利用状況をみると、田が最も多く約3割を占め、次いで宅地（22.1%）、雑種地（17.8%）、畑（13.0%）の順となっています。

【令和2年の土地利用状況】



資料：第5次聖籠町総合計画【2021▶2030】（令和3年6月）



田園風景



東港

第2節 聖籠町の環境の現状

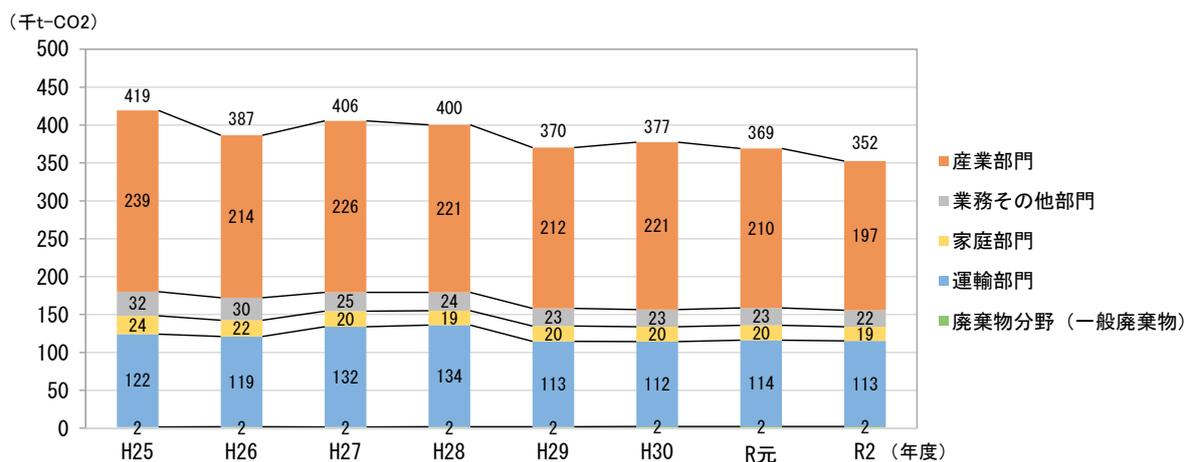
1 地球環境

(1) 温室効果ガス排出量

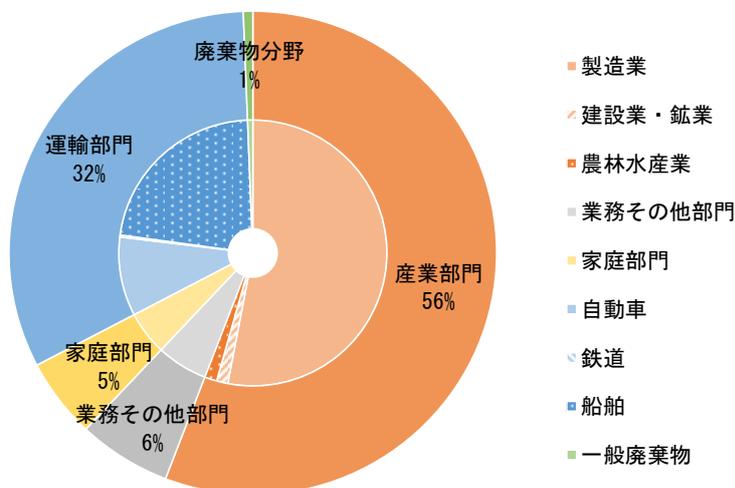
自治体排出量カルテによると令和2年度（最新年度）の本町全体の温室効果ガス排出量は352千t-CO₂と、平成25年度に比べて67千t-CO₂（約16%）減少しています。部門・分野別の推移をみると、平成25年度と比べて産業部門は約18%減、業務その他部門は約31%減、家庭部門は約20%減、運輸部門は約7%減となっています。

令和2年度の排出量の部門・分野別構成比をみると、産業部門が56%、運輸部門が32%を占めており、産業部門では製造業、運輸部門では船舶の割合が多くなっています。本町が新潟東港工業地帯を有していることから、事業活動による活動量の変化や省エネルギー対策などが町全体の排出量に大きく反映される傾向にあります。

【部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の推移】



【令和2年度の排出量の部門・分野別構成比】



出典：いずれのグラフも環境省「自治体排出量カルテ」（令和5年11月時点）

(2) 省エネルギー・再生可能エネルギー

温室効果ガス排出量を減らすためには、省エネルギーと再生可能エネルギー導入の推進が必要です。

省エネルギーは、節電や高効率製品への買い替えなど、エネルギーを効率的に使うことをいいます。

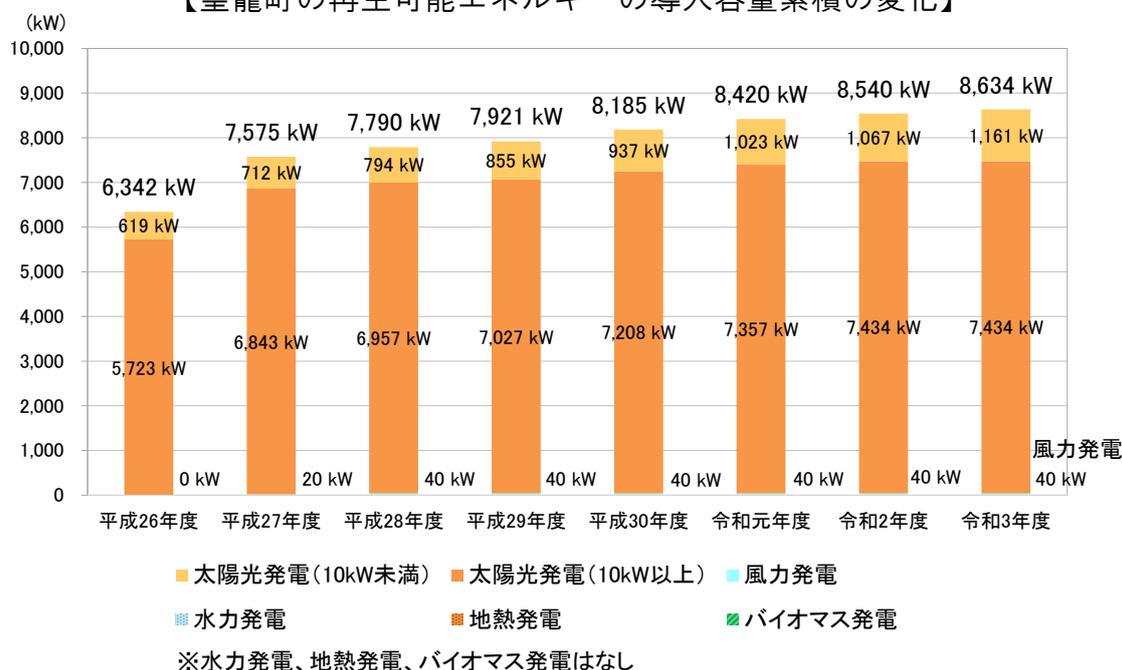
再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱、地中熱などの、繰り返し利用できる地球にやさしいエネルギーです。

本町の再生可能エネルギーの導入容量は、令和3年度で8,634kWです。太陽光発電がほとんどを占めており、10kW以上の事業者等による導入が8割以上となっています。10kW以上の住宅等による導入も年々増加しています。

さらに、2024年10月には、輸入木質ペレットを主な燃料とする「新潟東港バイオマス発電所」が営業運転開始する予定です。発電出力は50,000kWで、年間の発電電力量は一般家庭の約117,000世帯分の年間電力消費量に相当し、年間約190,000トンの温室効果ガスの削減を見込んでいます。

また、本町では広報紙を活用して省エネ・再エネに関する取組の啓発を行っています。

【聖籠町の再生可能エネルギーの導入容量累積の変化】



出典：環境省「自治体排出量カルテ」（令和5年11月時点）

(3) 気候変動への適応策

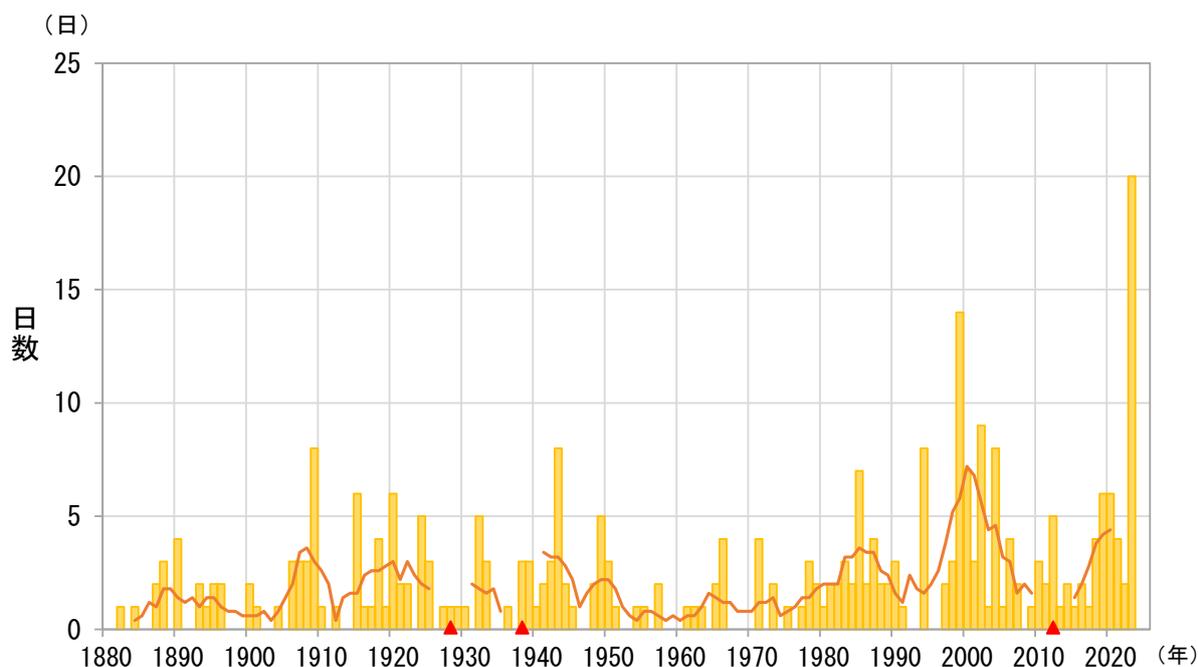
気候変動の影響により、猛暑や集中豪雨等の気象災害が頻発化しています。

新潟地方気象台によると、2023年9月までの猛暑日（日最高気温35℃以上）の日数は近傍の新潟市で20日となり、観測史上1位を更新しました。特に1990年代以降、猛暑日や熱帯夜が増えており、熱中症の増加や町の産業、生態系などへの影響が懸念されます。

今後さらに厳しくなる暑さに備え、熱中症予防の普及啓発や熱中症警戒情報の周知、指定暑熱避難施設*の創設など、命と健康を守るための熱中症対策をより一層推進することが重要です。また、農作物の品質低下や生育障害、漁業資源の減少等への対策を講じる必要があります。

雨の降り方も変化しており、新潟地方気象台では1時間降水量50mm以上の激しい雨の発生頻度が増加しています。豪雨による災害を防ぐために、インフラ整備や警戒避難体制の強化などが求められています。

【新潟（新潟市）の年間猛暑日日数】



▲印：観測場所の移転や観測方法などを変更した年（1928年、1938年、2012年）。

折れ線（オレンジ）：5年移動平均値（▲前後は示していない）

※2023年は9月までの速報値

資料：気象庁「大都市における猛暑日日数の長期変化傾向」（令和5年9月時点）、
新潟地方気象台「新潟県の気象概況」（令和5年1月～9月）

指定暑熱避難施設：冷房設備を有し、熱中症特別警戒情報が発表された際に広く開放できる等の要件を満たす施設。

2 生活環境

(1) 大気環境

ア 環境大気質

本町における二酸化硫黄（SO₂）*、二酸化窒素（NO₂）*、浮遊粒子状物質（SPM）*の濃度は、いずれも環境基準に適合しています。

しかし、東アジア大陸からの越境汚染が原因と考えられる光化学オキシダント（O_x）*は、毎年環境基準を超過する日が発生しています。ただし、環境基準を超過する日数は毎年減少傾向にあります。光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上となり、新潟県が注意報を発令した際は、町民への速やかな情報伝達に努めます。

【環境基準適合状況（令和元年度～3年度）】

項目			二酸化硫黄（SO ₂ ）		二酸化窒素（NO ₂ ）	光化学オキシダント（O _x ）	浮遊粒子状物質（SPM）	
基準			1時間値の1日平均値0.04ppm以下かつ1時間値0.1ppm以下		1時間値の1日平均値0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	1時間値が0.06ppm以下	1時間値の1日平均値0.10mg/m ³ 以下かつ1時間値0.20mg/m ³ 以下	
評価方法			長期的評価	短期的評価	98%値評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価
元年度	県測定局	杉谷内	○	○	○	△（26日）	○	○
		次第浜	○	○	○	△（41日）	○	○
2年度	県測定局	杉谷内	○	○	○	△（24日）	○	○
3年度	県測定局	杉谷内	○	○	○	△（8日）	○	○

○：環境基準に適合、△：環境基準を超過する日あり、超過日数を（ ）内に記載

※次第浜局は令和2年度より施設老朽化のため測定を廃止

資料：新潟県「大気汚染測定結果報告」（令和元年度～3年度）

二酸化硫黄：石油等の硫黄分を含む燃料の燃焼により生じる。高濃度で人の呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質になる。

二酸化窒素：化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等さまざまである。燃焼の過程から排出される際には大部分が一酸化窒素だが、大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となる。高濃度で人の呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因になる。

浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する微粒子のうち粒子の大きさが10μm以下のものをいう。高濃度で人の気管や肺に沈着して呼吸器系に影響を与える。

光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物と炭化水素が、紫外線の影響によって、光化学反応を起すことで生じる汚染物質の集合体をいう。「光化学スモッグ」の原因になり、高濃度では人の粘膜を刺激し、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物等植物への影響も知られている。

イ 騒音・振動

本町では、道路沿道での騒音・振動発生が課題となっているため、発生状況について監視を行っています。

令和4年度における道路交通騒音の測定結果は、昼間、夜間ともに環境基準値を超過していましたが、自動車騒音の要請限度*には昼間、夜間ともに達していません。

また、令和4年度の道路交通振動の測定結果は、昼間、夜間ともに要請限度の基準に適合していました。

工場・事業所、建設作業による騒音・振動の発生については、県と連携を図りながら環境の改善に努めています。

【道路交通騒音（令和4年度）】

（単位：デシベル）

路線名	地点名	昼間	夜間	環境基準値		要請限度		類型指定状況
				昼間	夜間	昼間	夜間	
国道 113号	網代浜	71 (×)	66 (×)	70	65	75	70	幹線交通を担う道路に近接する空間

○：環境基準に適合、×：環境基準に不適合

資料：令和4年度自動車騒音常時監視結果

【道路交通振動（令和4年度）】

（単位：デシベル）

路線名	地点名	昼間	夜間	要請限度		類型指定状況
				昼間	夜間	
国道113号	網代浜	50 (○)	41 (○)	65	60	道路交通振動に係る要請基準

○：環境基準に適合、×：環境基準に不適合

資料：令和4年度道路交通振動調査結果

ウ 悪臭

本町の悪臭苦情は、件数は少ないものの依然として発生しています。悪臭苦情で多く寄せられる野焼きの問題については、剪定枝等についても行わないよう指導しています。

全般としては良好な状態にある臭気環境を維持するとともに、局地的に発生していると考えられる悪臭については、状況の把握に努めつつ、適切な対応を行っています。

要請限度：騒音規制法又は振動規制法に基づき、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長から県公安委員会又は道路管理者に対し、自動車騒音・振動を減少させるよう措置を執ることを要請する際の限度。
なお、環境基準は、環境基本法に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。

(2) 水環境

ア 河川・海域

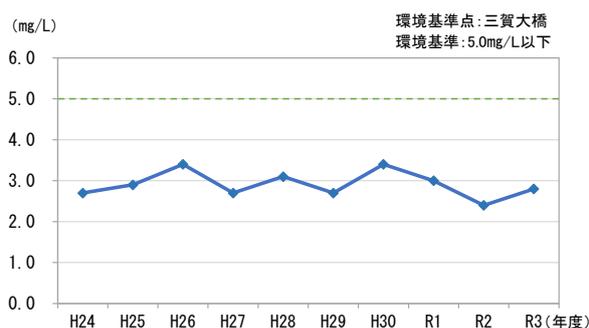
町内河川の水環境について、環境基準 C 類型に指定されている新発田川の平成 24 年度から令和 3 年度の BOD（生物化学的酸素要求量）*は、環境基準（5.0mg/L 以下）に適合しています。

環境基準の類型指定がなされていない河川の BOD 平均値の推移をみると、中田川と新発田川放水路は 2.6mg/L 前後で推移していますが、派川加治川は毎年大きく変動しています。金清水川は、令和 3 年度に大幅に増加しています。

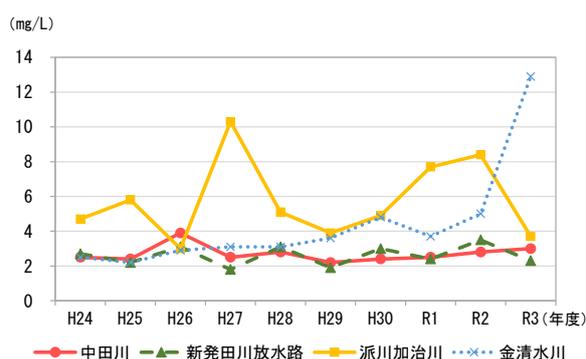
町内の海域については、東港海域が環境基準 B 類型に指定されています。過去 10 年間の COD（化学的酸素要求量）*平均値の推移をみると、環境基準（3.0mg/L 以下）を上回っている年が新潟東港 No.1、No.2 とともに数回あります。

このように、本町を流れる河川及び海域の水質は、依然良好とはいえない状態にあります。流域下水道計画の推進を中心に、水質汚濁防止のための取組を継続して実施しています。

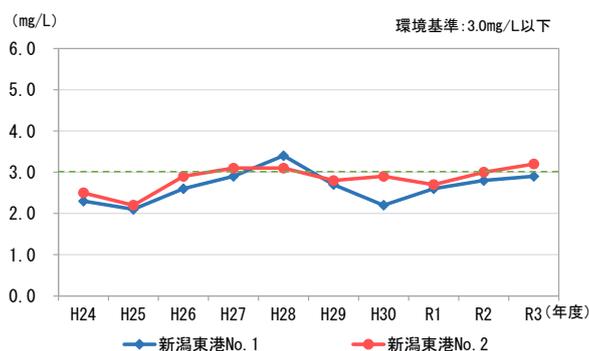
【新発田川の BOD 平均値の推移】



【環境基準無指定河川の BOD 平均値の推移】



【海域の COD 平均値の推移】



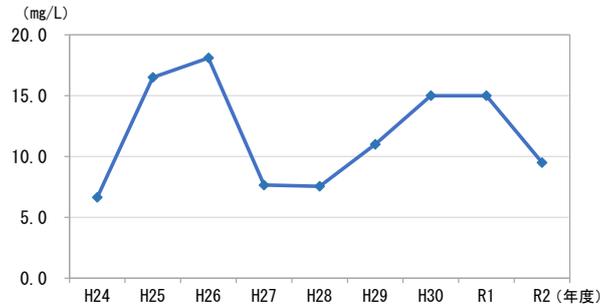
資料：水質測定結果（平成 24 年度～28 年度）、聖籠町の環境（令和 4 年度版）

BOD（生物化学的酸素要求量）：河川の水や工場排水の中の汚染物質（有機物）が微生物の働きによって分解されるときに必要なとされる酸素量のこと。環境基準では河川の汚濁指標として採用しており、この値が大きいほど水質が汚濁していることを意味する。
 COD（化学的酸素要求量）：海水や河川の有機物等汚染源となる物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いことを示す。

イ 池沼

本町には弁天潟、ひょうたん池等の池沼があります。特に弁天潟では、浄化対策が行われていますが、水質改善がみられません。弁天潟そのものの浄化対策を継続するとともに、流入水の汚濁負荷の低減を推進しています。

【弁天潟の BOD 平均値の推移】



資料：弁天潟水質調査結果（平成 24 年度～28 年度）、
聖籠町の環境（令和 4 年度版）

（3） 地盤環境

本町の土壌・地下水環境は概ね良好な状態にあります。今後とも良好な状態を維持するため、土壌や地下水に有害物質が流出しないための措置を行います。

また、本町では地盤沈下地域としての指定を受けておらず、地盤沈下の報告もありません。しかし、消雪パイプ等で地下水を利用しており、地質的には周辺の地盤沈下地域である新潟平野と同様の状況にあるため、県が実施する地盤沈下調査等を注視していきます。

（4） 化学物質等対策

化学物質を利用して作られた製品は人々の生活を便利で豊かにしますが、その一方で人や動植物への悪影響を与えるおそれ（環境リスク）があるものもあります。環境リスクを低減するために、身の回りの化学物質の性質を正しく理解し、危険性のある、あるいは疑われるものは可能な限り安全なものに替えていく必要があります。

本町の環境中のダイオキシン類*濃度については、県が令和 4 年度に実施した調査によると東港新橋を調査地点とした新発田川の水質と、山倉を調査地点とした土壌は環境基準を満たしています。

ダイオキシン類：特に 250～400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすい、毒性を有する有機塩素化合物の一種。

(5) 廃棄物

ア ごみ処理量・リサイクル

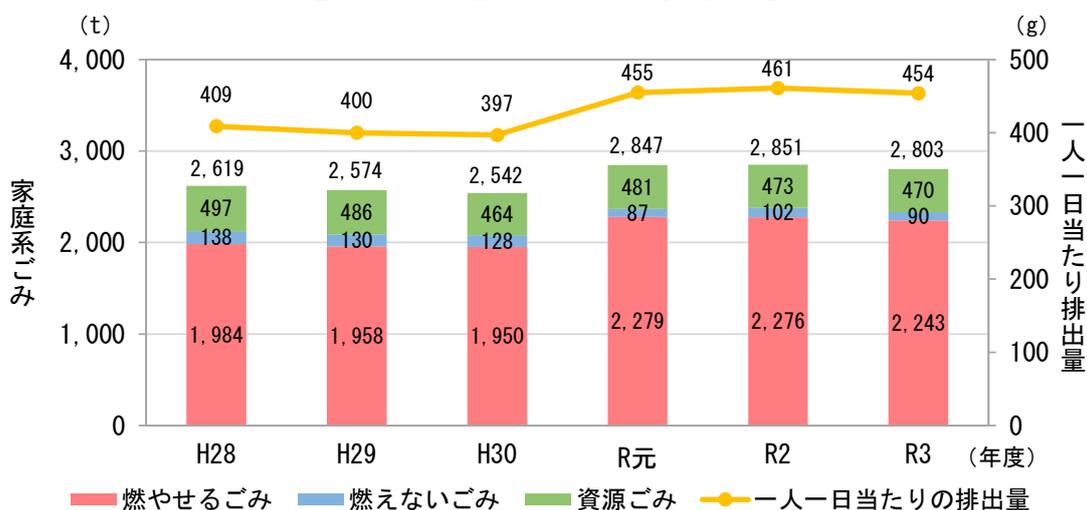
本町では循環型社会の構築に向けて、分別回収、リサイクル、町民への啓発を続けています。

町内の家庭系ごみの処理量は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて減少傾向にありましたが、平成 30 年度で生ごみ収集事業を終了したことで、令和元年度に燃やせるごみの処理量が増加しています。1 人 1 日当たりの排出量は町全体のごみ処理量の推移に準じています。

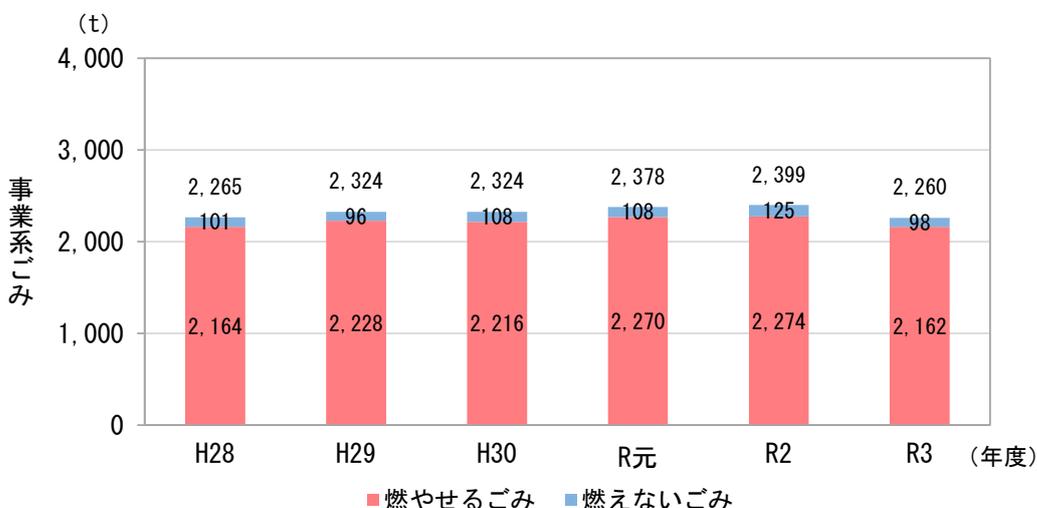
一方、事業系ごみの処理量はほぼ横ばいで推移しており、減少していません。

ごみの排出量削減に向けて、食品ロス*や廃棄物の発生抑制（リデュース）、製品の再使用（リユース）に積極的に取り組むほか、再生利用（リサイクル）による資源の循環利用を一層推進していく必要があります。

【ごみの処理量の推移（家庭系）】



【ごみの処理量の推移（事業系）】



資料：聖籠町の環境（令和 3 年度～4 年度版）

食品ロス：本来食べられるにも関わらず、捨てられる食品のこと。

イ 不法投棄

令和4年度の不法投棄件数は11件でした。本町では、不法投棄が発生した箇所に看板を設置する等地域住民への啓発を行い、不法投棄がされにくい環境の醸成に努めていますが、依然として不法投棄はなくなる状況にありません。

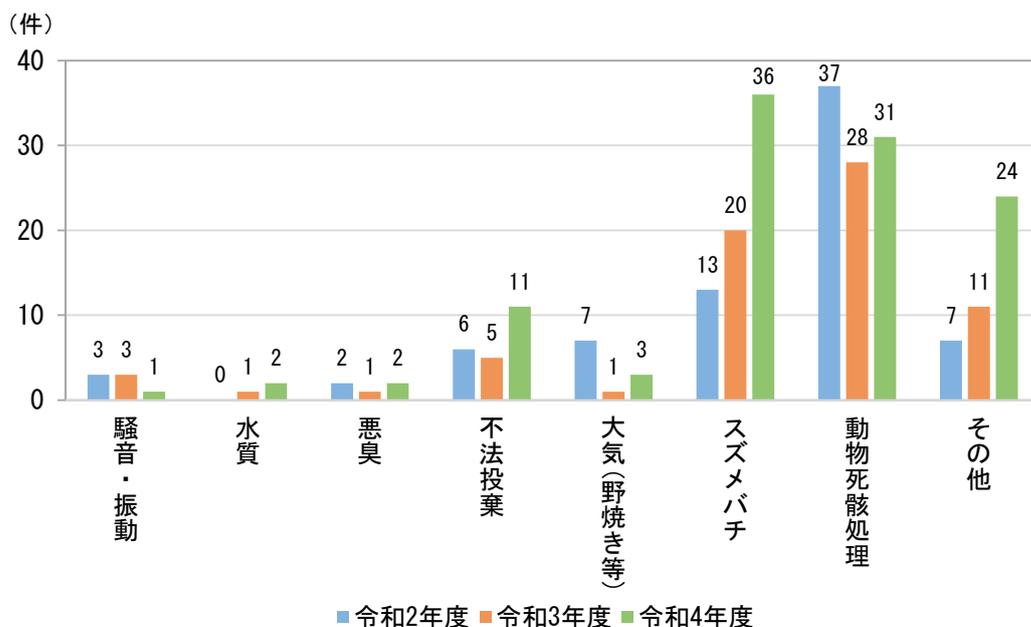
【不法投棄の現状と対策】

不法投棄件数	令和4年度：11件	
不法投棄場所	水辺	聖籠海岸、新発田川放水路
	道路沿い	町道、農道、新新バイパス
投棄物	廃家電、廃タイヤ、家庭ごみ等	
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・職員によるパトロール ・町民からの情報提供 	

(6) 公害等苦情

令和4年度の苦情件数は、スズメバチ、動物死骸処理、その他の順で多くなっています。令和4年度のスズメバチの件数は令和2年度と比べて約3倍に増加しています。動物死骸処理については、ネコなどが多く、毎年30件前後で推移しています。その他の内訳として、敷地の適切管理に関するものが多くみられ、空き地の増加や景観への意識が高くなっていることがわかります。

【公害等苦情件数の推移】



※スズメバチはスズメバチ駆除補助金活用件数

3 自然環境

(1) 地形・地質

本町では、海岸線に並行して何列もの砂丘が並んでいます。砂浜はレクリエーションの場としての利用やハマナスなどの海浜植物の生育地となっていますが、海岸浸食が進んでいます。

また、本町の地質は、砂丘堆積物、後背湿地及び砂丘間低地堆積物、河川及び海浜堆積物よりなっていますが、都市化や産業化の進展により地形の改変が進んでいます。

(2) 動植物

ア 植物

本町の植生は、海岸線にハマナス、ハマヒルガオが群生し、クロマツ林が海岸部から内陸部にかけて点在しています。こうした海岸部の貴重な砂丘植生も砂丘の縮小により減少しており、クロマツ林やアカマツ林は松くい虫による被害の防止が必要です。

また、山王森には、ブナ科のアベマキが群生しており、県の緑地環境保全地域に指定されています。町内の樹林地や農地は生物の生息場所となっていますが、年々減少しています。

【貴重な植物】

名称	内容
山王森緑地環境保全地域 (県指定)	日枝神社のアベマキ林は、県内で最も規模が大きく、自然が良好に残された樹林地として貴重。
天然記念物(町指定) 根上がり松	次第浜の根上がり松は樹齢 800 年ともいわれ、その勇ましさと奇形さにすばらしさがある。
クロマツ(町の木)	砂丘地帯に広がる松林は、町のシンボリック景観。
ハマナス(町の花)	海岸砂丘に群生するバラ科の落葉低木。

出典：新潟県 HP「山王森緑地環境保全地域」(令和 5 年 11 月時点)、

聖籠町 HP「聖籠町は、こんな町です」「聖籠町の文化財」(令和 5 年 11 月時点)



はまなす



根上り松

イ 動物

樹林地では猛禽類の一種であるフクロウ、ミミズク、水辺ではハクチョウ、サギ類等の水鳥やきれいな水を好むトミヨ、イトヨ等の魚が生息しています。

このように、現存する樹林や水辺には動物が生息していますが、農地・樹林の減少や、河川・水路のコンクリート護岸、農閑期には用排水路への水の流入停止などにより、動物の生息環境が圧迫されています。

【貴重・主要な動物】

種類	名称
昆虫	アラメエンマコガネ、キアシハナダカバチモドキ、ニッポントゲムネバチ
魚類	トミヨ、イトヨ
鳥類	ハクチョウ

4 快適環境

(1) 社会インフラの整備

ア 上下水道

上水道普及率は令和 2 年度末で 99.2%となっています。町役場では維持管理と水質検査を十分に行っていますが、今後も継続して安全な水道水の供給を図る必要があります。

下水道に関しては、全集落の下水道供用がなされ、令和 2 年度末の普及率は 99.7%となっています。水洗化率（接続率）は 89.6%であり、下水道施設の利用効率を高めるため、今後も水洗化率の向上に向けた継続的な働きかけが必要です。

イ 交通環境

本町は、国道及び県道が幹線道路として機能しており、これを基幹として町道及び農道が網状にネットワークを形成して道路網を構成しています。

幹線道路としては、日本海東北自動車道や、国道 7 号（新新バイパス）、国道 113 号の一般国道、新潟新発田村上線の主要地方道があり、一般県道は網代浜新発田線など 4 路線が整備されています。

また、集落内における道路の拡幅等を推進していますが、依然として狭あいな道路があり、歩道や自動車道の整備が十分ではありません。

【本町の主要道路】



ウ 都市環境

本町に残る昔ながらの集落景観や田園景観は、聖籠らしい都市環境を形成していますが、宅地化や道路網の整備に伴う沿道の開発により都市環境が変化しており、町民が日常の中で親しむことのできる公園が少ない状態にあります。

また、かつてのアカマツ林に象徴される聖籠の豊かな緑は宅地化等により失われ、現在は固有の残存林、屋敷林、社寺林等が点在して残っているのみとなっています。地域に残る歴史的資源や身近な緑は、生活に潤いを与え、地域の景観を呈していますが、屋外広告物が乱立して景観を損なっている場所もみられます。

【公園一覧】

種 類	名 称
都市公園	位守山史跡公園、あかね公園、汐美台公園、亀塚第2公園、正庵公園、櫻美公園、弁天瀧風致公園
その他公園	山王森史跡公園、中央公園、加治川河川公園、新潟県運転免許センター内交通公園、新発田川放水路聖籠大堰管理棟敷地内公園、県立聖籠緑地 ※ この他、児童遊園（20か所）

出典：聖籠町 HP「公園」（令和5年11月時点）

【聖籠町の土地利用状況】



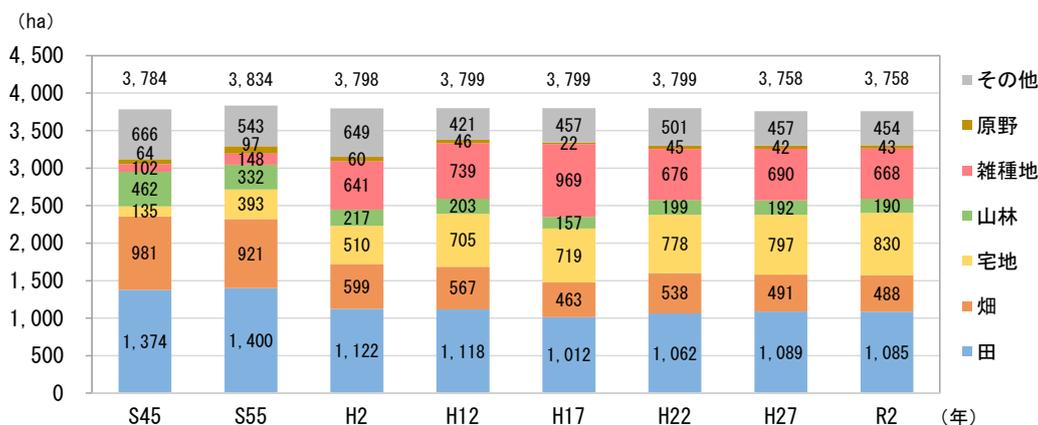
出典：国土地理院撮影の空中写真（2009年撮影）

(2) 農水産資源の保全

本町の令和2年の土地利用状況は、田や畑などの農地が約4割となっています。農地は、農作物を安定して供給する役割や観光農園などレクリエーションの場としての役割だけでなく、景観を形作る基本でもあり、地下水への水の供給機能や生物への生息空間の提供、洪水時の調整機能など多くの環境保全機能を有しています。

昭和45年から令和2年までの50年間で約30%の農地が減少し、一部は耕作放棄等により荒廃が進んでいます。また、農家の減少や高齢化も進んでいることから、農業の活性化は地域の環境保全に欠かせません。

【土地利用状況の推移】

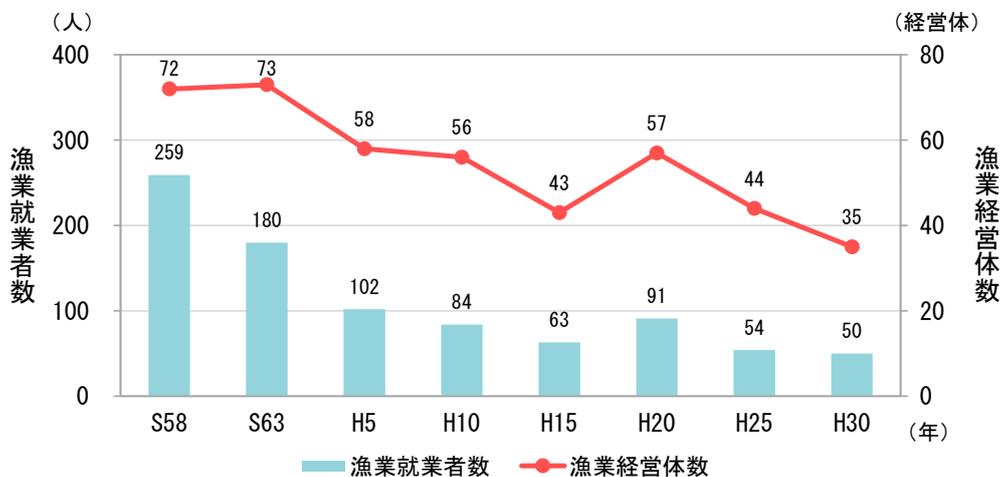


資料：第5次聖籠町総合計画【2021▶2030】（令和3年6月）

本町の漁業経営規模は零細で高齢化しており、漁業資源の減少などは漁業離れの大きな要因となっています。つくり育てる漁業による水産資源の安定化に向けた取組を継続することが必要です。

さらに、観光・レクリエーション活動の推進などによる水産資源のより一層の活用が求められています。

【漁業就業者数・経営体数の推移】



資料：漁業センサス（昭和58年～平成30年）

(3) 文化的環境の維持・保全

本町では、専門職員を配置して文化財の調査や保護を行いつつ、観光レクリエーション資源としての活用を図っています。また、文化遺産の発掘と民俗芸能の保存と伝承に努めています。

埋蔵文化財については、埋蔵文化財包蔵地*の周知を図り保護すると共に、適切な保管、展示、情報提供に努めています。

文化施設は、芸術鑑賞、講演などの催しや文化祭・芸能祭などに利用されており、本町の文化活動の拠点として利用されています。

【文化財一覧】

指定区分		種別	名称
国	登録有形文化財	建造物	二宮家住宅
町	有形文化財	建造物	観音堂、二王門、大野家表門、絆己楼
		絵画	大元帥、大日如来、青不動、天神の図、鶴の図
		彫刻	十一面観世音菩薩、二王尊
		工芸品	宝篋印塔、宝剣
		書跡	五部秘経、観世音縁起
		古文書	安達家文書、大野家文書と絆己楼関連資料
	無形民俗文化財	民俗芸能	蓮濁神楽、亀塚練馬
	記念物	史跡	旧市川神社境内地、日枝神社境内地
天然記念物		根上がり松	

出典：新潟県「新潟県の文化財一覧（令和5年4月1日現在）」

埋蔵文化財包蔵地：文化財保護法では埋蔵文化財を包蔵する土地を「埋蔵文化財包蔵地」としているが、遺跡とほぼ同じものを指すと考えて良い。遺跡は遺構（住居跡・水田跡等）と遺物（土器・石器・木器などの道具、動植物の遺体等）の2つの要件で構成されている。

【主な人と自然とのふれ合いの場】

種 類	場所、名称等
海水浴	網代浜海水浴場
釣り（海）	新潟東港第2 東防波堤管理釣り場、網代浜及び次第浜海岸
プレジャーボート	新潟港東港区網代浜地区小型船だまり
ゴルフ	新潟サンライズゴルフコース
釣り（池）	ひょうたん池（へら鮒）
公園	弁天瀧風致公園、位守山史跡公園、山王森史跡公園、 聖籠緑地、加治川河川公園
歴史	聖籠観音の森（緑丸伝説）、聖籠山宝積院、絆己楼・大野家表門、 位守山史跡公園、山王森史跡公園、根上がり松
文化	聖籠町町民会館、聖籠町立図書館、蓮のギャラリー、 民俗資料館
温泉	聖籠観音の湯ざぶ〜ん

（４） 環境美化の推進

環境の美化を図るため、町民や事業者の協力のもと、海岸の一斉清掃や町内の清掃活動を行っています。

また、ペットのフンの始末や、飼育放棄等の防止に向けた啓発を行っています。

5 環境保全活動

本町の環境の保全を図るためには、町民、事業者、町役場、NPO（非営利活動法人）等が協働し、環境に配慮した行動に取り組むことが求められます。

本町では、町民の環境保全への取組を推進するために、広報紙に環境記事を掲載し、環境に関する情報提供を行うとともに、環境に関するイベントや子ども向け講座等を実施しています。

事業者に対しては、町主催のクリーン作戦への参加を呼びかけるほか、環境に配慮した取組を積極的に行っている事業者をエコオフィスとして認定し、その取組を広く周知しています。

【本町にある NPO】

名 称	活動の分野
特定非営利活動法人 新潟スポーツコミュニティ	スポーツ関係
特定非営利活動法人 スポネットせいろう	同上
特定非営利活動法人 ハッピーフィッシング	マリンレジャー
特定非営利活動法人 海レクサポートせいろう	同上

出典：新潟県「特定非営利活動法人の認証状況」（令和5年3月）

第3節 町民意識調査結果

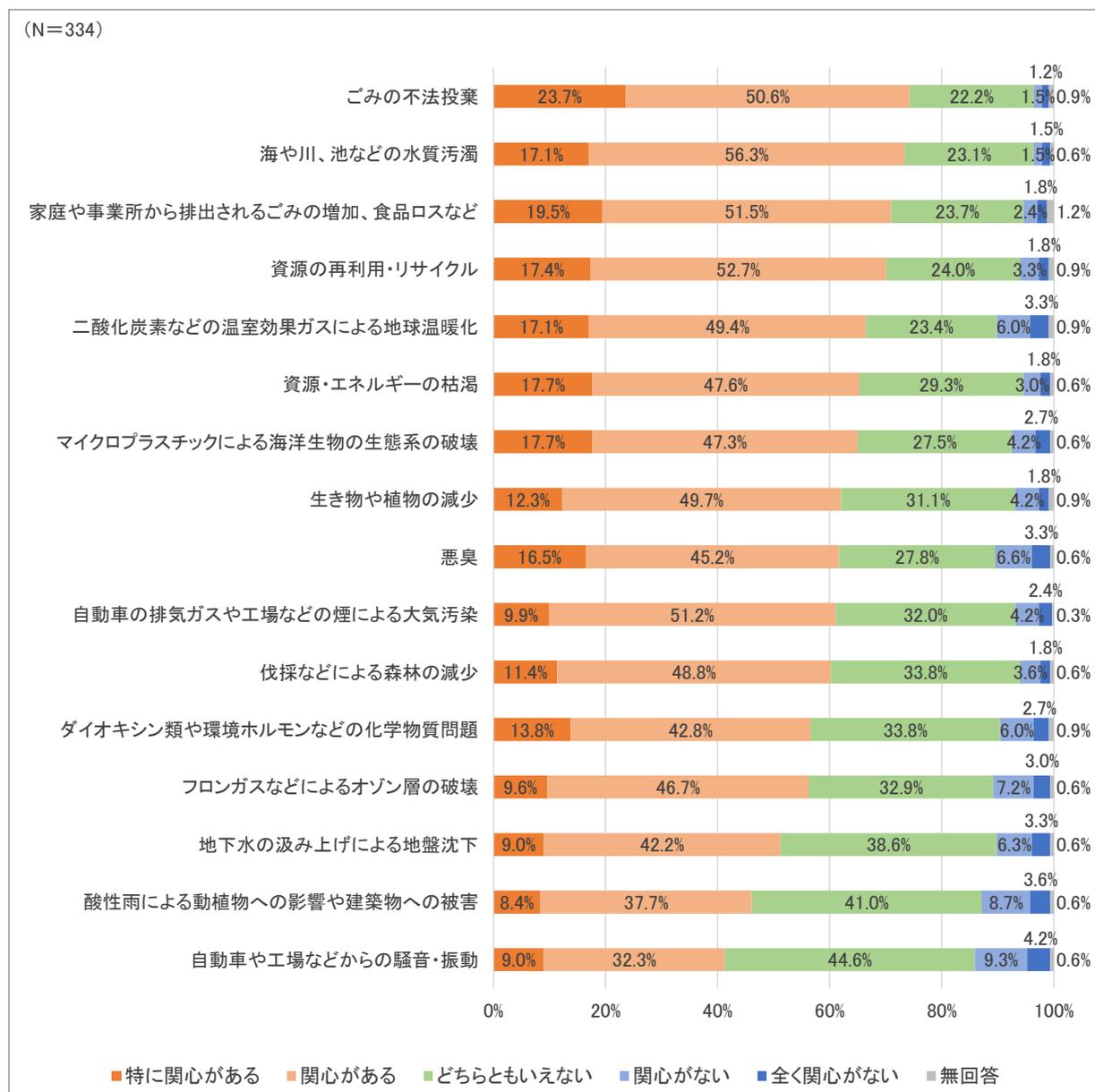
本計画の策定に当たり実施した町民アンケート調査の結果を基に、町民にとって関心度や優先度の高い環境問題を抽出しました。

関心度の高い項目としては、「ごみの不法投棄」、「海や川、池などの水質汚濁」、「家庭や事業者から排出されるごみの増加、食品ロスなど」、「資源の再利用・リサイクル」、「二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化」などが挙げられます。

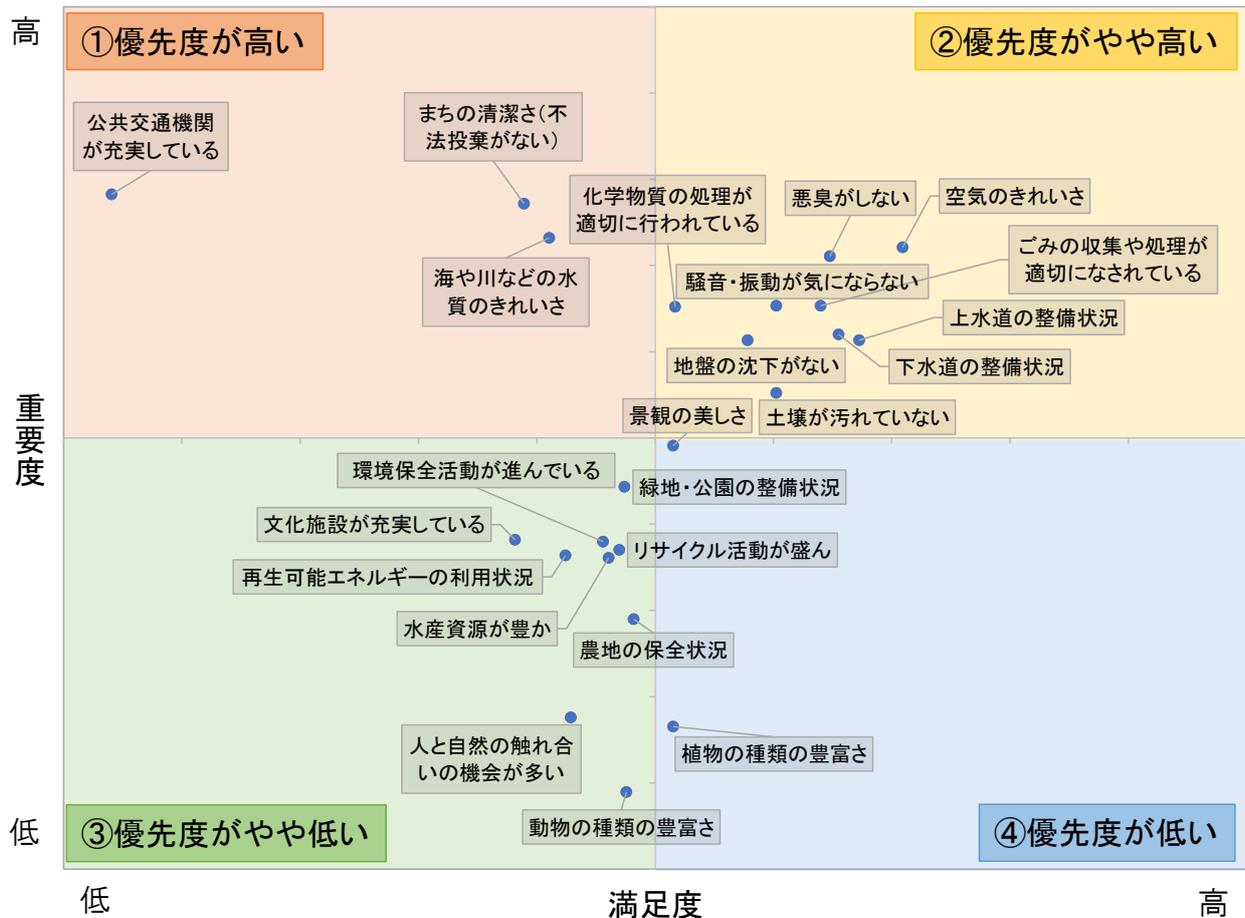
また、身近な環境問題に対する重要度と満足度を基に、優先度を算出したところ、優先度の高い項目として、「公共交通機関が充実している」、「まちの清潔さ（不法投棄がない）」、「海や川などの水質のきれいさ」が挙げられます。

これらの項目に対して、優先的に対策を行う必要があります。

【環境問題に対する関心度】



【身近な環境問題の優先度】



※重要度と満足度は、町民アンケート調査の結果を基に数値化しています。

※表の見方

- ①優先度が高い：重要度が高く、満足度が低い項目。町民の満足度の改善のために、優先的に対策が必要な項目。
- ②優先度がやや高い：重要度が高く、満足度も高い項目。町民の満足度の維持のために、引き続き対策が必要な項目。
- ③優先度がやや低い：重要度が低く、満足度も低い項目。重要度は①より低いものの、町民の満足度の改善のために、対策を行うべき項目。
- ④優先度が低い：重要度が低く、満足度が高い項目。重要度は低いものの、町民の満足度の維持のために、引き続き対策を行うべき項目。

第4節 環境の現状から見た課題

本町の現状を踏まえた課題は、以下のとおりです。

ア 地球環境

◆ 産業部門と運輸部門の温室効果ガス排出量の削減

カーボンニュートラルの実現に向けて、町全体の温室効果ガス排出量の56%を占める産業部門の更なる削減と、32%を占め、近年横ばい傾向の運輸部門（船舶）の削減が必要です。

◆ 省エネ・再エネの積極的な導入

公共施設には、再エネ（太陽光発電）設置箇所がないため、さらなる再エネの導入が必要です。併せて、省エネの強化も必要です。

◆ 気候変動の適応策の推進

気候変動の影響で猛暑や集中豪雨等の気象災害が頻発化しています。また、2023年には猛暑日日数が過去最高を更新しました。今後は、地球温暖化の防止だけでなく、適応に向けた取組も必要です。

イ 生活環境

◆ 良好な大気環境の維持

光化学オキシダントが基準値を超過する日が発生していることから、監視を継続しつつ注意報が発令された際は町民への速やかな情報伝達が必要です。

◆ 騒音・振動の低減

大型車等の交通量が多く、道路沿道での騒音調査結果は例年環境基準を超過しています。騒音・振動発生状況の監視を継続するとともに、道路交通量の抑制が必要です。

◆ 悪臭の防止

全般としては良好な状態にありますが、悪臭苦情は例年1,2件発生しています。局地的に発生している悪臭の状況把握、改善が必要です。

◆ 水質汚濁の改善

河川及び海域における水質調査での環境基準の超過や、弁天潟で水質改善がみられないこと、町民アンケートの結果から「海や川の水質のきれいさ」の優先度が高いことなどから、重点的な対策が必要です。

◆ ごみ処理量の抑制

家庭系ごみにおいて、令和元年度に生ごみたい肥化事業を廃止したことに伴い、燃やせるごみの排出量が増加したことから、ごみの減量化・資源化の推進、中でもリデュース（発生抑制）に力を入れることが必要です。

また、事業系ごみの排出量が減少していないことから、事業者への一層の啓発が必要です。

◆ 不法投棄の防止

不法投棄は依然としてなくなる状況にあります。また、町民アンケートの結果でも「まちの清潔さ」の優先度が高いことから、継続的な対策が必要です。

ウ 自然環境

◆ 海岸の保全

海岸浸食が進行しているため、歯止めのための対策が必要です。

◆ 重要な植物及び自然植生の保全

町・県指定樹木の枝枯れ対策や、松くい虫による被害の防止が必要です。

◆ 重要な動物及びその生息地の保全

農地・樹木の減少や河川・水路のコンクリート護岸等により、動物の生育環境が減少しており、対策が必要です。

エ 快適環境

◆ 道路整備の推進

狭い道路が多く、歩道や自動車道の整備が不十分な箇所もあるため、歩行者の安全、快適性の確保が必要です。

◆ 緑地の保全・創出

宅地化等により森林が減少していますが、残存している林を保全し、緑化を推進していくことが必要です。

オ 環境保全活動

◆ 町民、事業者、町役場の協働

町民や事業者への環境保全に関する情報提供、活動の場の提供、NPO などの活動支援を継続することが重要です。

A decorative graphic on the left side of the page consists of three overlapping circles. The top circle is blue with a white outline, the bottom circle is light gray with a white outline, and the middle circle is solid blue. The text '第3章' is centered within the solid blue circle.

第3章

望ましい環境像と施策の 基本方針

第1節 望ましい環境像

本町は、海岸や河川などの豊かな自然と、地質や地形を活かした農業や工業振興が魅力の一つとなっています。この豊かな自然を将来に継承するために、自然環境の保全と持続可能な開発に取り組むことが必要です。

また、町民アンケート調査の結果においても、「豊かな自然」、「きれいな町」を「将来の子どもたちへ継承したい」という思いの回答が多数見られました。

さらに近年、地球温暖化による気候変動の影響が本町にも及んでいることから、町全体で対応する必要があります。町民や事業者が、それぞれの生活や事業活動の中で、カーボンニュートラルに向けて、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利活用、資源循環のための取組などを積極的に行っていくことが重要です。

こうした状況を踏まえて、本計画では、将来の町の環境の姿をイメージとして示す「望ましい環境像」を次のように決めました。これを達成するために、今後も継続して、町民、事業者、行政が連携・協力して取組を進めることとします。

◆ 望ましい環境像 ◆

みんなでつなごう
自然豊かできれいな聖籠町を未来へ

第2節 施策の基本方針

「望ましい環境像」の実現に向けた環境施策の基本方針は、次のとおりとします。

1. 地球環境の保全	脱炭素社会の実現や気候変動への適応などに向けた施策を展開します。
2. 生活環境の保全	大気、水、地盤環境や資源循環など、生活により密着した環境の保全に向けた施策を展開します。
3. 自然環境の保全	地形や地質、生物多様性など、豊かな自然に直結する環境の保全に向けた施策を展開します。
4. 快適環境の保全	身近な緑や地域の歴史・文化など、快適な暮らしに必要な環境の保全に向けた施策を展開します。
5. 環境保全活動の推進	すべての主体が積極的に参加・協力しながら取り組めるよう施策を展開します。

第3節 施策の体系

「望ましい環境像」及び「施策の基本方針」を実現するための施策の体系は、下図に示すとおりです。



施策方針一覧

基本方針	施策目標		施策方針
1.地球環境の保全	1.温室効果ガス排出量の削減		①温室効果ガス排出量の削減対策の推進 ②フロン類の適正処理
	2.省エネ・再エネの推進		①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの導入促進
	3.気候変動の適応策の推進		①災害に強いまちづくりの推進 ②熱中症対策の推進
2.生活環境の保全	1.大気環境の保全	1.環境大気質	①大気環境の監視・測定
		2.騒音・振動	①発生状況の監視 ②建設作業騒音・振動対策の推進 ③工場・事業場騒音・振動対策の推進 ④近隣騒音対策の推進 ⑤低周波音対策の推進 ⑥沿道騒音・振動対策の推進
		3.悪臭	①悪臭発生状況の監視 ②工場・事業場悪臭対策の推進 ③近隣悪臭対策の推進 ④野焼き対策の推進
	2.水環境の保全	1.河川・海域	①水質汚濁状況の監視 ②環境保全協定等の締結 ③生活排水対策の推進 ④水質汚濁対策の推進
		2.池沼	①水質汚濁状況の監視 ②生活排水対策の推進 ③水質汚濁対策の推進
	3.地盤環境の保全		①土壌・地下水汚染に係る監視の継続 ②環境保全協定等の締結 ③地盤沈下に係る監視の継続
	4.化学物質等対策の推進		①ダイオキシン類濃度の監視・測定 ②環境保全協定等の締結 ③簡易焼却炉・野焼き対策の推進 ④ダイオキシン類以外の化学物質等の監視・測定 ⑤有害化学物質の使用抑制 ⑥町民・事業者への啓発活動の推進
	5.廃棄物の適正処理	1.ごみ処理量・リサイクル	①ごみの減量化・資源化の推進 ②分別回収の促進 ③ごみの適正処理の推進 ④家畜の排泄物の適正処理 ⑤町民・事業者への啓発活動の推進
		2.不法投棄	①不法投棄物の回収 ②不法投棄の防止
	6.公害苦情の適正処理		①公害苦情の適正処理 ②町民・事業者への啓発活動の推進

基本方針	施策目標		施策方針
3.自然環境の保全	1.地形・地質の保全		①開発事業における対策 ②海岸の保全
	2.動植物の保全	1.植物	①重要な植物・植物群落及び自然植生の保全 ②啓発活動の推進
		2.動物	①重要な動物及びその生息地の保全 ②動物の生息環境の保全・創出
4.快適環境の保全	1.社会インフラの整備	1.上下水道	①良質で安全な水道水の安定供給 ②下水道利用の促進 ③し尿浄化槽処理体制の確立
		2.交通環境	①道路整備の推進 ②歩道・自転車道の整備
		3.都市環境	①計画的な整備 ②周辺環境へ配慮した整備 ③公園の整備 ④緑地の保全・創出 ⑤道路沿い景観における対策
	2.農水産資源の保全		①農地の保全・活用 ②環境に配慮した農地の整備・維持管理 ③農業従事者への啓発活動の推進 ④水産資源の保全・活用 ⑤漁業従事者への支援活動 ⑥景観に配慮した漁業施設、交流拠点の整備
	3.文化的環境の維持・保全		①開発事業における対策 ②普及・啓発・情報提供の推進 ③文化施設の活用 ④担い手の育成 ⑤人と自然との触れ合い活動の場の保全・整備・活用 ⑥町民・事業者への啓発活動の推進 ⑦環境に配慮した河川・水路の整備 ⑧弁天瀧の整備・利用
	4.環境美化の推進		①町民・事業者の美化活動の推進 ②犬や猫などのペットの適正管理の推進 ③空き地の適正管理の推進
	5.環境保全活動の推進	1.町役場の保全活動の推進	
2.町民の保全活動の推進		①町民の自主的な環境保全への取組の推進 ②町民の日常生活における環境配慮の推進 ③環境教育の推進 ④環境情報の収集及び提供	
3.事業者の保全活動の推進		①事業者の自主的な環境保全への取組の推進 ②事業活動における環境配慮の推進 ③環境教育の推進	

A decorative graphic on the left side of the page consists of three overlapping circles. The top-left circle is a thin blue outline. The bottom-left circle is a thin grey outline. The central circle is a solid blue circle containing the text '第4章'.

第4章

施策の展開

第1節 地球環境

基本方針1. 地球環境の保全

《地球にやさしい脱炭素の町をつくる》

●取組指標

項目	現状値	目標値（令和15年度）
CO ₂ 排出量（町内全域） ※平成25（2013）年度： 419千t-CO ₂	352千t-CO ₂ （令和2年度） ※平成25年度比16%削減	209.5千t-CO ₂ ※平成25年度比50%削減
CO ₂ 排出量（庁舎等） ※平成25（2013）年度： 2710.6t-CO ₂	2,013.2t-CO ₂ （令和4年度） ※平成25年度比26%削減	1,355.3t-CO ₂ ※平成25年度比50%削減
公共施設のLED化率	—	100%
設置可能な公共施設への 太陽光パネルの設置割合	0% （令和5年度）	50%
カーボンニュートラルの 認知度	31.4% （令和5年度）	100%

1 温室効果ガス排出量の削減

●施策方針

本町では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、国が目指す目標と同様に令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比46%削減を目指します。そして、令和32（2050）年度までに排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指します。

目標の達成に向けて、日常生活や事業活動における取組や高効率設備、エコカー等の導入による「省エネ」の推進や、太陽光発電の導入による「再エネ」の促進、ごみの減量化・資源化などによる「資源循環」の推進を中心とした施策や具体的な取組を検討し、実行します。

また、脱炭素社会の実現に向けて、町民や事業者の行動変容を促すため、温室効果ガス排出量の削減に繋がる情報の発信や普及啓発を図ります。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）

- ・デコ活*、にいがたゼロチャレ 30*を心がけましょう。
- ・使用している製品や設備を効率よく使うために、こまめに点検をしましょう。
- ・照明やテレビをこまめに消すほか、電気製品を使っていないときはコンセントを抜くなど、電気のムダ使いを減らしましょう。
- ・冷暖房の設定温度は、夏は室温 28℃、冬は 20℃を目安に見直しましょう。
- ・消費電力が少なく、寿命も長い LED タイプの照明に替えましょう。
- ・自動車の運転時は、車間距離を保ち、発進時はふんわりアクセル、減速時は早めのアクセルオフ、アイドリングストップなどエコドライブを心がけましょう。
- ・自動車の購入時は、電気自動車や PHV*などエコカーを検討しましょう。
- ・太陽光パネルの設置など、再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。
- ・再生可能エネルギーで発電した電気の購入を検討しましょう。
- ・家庭ごみは分別して、指定のごみ捨て場に出しましょう。事業系ごみは、適正に処分しましょう。特に、資源物は再使用や再生利用を心がけましょう。
- ・使い捨て商品は利用せず、再使用ができるものや再生品を選び、再使用や再生利用を心がけましょう。

町民

- ・家電製品の買い替え時は、省エネ性能の高い製品を選びましょう。
- ・涼しい場所や暖かい場所にみんなで集まりシェアする、クールシェア・ウォームシェアをしましょう。
- ・マイカーの利用を控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動しましょう。
- ・シャワー使用時や食器洗いの間は、水をこまめにとめましょう。
- ・地元の旬の食材は、輸送距離が短く CO₂ 排出量を抑えられるので、積極的に選びましょう。
- ・家の断熱改修や内窓の設置などを行い、省エネで快適な住まいにしましょう。
- ・家を建てる際は、ZEH*を検討しましょう。
- ・マイバッグ、マイボトルを使い、使い捨てプラスチックの使用を減らしましょう。
- ・家庭や外食での食品ロスを減らしましょう。家庭での料理は食べきれ的分だけ作り、外食では食べきれ的分だけを注文しましょう。
- ・食料品や衣服は買いすぎに注意し、必要なものを買うようにしましょう。
- ・すぐに食べる食料品は、消費期限が近いものを選ぶ「てまえどり」をしましょう。
- ・商品についているマークを確認し、環境に配慮している商品を選びましょう。
- ・衣服を追加するときは、フリマ*やシェアリングサービス*を活用しましょう。
- ・衣服や製品は大切に使用し、破損・故障した場合は、修理・修繕を行い、できるだけ長く使用しましょう。
- ・不要になったものは、フリマやリユースショップへ販売しましょう。

事業者

- ・施設や設備の設置・更新の際は、高効率なものを選びましょう。
- ・テレワークや Web 会議の活用、通勤時の公共交通機関の利用を推進するなど、移動時の CO₂ 排出量を減らしましょう。
- ・製品開発では、省エネルギー型や再使用・再生利用ができるものになるよう心がけましょう。
- ・生産工程で生じた廃熱等を有効利用しましょう。
- ・業務用の冷蔵庫・冷凍庫、エアコン等の空調機器は、フロン類の漏れがないか定期的に点検し、廃棄の際は適正に処分しましょう。
- ・自社だけでなく、サプライチェーン*における CO₂ 排出量を意識しましょう。
- ・自社ビルを建てる際は、ZEB*を検討しましょう。
- ・簡易包装に努め、包装材や容器等の再使用と再生利用に努めましょう。
- ・資料やチラシなどは再生紙の利用や両面印刷を行いましょ。また、ペーパーレス化*を進めましょ。
- ・できるだけリサイクル製品等のグリーン購入*を行いましょ。
- ・消費者に、エコマーク商品など環境に優しい商品を提供しましょ。
- ・飲食業ではハーフサイズや小盛りメニューを提供し、食品ロスを減らしましょ。
- ・製品開発では、再使用・再生利用ができるものになるよう心がけましょ。
- ・建設資材は、できるだけリユース品やリサイクル品を使用しましょ。

デコ活：CO₂を減らす脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を合わせた「デコ」に活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現にむけて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を後押しするために国が展開している新しい国民運動。

にいがたゼロチャレ 30：新潟県において、温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するため、いますぐできる日常の小さな行動として紹介している30の取組

PHV：Plug-in Hybrid Vehicle の略称。「プラグインハイブリッド車」を意味する。ハイブリッド車（HV）とは違い、外部からの充電が可能な車のこと。

ZEH：Net Zero Energy House の略称。壁や窓の高断熱・高气密化、高効率な省エネ設備の導入、太陽光パネル等の設置により、年間のエネルギー収支をゼロにした住宅のこと。

フリマ：フリーマーケットの略称。不用品などを持ち寄って取引する市場のこと。

シェアリングサービス：物品を多くの人と共有したり、個人間で貸し借りをしたりする際の仲介を行うサービスの総称。

サプライチェーン：原材料の調達、製造、販売、消費など生産者から消費者に届くまでの一連の流れのこと。

ZEB：Net Zero Energy Building の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ペーパーレス化：書類や文書を電子化して、紙を使わずに伝達・保管・管理すること。

グリーン購入：製品やサービスを調達する際、環境負荷ができるだけ小さいものを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

2 省エネ・再エネの推進

●施策方針

① 省エネルギーの推進

- ・ 公共施設に省エネルギー設備を率先して導入します。
- ・ 環境マネジメントシステム*に基づき、町役場、公共施設等の資源・エネルギー使用量の削減に努めます。
町民や事業者に対し、省エネルギー行動の推進や省エネルギー設備の導入に向けた啓発を行います。

② 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 公共施設への再生可能エネルギーの設備導入を促進します。
- ・ 公用車にEVや水素自動車の導入を検討します。
国や県の再生可能エネルギー施策に関する情報を収集し、町民や事業者に提供することで、普及啓発を図ります。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
<ul style="list-style-type: none">・ デコ活、にいがたゼロチャレ30を心がけましょう。・ 使用している製品や設備を効率よく使うために、こまめに点検をしましょう。・ 照明やテレビをこまめに消すほか、電気製品を使っていないときはコンセントを抜くなど、電気のムダ使いを減らしましょう。・ 冷暖房の設定温度は、夏は室温28℃、冬は20℃を目安に見直しましょう。・ 消費電力が少なく、寿命も長いLEDタイプの照明に替えましょう。・ 自動車の運転時は、車間距離を保ち、発進時はふんわりアクセル、減速時は早めのアクセルオフ、アイドリングストップなどエコドライブを心がけましょう。・ 自動車の購入時は、電気自動車やPHVなどエコカーを検討しましょう。・ 太陽光パネルの設置など、再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。・ 再生可能エネルギーで発電した電気の購入を検討しましょう。
町民
<ul style="list-style-type: none">・ 家電製品の買い替え時は、省エネ性能の高い製品を選びましょう。・ 涼しい場所や暖かい場所にみんなで集まりシェアする、クールシェア・ウォームシェアをしましょう。・ マイカーの利用を控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動しましょう。・ シャワー使用時や食器洗いの間は、水をこまめにとめましょう。・ 地元の旬の食材は、輸送距離が短くCO₂排出量を抑えられるので、積極的に選びましょう。・ 家の断熱改修や内窓の設置などを行い、省エネで快適な住まいにしましょう。・ 家を建てる際は、ZEHを検討しましょう。

事業者

- ・施設や設備の設置・更新の際は、高効率なものを選びましょう。
- ・テレワークや Web 会議の活用、通勤時の公共交通機関の利用を推進するなど、移動時の CO₂ 排出量を減らしましょう。
- ・製品開発では、省エネルギー型や再使用・再生利用ができるものになるよう心がけましょう。
- ・生産工程で生じた廃熱等を有効利用しましょう。
- ・業務用の冷蔵庫・冷凍庫、エアコン等の空調機器は、フロン類の漏れがないか定期的に点検し、廃棄の際は適正に処分しましょう。
- ・自社だけでなく、サプライチェーンにおける CO₂ 排出量を意識しましょう。
- ・自社ビルを建てる際は、ZEB を検討しましょう。

環境マネジメントシステム：環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて自主的に環境保全に関する取組を進める体制・手続きのこと。環境管理に関する国際的な規格としては ISO（国際標準化機構）の定める ISO14000 や環境省が策定したエコアクション 21 がある。

3 気候変動の適応策の推進

●施策方針

① 災害に強いまちづくりの推進

- ・ 適応策に関する情報を収集し、町民や事業所に情報を提供します。
- ・ 自然災害等の発生頻度が増加していることから、ハザードマップ*等を活用した防災対策を推進します。
- ・ 必要な調整池の設置、透水性舗装*の施工、雨水貯留・浸透施設*の設置等により、雨水の流出抑制等が確保されるよう、低地における市街地の浸水対策を推進します。

② 熱中症対策の推進

- ・ 今後さらに厳しくなる暑さに備え、熱中症予防の普及啓発や熱中症警戒情報の周知、クーリングシェルター*の創設など熱中症対策をより一層推進します。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
<ul style="list-style-type: none">・ ハザードマップで自宅や職場があるエリアの想定される被害や避難場所などを確認しましょう。・ 地域の防災訓練に参加しましょう。・ 気温が高い時期は、室内を涼しくする、水分をこまめに取る、無理な外出は避けるなど、熱中症対策を行いましょう。
町民
<ul style="list-style-type: none">・ 自宅に防災グッズを備えましょう。・ 災害時の家族との連絡方法や集合場所を確認しましょう。・ 住宅に雨水貯留浸透施設を設置しましょう。
事業者
<ul style="list-style-type: none">・ 顧客等のニーズを踏まえて、事業継続計画（BCP）*の策定や気候変動関連の情報*開示を行いましょう。・ 原材料や必要な資源の調達、品質の管理、製品やサービスの販売における気候変動の影響や対策を考えましょう。・ 従業員の熱中症対策や、快適な職場環境維持の対策を行いましょう。

ハザードマップ：避難所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

透水性舗装：舗装体を通じて雨水を直接道路床へ浸透させ、地中に還元させる機能を持つ舗装のこと。

雨水貯留・浸透施設：雨水が川や水路へ流出するのを一時的に抑え、流れ出る量を減少させる施設、または、雨水を地下に浸透させる施設のこと。

クーリングシェルター：冷房が効いた部屋を開放し、暑さをしのぎ熱中症などの対策に役立てる施設のこと。

事業継続計画（BCP）：Business Continuity Planの略称。企業が自然災害やテロ攻撃などの緊急事態に遭遇した際に損害を最小限にとどめつつ、事業の継続または早期復旧するために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法などを取り決める計画のこと。

気候変動関連の情報：民間主導の「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD；Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」の提言に沿った情報の開示など。

第2節 生活環境

基本方針2. 生活環境の保全

《きれいな空気と水があり、静かでごみのない町をつくる》

●取組指標

項目	現状値	目標値（令和15年度）
大気汚染物質の環境基準の適合状況	光化学オキシダントのみ 基準値超過 （令和3年度）	全ての項目で環境基準に 適合
河川におけるBODの環境基準達成率（新発田川）	100% （令和3年度）	100%
1人1日当たりのごみ排出量（家庭ごみ）	454g/人・日 （令和3年度）	422g/人・日 ※新潟県「第3次新潟県資源循環型社会推進計画」における目標を参考に算出
家庭ごみのリサイクル率 ※家庭ごみに占める資源ごみの割合	15.9% （令和4年度） ※家庭ごみ2313.9t、 資源ごみ367.6tにて算出	20%以上 ※令和4年度比で家庭ごみ95tを資源ごみ化

1 大気環境の保全

●施策方針

（1）環境大気質

① 大気環境の監視・測定

- ・ 県の一般環境大気測定局による大気環境の監視・測定を継続し、その結果を公表します。
- ・ 環境に対する負荷の想定される企業に対して、環境保全協定等の締結を推進するとともに、締結済企業に対しては、協定遵守を要請します。
- ・ 工場等による大気汚染の防止に向けた普及啓発を行います。
- ・ 区長等町民からの情報提供及び職員のパトロールにより状況把握を行い、県と連携した指導を行います。

② フロン類の適正処理

- ・ オゾン層の破壊物質であるフロン使用製品の適正な廃棄の啓発を行います。

(2) 騒音・振動

- ① 発生状況の監視
 - ・ 区長等町民からの情報提供及び職員のパトロールにより、地域の環境状況の把握に努めます。
- ② 建設作業騒音・振動対策の推進
 - ・ 公共事業では、低騒音・低振動型の機器及び工法の採用に努め、一層の低減を図ります。
- ③ 工場・事業場騒音・振動対策の推進
 - ・ 法及び県条例に基づく特定事業場並びに規制対象外の施設についても、一層の騒音・振動の低減を要請します。
- ④ 近隣騒音対策の推進
 - ・ 生活騒音、飼い犬の鳴き声など近隣に迷惑のかかる行為に対して、必要により指導・啓発を行います。
- ⑤ 低周波音対策の推進
 - ・ 必要により低周波の発生状況の把握を行い、影響がみられた場合は、適切な対応を行います。
- ⑥ 沿道騒音・振動対策の推進
 - ・ 主要幹線道路での騒音・振動・交通量の調査を継続して行うほか、国・県等に対し防音設備の設置や国道 113 号の拡張を要望します。

(3) 悪臭

- ① 悪臭発生状況の監視
 - ・ 区長等町民からの情報提供及び職員のパトロールにより、地球環境状況の把握に努めます。
- ② 工場・事業場悪臭対策の推進
 - ・ 畜産排泄物の適切な管理について、家畜排泄物の管理の適正及び利用の促進に関する法律等に基づき、適正管理を要請します。
- ③ 近隣悪臭対策の推進
 - ・ 悪臭の発生が確認された場合、原因者に対し悪臭の防止を要請します。
- ④ 野焼き対策の推進
 - ・ 稲わら、野菜くず等の農業系廃棄物や家庭、公園等の剪定枝のチップ化や堆肥化などの資源化に取り組みます。
 - ・ 野焼きの禁止について、広報紙等を通じて啓発するほか、区長等町民からの情報提供及び職員のパトロールにより状況把握を行い、必要により指導を行います。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
<ul style="list-style-type: none">・自動車の運転時は、車間距離を保ち、発進時はふんわりアクセル、減速時は早めのアクセルオフ、アイドリングストップなどエコドライブを心がけましょう。・自動車の購入時は、電気自動車やPHVなどエコカーを検討しましょう。・野焼きは法律で禁止されています。家庭ごみは分別して、指定のごみ捨て場に出しましょう。事業系ごみは、適正に処分しましょう。・煙や臭気の出る設備を使用する際は、定期的に清掃・点検を行うなど、適切な利用を心がけましょう。
町民
<ul style="list-style-type: none">・マイカーの利用を控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動しましょう。・楽器や音響機器の使用は、時間や音量を考え、近隣騒音にならないように心がけましょう。・生活騒音に気を付け、お互いを思いやる気持ちを持ちましょう。
事業者
<ul style="list-style-type: none">・業務用の冷蔵庫・冷凍庫、エアコン等の空調機器は、フロン類の漏れがないか定期的に点検し、廃棄の際は適正に処分しましょう。・建設工事などでは、低騒音・低振動型の機器及び工法を導入しましょう。・商業宣伝に音量に気を付けるなど、近隣の公害の発生を防止しましょう。・夜間、早朝の物資の搬出入に伴う車両の騒音や振動の軽減に配慮しましょう。・工場等で発生する騒音に気を付けましょう。・畜産排泄物は適切に管理しましょう。・稲わらやもみ殻は焼却せず、すき込みや堆肥づくりに活用しましょう。

2 水環境の保全

●施策方針

(1) 河川・海域

① 水質汚濁状況の監視

- ・ 本町の主要河川・海域の水質の状況について、監視・測定を継続し、その結果を公表します。
- ・ 区長等町民からの情報提供及び職員のパトロールにより、地域の環境状況の把握に努めます。

② 環境保全協定等の締結

- ・ 環境負荷が想定される企業に対しては、環境保全協定等の締結を推進します。
- ・ 環境保全協定等の締結企業には、排水状況や水質調査等の報告を求めるとともに、立入検査を継続します。

③ 生活排水対策の推進

- ・ 下水道処理区域については、下水道への接続を促進します。
- ・ 浄化槽設置者に対し、県振興局と連携しながら適正な維持管理を促進します。

④ 水質汚濁対策の推進

- ・ 下水道処理区域については、下水道への接続を促進します。
- ・ 規制対象外の排水施設に対しても、水環境の負荷の低減を要請します。
- ・ 農畜産業者に対し、肥料、農薬の適正な使用や、畜舎排水の適正な処理の指導及び家畜排泄物の堆肥化等を推進します。
- ・ 上流域での汚濁負荷が想定されるため、流域自治体との協力体制の構築に努めます。

(2) 池沼

① 水質汚濁状況の監視

- ・ 弁天淵の水質状況について、測定を継続し、結果を公表します。

② 生活排水対策の推進

- ・ 弁天淵周辺の下水道処理区域は、下水道への接続を促進します。
- ・ 流入水流域の浄化槽設置者に対し、県振興局と連携しながら、適切な維持管理を指導します。

③ 水質汚濁対策の推進

- ・ 畜産業者に対し、肥料、農薬の適切な使用や、畜舎排水の適正な処理の指導及び家畜排泄物の堆肥化を推進します。
- ・ 水質改善に向けた更なる浄化措置を行います。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
・家庭や飲食業における調理くず、廃食用油の適切な処理を行いましょう。 ・灯油等の油漏れに気を付け、適切に管理しましょう。 ・下水道への接続、浄化槽の設置を行いましょう。また、浄化槽は適切に管理しましょう。
町民
・洗剤は適量を使用し、排水時の環境負荷の低減を心がけましょう。
事業者
・建設工事における濁水の流出を減らしましょう。 ・肥料や農薬の適切な使用、畜産排水の適正や処理を行いましょう。また、家畜排泄物は堆肥化しましょう。

3 地盤環境の保全

●施策方針

① 土壌・地下水汚染に係る監視の継続

- ・本町の地下水環境の状況について監視・測定を継続し、結果を公表します。

② 環境保全協定等の締結

- ・特定施設を所有する企業と、県地域振興局の指導に基づく公害防止、当町と企業間で各条例に基づく公害防止協定を締結し、適正管理による水質汚濁の防止を継続します。

③ 地盤沈下に係る監視の継続

- ・県と連携して地盤沈下の状況の監視を行います。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
・地下水は、無駄に汲み上げることのないよう節水しましょう。
町民
・農薬や除草剤などは適正に使用しましょう。
事業者
・建設発生土の適正な処理を行うとともに土壌汚染を防止し、地下水質の保全に努めましょう。

4 化学物質等対策の推進

●施策方針

- ① ダイオキシン類濃度の監視・測定
 - ・ 国及び県の実施するダイオキシン類測定結果を収集し、監視・公表を行います。
- ② 環境保全協定等の締結
 - ・ ダイオキシン類特別措置法に基づく特定施設については、環境保全協定等の締結に努め、協定の遵守を要請します。
- ③ 簡易焼却炉・野焼き対策の推進
 - ・ 簡易焼却や野外でのごみの焼却禁止について、ホームページ等により周知します。
 - ・ 野焼きの禁止について、自治会や農業者団体、商工会等を通じて啓発します。
- ④ ダイオキシン類以外の化学物質等の監視・測定
 - ・ 県と連携した監視・測定・公表を行います。
 - ・ 空間放射線については、県と協力しながら観測を継続し、公表します。
- ⑤ 有害化学物質の使用抑制
 - ・ 情報提供等により、シックハウス*等の化学物質過敏症*の発生抑制を促進します。
 - ・ 公共施設の建設にあたっては、シックハウス等原因物質が使用されていない資材等の選定に努めます。
- ⑥ 町民・事業者への啓発活動の推進
 - ・ 化学物質に関する正しい知見の提供に努めます。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
・ 野焼きは法律で禁止されています。家庭ごみは分別して、指定のごみ捨て場に出しましょう。事業系ごみは、適正に処分しましょう。
町民
・ 農薬や除草剤などは適正に使用しましょう。
事業者
・ 事業活動で使用している化学物質を把握し、適正な使用・保管・管理を徹底しましょう。また、化学物質が外部に漏れた際の対応を決めておきましょう。
・ 建物の建設にあたっては、シックハウス等原因物質が使用されていない資材等を選びましょう。

シックハウス：建材・家具などに使用されている化学物質や暖房器具などの燃焼ガスが室内の空気を汚染し、居住者や利用者の健康に悪影響をおよぼす建物のこと。

化学物質過敏症：ある程度の量の化学物質にさらされるなどして、いったん過敏症状になると、その後はわずかな化学物質にも過敏に反応し、健康被害の症状が現れること。

5 廃棄物の適正処理

●施策方針

(1) ごみ処理量・リサイクル

① ごみの減量化・資源化の推進

- ・ 容器包装リサイクル法に伴い、収集体制の整備をさらに充実させます。
- ・ ごみ全体の 4R*（発生回避・排出抑制・再使用・再資源化）を推進し、資源の有効利用に努めます。
- ・ 建設廃棄物等の事業活動に伴うごみの発生抑制及びリサイクルを推進します。
- ・ 町役場におけるリサイクル製品等のグリーン購入を継続して推進します。
- ・ 町役場におけるデジタル技術を活用したペーパーレス化を推進します。

② 分別回収の促進

- ・ 分別区分については、廃棄物に係る社会情勢の変化に応じ見直していきます。

③ ごみの適正処理の推進

- ・ 計画的なごみ処理の推進と広域処理の関係市町村との協力を努めます。

④ 家畜の排泄物の適正処理

- ・ 家畜等の排泄物については堆肥化等資源化を促進します。

⑤ 町民・事業者への啓発活動の推進

- ・ 町民、事業者に対し、ごみの発生抑制やリサイクルなどの取組に関する啓発を行います。
- ・ 給食の残飯量を調査し、子どもたちの食の傾向を把握して、食育指導を行うとともに保護者への啓発を継続します。

(2) 不法投棄

① 不法投棄物の回収

- ・ 不法投棄物については、投棄者に対し警察等関係機関との連携を図りながら回収を命じます。不法投棄者が分からない場合や「省エネ法施行規則対象となりうる特定機器を有する事業者」投棄物に回収の能力がない場合は、県との適切な役割分担のもと回収に努めます。

② 不法投棄の防止

- ・ ごみのポイ捨てや不法投棄禁止の看板を設置します。
- ・ 区長等町民からの情報提供及び職員パトロール、監視カメラを活用しつつ、関係機関・警察との連携による監視強化を図ります。
- ・ 地域住民への啓発を行い、ポイ捨てや不法投棄がされにくい環境を醸成します。

4R：リフューズ (Refuse：発生回避)・リデュース (Reduce：排出抑制)・リユース (Reuse：再使用)・リサイクル (Recycle：再資源化) 4つの頭文字を取った総称のこと。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
<ul style="list-style-type: none">・家庭ごみは分別して、指定のごみ捨て場に出しましょう。事業系ごみは、適正に処分しましょう。特に、資源物は再使用や再生利用を心がけましょう。・使い捨て商品は利用せず、再使用ができるものや再生品を選び、再使用や再生利用を心がけましょう。
町民
<ul style="list-style-type: none">・マイバッグ、マイボトルを使い、使い捨てプラスチックの使用を減らしましょう。・家庭や外食での食品ロスを減らしましょう。家庭での料理は食べきれ的分だけ作り、外食では食べきれ的分だけを注文しましょう。・食料品や衣服は買いすぎに注意し、必要なものを買うようにしましょう。・すぐに食べる食料品は、消費期限が近いものを選ぶ「てまえどり」をしましょう。・商品についているマークを確認し、環境に配慮している商品を選びましょう。・衣服を追加するときは、フリマやシェアリングサービスを活用しましょう。・衣服や製品は大切に使用し、破損・故障した場合は、修理・修繕を行い、できるだけ長く使用しましょう。・不要になったものは、フリマやリユースショップへ販売しましょう。・生ごみはコンポストなどで堆肥化しましょう。・ごみのポイ捨ては行わないようにしましょう。
事業者
<ul style="list-style-type: none">・簡易包装に努め、包装材や容器等の再使用と再生利用に努めましょう。・資料やチラシなどは再生紙の利用や両面印刷を行いましょう。また、ペーパーレス化を進めましょう。・できるだけリサイクル製品等のグリーン購入を行いましょう。・消費者に、エコマーク商品など環境に優しい商品を提供しましょう。・飲食業ではーフサイズや小盛りメニューを提供し、食品ロスを減らしましょう。・家畜排泄物は堆肥化しましょう。・稲わらやもみ殻は焼却せず、すき込みや堆肥づくりに活用しましょう。・製品開発では、再使用・再生利用ができるものになるよう心がけましょう。・産業廃棄物は、マニユフェスト制度等により適正に処理・処分しましょう。・建設工事に伴い生じた廃棄物は、建設リサイクル法等の法令に遵守し、適正に処理・処分しましょう。・建設資材は、できるだけリユース品やリサイクル品を使用しましょう。

6 公害苦情の適正処理

●施策方針

① 公害苦情の適正処理

- ・ 公害苦情処理については、適正な処理に努めます。また、新たな環境問題が生じた場合は、国・県等と連携し、適切な対応に努めます。

② 町民・事業者への啓発活動の推進

- ・ ホームページや広報等で、環境にやさしい生活について啓発します。
- ・ 環境関連で県に表彰された事業者を広報等で紹介し、環境意識を高めます。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
・ 環境関連の法令を遵守しましょう。

第3節 自然環境

基本方針3. 自然環境の保全

《自然が豊かで、緑にあふれた町をつくる》

●取組指標

項目	現状値	目標値（令和15年度）
自然環境保全地域数	1	1
鳥獣保護区域	1	1
植樹した面積 （累計）	—	1,000 m ²

1 地形・地質の保全

●施策方針

① 開発事業における対策

- ・ 開発行為については、土地利用に関する関係条例や都市計画等との整合を図ることで適正な規制、指導等を行い、地形・地質の保全及び適正な活用を図ります。

② 海岸の保全

- ・ 海岸線の保護を図るため、海岸保全施設及びその背後地の整備促進に努めます。
- ・ 国、県と協議しながら、海岸線の一体的な整備を図ります。

●町民・事業者の役割

町民
・ 自然環境保全地域や海水浴場、その他のレクリエーション施設などで町内の自然に触れ、楽しみましょう。 ・ 海岸清掃などの取組に参加しましょう。
事業者
・ 自然環境保全につながる取組を行いましょう。また、町民の環境保全活動を応援しましょう。

2 動植物の保全

●施策方針

(1) 植物

- ① 重要な植物・植物群落及び自然植生の保全
 - ・ 重要な植物及び植物群落の保全に努めるとともに、松枯れ対策等を行います。
 - ・ 砂丘植生保全のためには、海岸線の浸食を防止する必要があることから、護岸整備等を要請します。
 - ・ 民有地の貴重な樹木を保存します。
- ② 啓発活動の推進
 - ・ 町の自然環境に関する啓発を行います。

(2) 動物

- I. 重要な動物及びその生息地の保全
 - ・ 加治川河口右岸、次第浜周辺、弁天渦等の重要な生物の生息地については、適切な保全を図ります。
- II. 動物の生息環境の保全・創出
 - ・ 生態系への影響を考慮し、自然浄化作用*を活かした多自然型の護岸整備を行うほか、河川堤防における親水空間の整備を促進します。
 - ・ 生物の生息や移動が可能になる、既存の緑地及び水路の配置を利用したビオトープネットワーク*の形成を推進します。
 - ・ 公共施設の緑化を推進します。緑化にあたっては、鑑賞木だけではなく、郷土種や鳥の食餌木を採用します。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
・ 希少種*を保護し、外来生物*を抑制する活動を行いましょ。う。 ・ 住宅や事業所、敷地内の緑化を行いましょ。う。
町民
・ 生物多様性の重要性を理解し、町内の自然環境について理解を深めましょ。う。
事業者
・ 土地の開発を行う場合は、生態系への影響を考慮したうえで、工法等を選択しましょ。う。

自然浄化作用：大気や河川・湖沼、土壌などの汚染が自然の力で浄化される働きのこと。

ビオトープネットワーク：動植物が様々な自然環境に適応して住んでいる場所をビオトープという。ビオトープネットワークを計画するとき重要なのはコア（核となる地域：原生自然かそれに近い物）となる地域を中心に、緑や水路で繋いでいくことである。

希少種：数の少なく、簡単に見ることが出来ないような（希にしか見ることが出来ない）種のこと。

外来生物：もともと日本にいなかった生き物で、日本にやってきたもの（人間によって持ち込まれたもの）のこと。

第4節 快適環境

基本方針4. 快適環境の保全

《地域文化を大切にし、恵み豊かで活気のある町をつくる》

●取組指標

項目	現状値	目標値（令和15年度）
水洗化率 ※（下水道の接続人口/計画区域内人口）×100にて算出	90.3% （令和4年度）	91%
遊休農地面積	1.17ha （令和4年度）	1.07ha
町循環バス利用者数	54,002人 （令和4年度）	60,000人

1 社会インフラの整備

●施策方針

（1）上下水道

① 良質で安全な水道水の安定供給

- ・ 良質で安全な水道水の安定供給のため、水道施設の適切な維持管理を継続します。
- ・ 施設の耐震化を図るほか、災害時の対応強化に努めます。
- ・ 地下水の飲料者へは、水道法に規定している水質検査の指導を強化するとともに上水道への切り替えを促進します。

② 下水道利用の促進

- ・ 広域的な水質保全の観点から水洗化を促進します。
- ・ 施設の耐震化を図るほか、災害時の対応強化に努めます。
- ・ 施設の適正な維持管理の推進のため、点検・診断を含めた維持補修計画を策定し、施設の長寿命化を図ります。

③ し尿浄化槽処理体制の確立

- ・ 浄化槽設置者に対し、保健所と連携し、保守点検・清掃の管理を指導し、適正な維持管理を促進します。

(2) 交通環境

① 道路整備の推進

- ・ 本町の道路の位置づけを明確にし、役割に応じた道路整備を推進することで、道路ネットワークの形成を図ります。
- ・ 幹線道路においては、交通量緩和措置、歩行者の安全、快適性確保のため、農道を含めた総合的な道路交通網の体系化を推進します。

② 歩道・自転車道の整備

- ・ 町民の利便性や自然とのふれあい活動に配慮した歩道・自転車道を計画的に整備します。
- ・ 本町内をネットワークするサイクリングロードを設定します。

③ 脱炭素社会の実現に向けた行動変容の促進

- ・ バスや JR 等の利便性向上に努め、公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・ 通勤、通学者の大量輸送に対応するため、JR 白新線の複線化を要請します。
- ・ 町役場において、近距離移動の自転車移動等により、自動車利用を抑制します。

(3) 都市環境

① 計画的な整備

- ・ 総合計画における土地利用方針、都市計画マスタープラン等に基づき、計画的な都市形成及び土地利用を推進します。

② 周辺環境へ配慮した整備

- ・ 障がい者等の弱者にも配慮した、環境と快適・安心の両立したまちづくりを推進します。
- ・ 公共関与並びに民間の土地開発にあたっては、周辺の景観や環境に配慮したものとなるよう指導等を行います。

③ 公園の整備

- ・ 公園整備にあたっては、計画的かつ住民と連携して行い、安全かつ生物の生息に配慮したものとします。
- ・ 公園管理にあたっては、町民自ら管理責任を意識できるような仕組みづくりを推進します。
- ・ 聖籠中学校におけるふるさとの森ボランティアを中心とした整備事業を推進します。

④ 緑地の保全・創出

- ・ 森林の減少を抑制するため、海岸部の保安林並びに内陸部の既存緑地について、保全・育成を図ります。
- ・ 地区計画又は開発許可における建築条件を設定し、緑化の推進を図ります。
- ・ 生け垣奨励と事業所、宅地の緑化促進のため、啓発を行います。
- ・ 公共施設や学校等における緑化を推進します。
- ・ 保存樹・保存林の保全等に努めるとともに、支援策を検討します。

- ・ 社寺林や残存樹木の保全を図るため、緑地保全の啓発と必要に応じた対策を推進します。
- ・ 学校林や既存緑地の管理の充実と保安林の定期的な植樹・育樹を行います。
- ・ 歴史的資源の環境整備を図り、ボランティアによる維持管理等を推進します。
- ・ 道路沿道の緑化や苗木頒布を推進し、本町の緑化を推進します。

⑤ 道路沿い景観における対策

- ・ 屋外広告物については、新潟県屋外広告物条例の適正な運用により、抑制を図ります。
- ・ 道路沿道の適正な植栽管理を行います。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅や事業所、敷地内の緑化を行いましょう。 ・ 住宅や事業所周辺の景観の維持や向上に努めましよう。 ・ 地域の清掃活動、環境美化活動、緑化活動に参加しましよう。
町民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や道路沿道の街路樹などを大切にし、保護しましよう。 ・ 身近な歴史的資源を再確認し、維持管理に関わりましよう。
事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業等は周辺の景観や環境に配慮して行い、良好な景観形成へ貢献しましよう。また、歴史的資源の維持管理に努めましよう。 ・ 看板等の設置の際は、周囲の景観に配慮しましよう。

2 農水産資源の保全

●施策方針

① 農地の保全・活用

- ・ 総合的な土地利用に基づいた農地の保全を図ります。
- ・ 農地の集積、集約化や高齢化、担い手育成、新規就農者、遊休農地等に対する対策を行い、農業の活性化を図ります。

② 環境に配慮した農地の整備・維持管理

- ・ ほ場や農業用、用・排水路の整備、運用にあたっては、生物多様性の保全に配慮します。
- ・ 景観の美しさなどを体感できる農業施設の整備に努めるとともに、農地、農村の有する多面的機能の発揮・継承を図るための地域共同活動を支援して、地域資源の適正な保全活動を推進します。
- ・ 有機的資源の活用や減農薬・減化学肥料などの環境保全型農業を推進します。

- ③ 農業従事者への啓発活動の推進
 - ・ 農業従事者に対し、環境保全のための取組について理解と協力を得るための啓発を行います。
- ④ 水産資源の保全・活用
 - ・ 増養殖、漁場造成、漁業資源調査等による資源管理型漁業を推進するとともに、関係機関と連携しながら漁業資源を守る漁場づくりを支援します。
 - ・ 町の海を守るため、加治川上流域の森林保全に対し、上流域の自治体との情報交換を行います。
- ⑤ 漁業従事者への支援活動
 - ・ 漁業協同組合、漁業関連機関と連携し、漁業従事者を支援します。
- ⑥ 景観に配慮した漁業施設、交流拠点の整備
 - ・ 海洋レクリエーション施設を有効活用するとともに、プレジャーボート利用者や釣り客、海水浴客等との共存に努めます。
 - ・ 海を漁場の場としてではなく、地域住民や観光客との交流の場として海浜、海岸の整備に努めます。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
・ 農業及び漁業施設の維持管理に協力しましょう。
町民
・ 農業及び漁業の活性化のために、地元の食材を選びましょう。
事業者
・ 農業及び漁業従事者は、生物多様性の保全や良好な景観形成に配慮しましょう。 ・ 農業従事者は、有機的資源の活用や減農薬・減化学肥料などの環境保全型農業に取り組みましょう。 ・ 漁業従事者は、資源管理型漁業に取り組むことで、漁業資源を守りましょう。

3 文化的環境の維持・保全

●施策方針

- ① 開発事業における対策
 - ・ 開発行為や建築確認の際に、埋蔵文化財の位置情報との照合を確実にし、埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に基づき発掘調査を行います。
 - ・ 開発事業にあたっては、土地利用に関する条例・都市計画に基づき適切に実施し、景観と調和した人と自然との触れ合い活動の場づくりを推進します。
- ② 普及・啓発・情報提供の推進
 - ・ 町民に埋蔵文化財の周知を図るほか、発掘調査に関しては説明会開催、結果報告等を行うと共に、出土品については適切に展示や保管を行います。

- ③ 文化施設の活用
 - ・ 町民の多様な芸術文化活動の支援を図り、発表の機会・場の充実に努めます。
 - ・ 質の高い文化体験の機会の提供とその周知に努めます。
- ④ 担い手の育成
 - ・ 本町の文化・伝統の継承・創造・発展の担い手を地域で支え、育てる体制づくりを推進し、支援します。
- ⑤ 人と自然との触れ合い活動の場の保全・整備・活用
 - ・ 自然との共生を図りつつ、海洋レクリエーション施設を核としたレジャー、スポーツ、レクリエーション活動を推進します。
 - ・ 観光農園等の利用や農業と漁業の体験でグリーンツーリズムを推進します。
 - ・ 水と親しめる空間に配慮した河川整備を行います。
- ⑥ 町民・事業者への啓発活動の推進
 - ・ 水辺環境を保全し、めだかが泳ぎ蛸が舞う豊かな自然環境のまちづくりに努めます。
- ⑦ 環境に配慮した河川・水路の整備
 - ・ 河川護岸の整備に際しては、周辺を自然景観と親水に配慮した公園等とするよう要請します。
 - ・ 河川堤防等では安全対策と親水空間の両立した整備の促進を要請します。
 - ・ 派川加治川の親水空間の維持に努めます。
- ⑧ 弁天潟の整備・利用
 - ・ 弁天潟及び周辺の整備を推進します。
 - ・ 弁天潟において行われている環境保全活動を、今後とも支援します。
 - ・ 弁天潟を生物の環境学習の場として活用することを推進します。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な芸術文化活動の発表の場として、文化施設を活用しましょう。 ・ 町内の文化・伝統の理解を深め、継承・創造・発展、担い手の育成に貢献しましょう。 ・ 弁天潟の環境保全活動や環境学習に参加したり、取組を応援したりしましょう。
町民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館などの文化施設を積極的に利用しましょう。 ・ レジャーやスポーツ、レクリエーション活動に取り組み自然とふれあいましょう。 ・ 町内の農業や漁業の体験を自ら行いましょう。 ・ 町内の自然やグリーンツーリズムの良さを町外に広めましょう。

事業者
<ul style="list-style-type: none">・ 開発事業等は周辺の埋蔵文化財に配慮して行いましょう。・ レジャー、スポーツ、レクリエーション活動の支援やグリーンツーリズムの受入を検討しましょう。

4 環境美化の推進

●施策方針

① 町民・事業者の美化活動の推進

- ・ 海岸の一斉清掃や河川、町内の清掃活動など町民、事業者、町役場が協力して、町の美化活動を推進します。
- ・ 聖籠町環境美化推進条例に基づき、町民、事業者、町役場が一体となって、環境美化の推進を図ります。

② 犬や猫などのペットの適正管理の推進

- ・ 看板の設置や広報紙等により、フンの始末、放し飼いや飼育放棄の防止等の飼い主としての責任について啓発を行います。

③ 空き地の適正管理の推進

- ・ 雑草の繁茂や衛生害虫の発生等がみられる空き地は、適正に管理するよう要請します。
- ・ 土地の適正管理について、啓発を行います。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
<ul style="list-style-type: none">・ 海岸の一斉清掃や河川、町内の清掃活動などに参加して、環境美化に取り組みましょう。・ 所有する敷地の除草や衛生害虫の駆除など、適正な管理に努めましょう。
町民
<ul style="list-style-type: none">・ ペットのフンの始末や適正な飼育など、飼い主としての責任を全うしましょう。
事業者
<ul style="list-style-type: none">・ 町民が参加できる地域の環境美化の活動やイベントを開催しましょう。

第5節 環境保全活動

基本方針5. 環境保全活動の推進

《町民・事業者・町役場が一体となって参加・協力する町をつくる》

●取組指標

項目	現状値	目標値（令和15年度）
聖籠さわやかクリーンサ ポート登録団体数 （合意書締結団体数）	27 団体 （令和元年度）	35 団体

●施策方針

1 町役場の保全活動の推進

① 率先実行の推進と公共事業における環境配慮の推進

- ・ 環境マネジメントシステムに基づいて環境保全の率先実行に取り組み、進捗状況を公表します。
- ・ 公共事業の実施における環境配慮を環境保全のための実行（環境率先・地球温暖化対策）計画に基づき実施します。

② 町民・事業者・町の連携・協力の推進

- ・ 本町の環境の保全を図るためには、町民、事業者、町役場の連携・協力が必要となることから、環境関係の委員会における委員の向上や町民・事業者の参加を推進します。
- ・ より開かれた環境町政を目指し、広報・公聴の充実を図りながら、的確で分かりやすい情報の提供を推進します。

2 町民の保全活動の推進

① 町民の自主的な環境保全への取組の推進

- ・ ボランティア組織の育成や活動への支援、コミュニティ活動やイベントに関する情報の発信など、町民の自主的な環境保全のための取組を促進します。
- ・ 町民の日常生活における省資源、省エネルギー等の環境配慮について、啓発を推進します。

② 町民の日常生活における環境配慮の推進

- ・ 小・中学校において教育計画に位置付けられた環境教育全体計画に基づいて、環境教育を推進します。

③ 環境教育の推進

- ・ 幼児も含めた生涯学習の一環として環境教育を推進します。
- ・ 環境に関するイベントや人材育成について支援を行い、環境保全活動を促進します。

④ 環境情報の収集及び提供

- ・ 町民に対する環境情報の収集・提供に努めます。
- ・ 本町の環境の現状と施策の進捗状況について、環境白書の公表を継続します。
- ・ 本町の環境方針などを庁舎等に掲示し、利用者に環境保全への理解を求め各家庭での環境配慮行動を促進します。

3 事業者の保全活動の推進

① 事業者の自主的な環境保全への取組の推進

- ・ 事業者に対し、町民の自主的取組、コミュニティ活動、組織育成への支援を要請します。

② 事業活動における環境配慮の推進

- ・ 本町にある環境への負荷が大きいと考えられる事業者に対しては、環境保全協定等の締結と遵守の指導を継続します。

③ 環境教育の推進

- ・ 環境に関する情報の収集に努め、ホームページ等により提供します。

●町民・事業者の役割

町民・事業者（共通）
・ 環境保全活動や体験イベントに参加しましょう。
町民
・ 環境保全の取組を自主的に行いましょう。 ・ 環境に関する情報を収集しましょう。 ・ 家庭内でも環境保全についての話をしましょう。 ・ 地域ぐるみで取組を行えるように検討しましょう。
事業者
・ 環境保全の自主的取組やコミュニティ活動などへの支援をしましょう。 ・ 環境に関する情報を収集するとともに、自社の取組を発信しましょう。 ・ 従業員に対して、環境意識を深める研修等を行いましょう。

A decorative graphic on the left side of the page consists of three overlapping circles. The central circle is a solid blue color and contains the text '第5章'. The two circles overlapping it are thin blue outlines. A horizontal line, with a blue segment above and a grey segment below, extends from the right edge of the blue circle across the page.

第5章

計画の推進

第1節 推進体制

1 庁内体制

各部署間の連絡・調整が確実に行われるような体制づくりを行います。

2 国や県、関係機関、関係自治体との連携

地球環境問題や、河川・海域など、行政の枠を超えた環境問題に対応するため、国や県、関係機関、関係自治体と連携・協力を図りながら、広域的な視点で取り組みます。

3 町民・事業者・NPO との連携・協働

聖籠町環境基本計画の実施にあたっては、町民、事業者、NPO、町役場がそれぞれの責務と役割を果たすことが重要です。町役場は、町民、事業者、NPO が連携・協働ができる仕組みづくりを行い、計画の促進を図ります。

第2節 進行管理

1 環境指標による継続的な調査

計画の進捗状況を検証するため、施策の展開方向ごとに設定された事業等について点検し、施策の効果を把握します。

2 年次報告

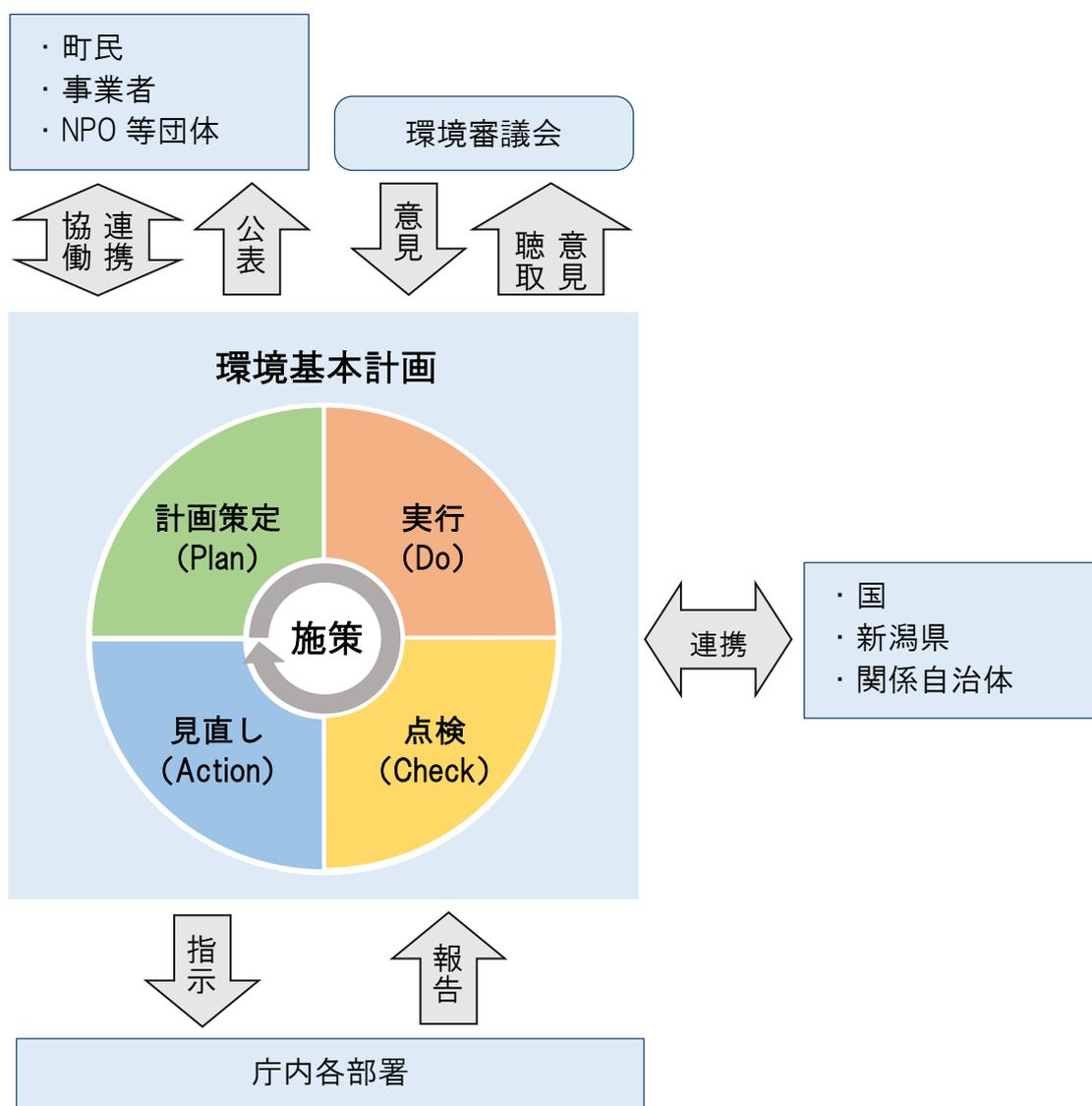
本町の環境の状況及び施策の進行状況を示した「年次報告書(いわゆる環境白書)」を作成し、公表します。

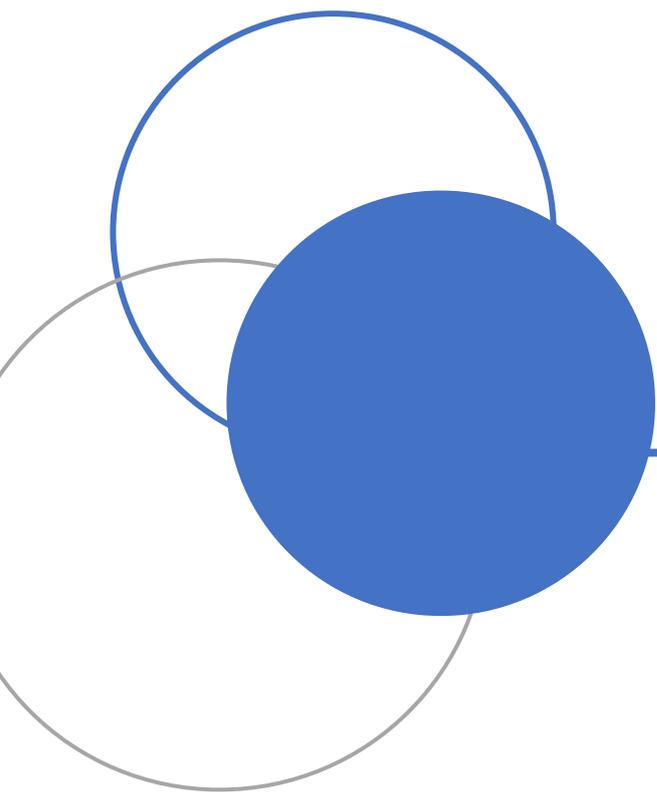
3 計画の点検・評価及び見直し

本計画については、「計画を策定し(Plan)」、「計画を実行し(Do)」、「点検し(Check)」、「見直す (Action)」を行い、施策の進捗状況を点検します。

また、毎年度年次報告を環境審議会に提出し、検討した結果をもとに、5年後を基本とした中間見直しを行います。

さらに、社会情勢や環境の変化、科学的な知見の向上などを踏まえ、途中年度であっても適宜、見直しを行います。





資料編

環境基本計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、聖籠町環境基本条例に基づき、聖籠町環境基本計画策定委員会を設置し、検討を行った上で、聖籠町環境審議会において意見を聴取しました。

町民及び事業者を対象としたアンケート調査やパブリックコメントの実施により、広く意見の聴取に努め、計画策定の参考としました。

年月日	会議等	主な実施内容
令和4年 12月21日	第1回 聖籠町環境基本計画策定委員会	・ 聖籠町環境基本計画策定委員会の今後の進め方及び現行の聖籠町環境基本計画について討議
令和5年 2月7日	第2回 聖籠町環境基本計画策定委員会	・ 現行の聖籠町環境基本計画の検証について討議
令和5年 3月22日	第3回 聖籠町環境基本計画策定委員会	・ 現行の聖籠町環境基本計画の検証結果を踏まえた次期の同計画について討議
令和5年 8月28日	第4回 聖籠町環境基本計画策定委員会	・ 町民及び事業者アンケート調査の内容について討議
令和5年 9月1日～ 9月22日	町民・事業者向けアンケート調査の実施	・ 「聖籠町の環境についてのアンケート調査」の実施（町民334人、中学生132人、事業者58社が回答）
令和5年 11月2日	第5回 聖籠町環境基本計画策定委員会	・ 町民及び事業者アンケート調査の結果の確認 ・ 計画書骨子（期計画の基本的事項、望ましい環境像と施策の基本方針）について討議
令和5年 12月25日	第6回 聖籠町環境基本計画策定委員会	・ 計画書素案（施策方針と取組指標・数値目標、主体別配慮指針、計画の推進体制と進行管理）について討議
令和6年 1月15日～ 2月13日	パブリックコメントの実施	
令和6年 2月22日	第7回 聖籠町環境基本計画策定委員会	・ パブリックコメントの実施結果の確認 ・ 計画書最終案について討議
令和6年 2月27日	令和5年度聖籠町環境審議会	・ 計画書最終案の確認

聖籠町環境基本計画策定委員会名簿

(敬称省略)

(任期：令和4年12月21日から令和6年3月31日まで)

	氏名	役職	備考
一号委員 (学識経験者)	本田 明治	新潟大学 理学部 教授	
二号委員 (関係行政機関職員)	反町 潤	新潟県新発田地域振興局保健福祉環境部 環境センター 環境課長	~R5.3.31
	石野 雄二	新潟県新発田地域振興局保健福祉環境部 環境センター 環境課長	R5.4.1~
三号委員 (一般町民)	宮澤 さやか	地球温暖化防止活動推進委員	
三号委員 (一般町民)	深井 晶子	ごみ減量化推進協議会委員	
三号委員 (一般町民)	土田 清絵	一般町民 (公募)	
三号委員 (一般町民)	下鳥 涼子	一般町民 (公募)	
四号委員 (その他)	伊藤 猛夫	東北電力株式会社 東新潟火力発電所 運営企画グループ課長 (環境担当)	
四号委員 (その他)	長谷川 正美	日本海エル・エヌ・ジー株式会社 企画業務部	

アンケート調査

1 調査の概要

(1) 調査の目的

聖籠町環境基本計画の策定にあたり、町民、事業者、中学生の意見・要望を再確認し、環境基本計画へ反映させることを目的にアンケートを実施しました。

(2) 調査の対象、配布部数、回収結果等

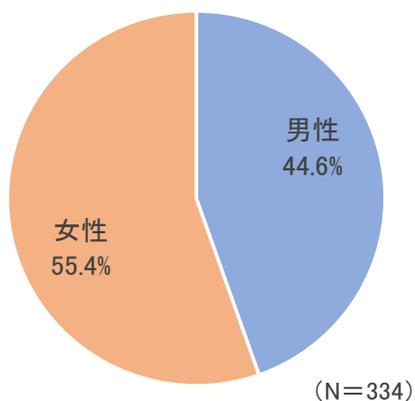
	町民	中学生	事業者
調査対象	16歳以上の町民 (無作為抽出)	聖籠中学校の2年生	新潟東港聖籠地区立地協議会員の事業者
配布部数	800人	144人	94社
配布・回収方法	郵送	学校を通じて	郵送
実施期間	令和5年9月1日～ 令和5年9月22日	令和5年9月1日～ 令和5年9月15日	令和5年9月1日～ 令和5年9月22日
回収結果 (回収率)	334人 (41.8%)	132人 (91.7%)	58社 (61.7%)

2 調査結果

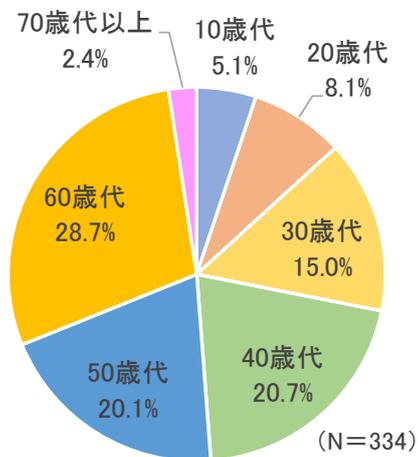
(1) 町民アンケート調査の結果

I. 回答者の属性

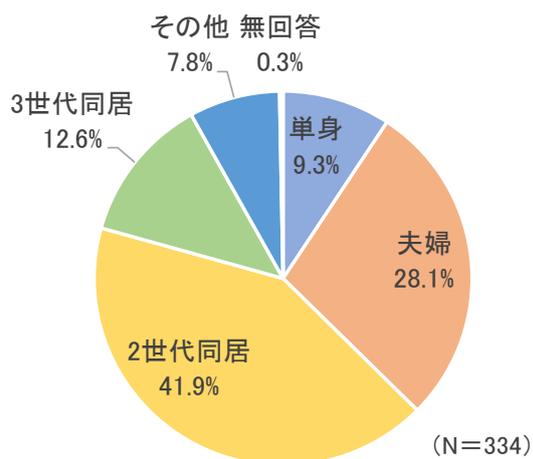
【性別】



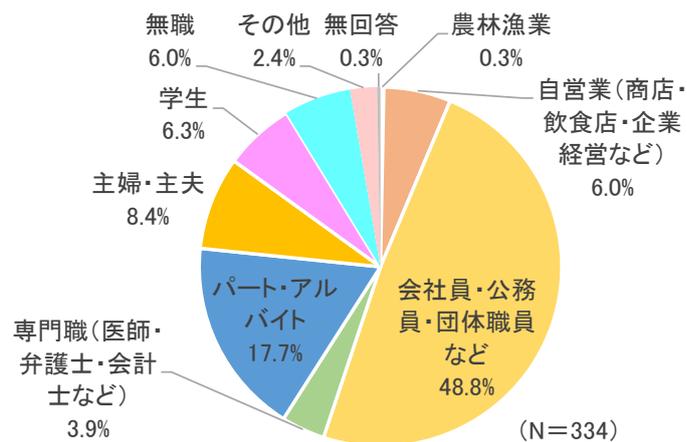
【年齢】



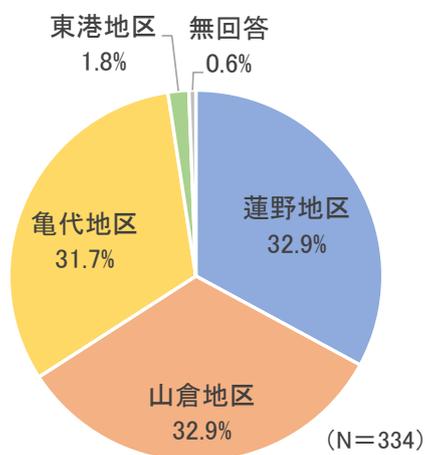
【家族構成】



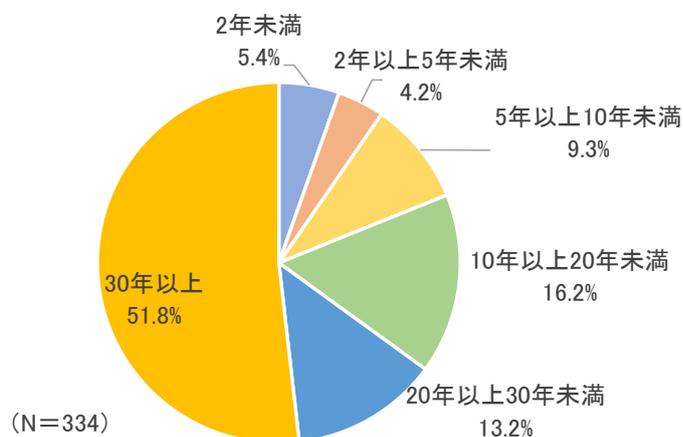
【職業】



【居住地区】



【居住年数】

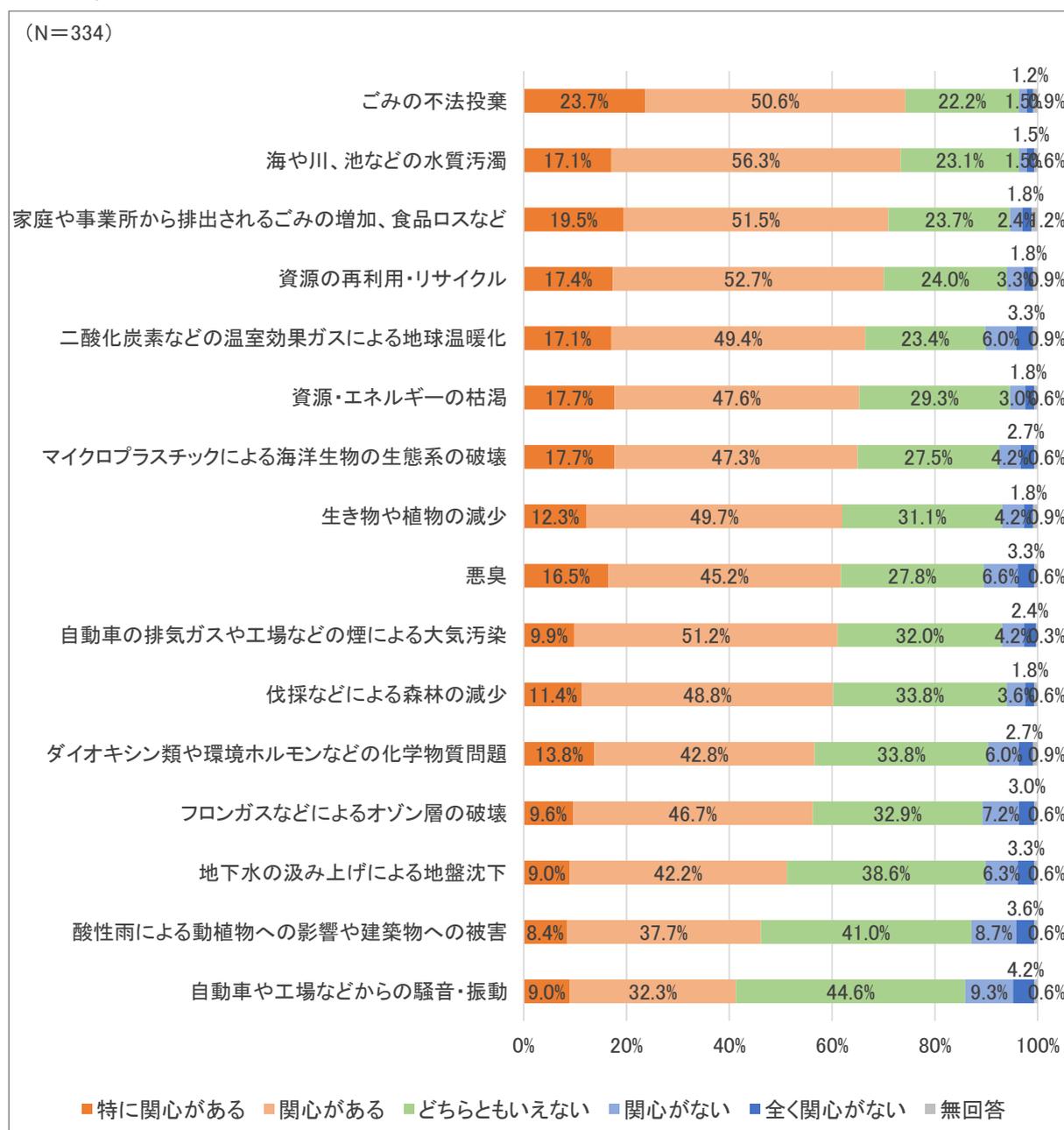


II. 環境問題に対する意識について

【環境に対する関心度】

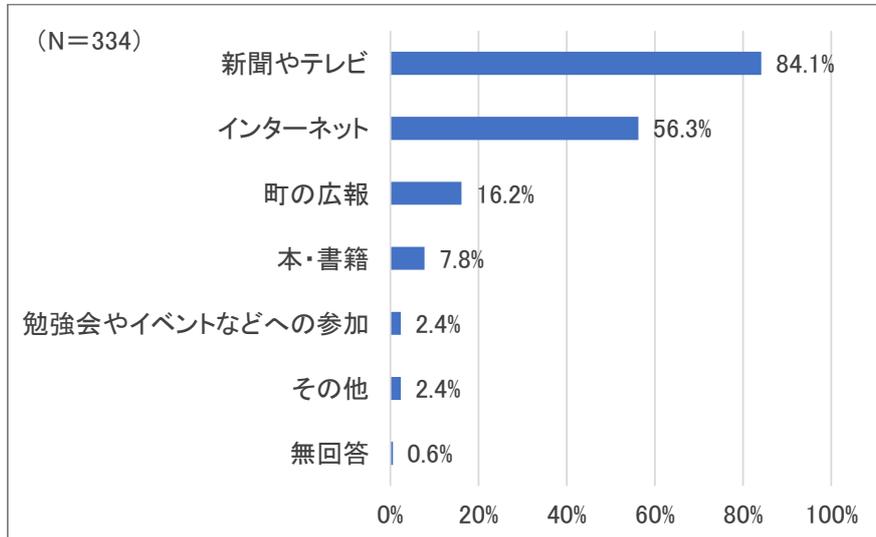
環境に関する関心度は「特に関心がある」、「関心がある」を見ると、「海や川、池などの水質汚濁」「ごみの不法投棄」「家庭や事業所から排出されるごみの増加、食品ロスなど」「資源の再利用・リサイクル」が70%以上と高くなっています。次に、「二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化」や「資源・エネルギーの枯渇」、「マイクロプラスチックによる海洋生物の生態系の破壊」が65%程度となっています。

水辺環境やごみの不法投棄など、身近な環境問題に関心があると共に、資源循環や地球温暖化、エネルギーなど、地球規模で起きている問題にも関心があることが分かります。



【環境情報の取得方法】

環境情報の取得方法は、「新聞やテレビ」が約84%と最も多くなっています。次いで「インターネット」が約56%となっています。なお、「町の広報」は約16%となっています。

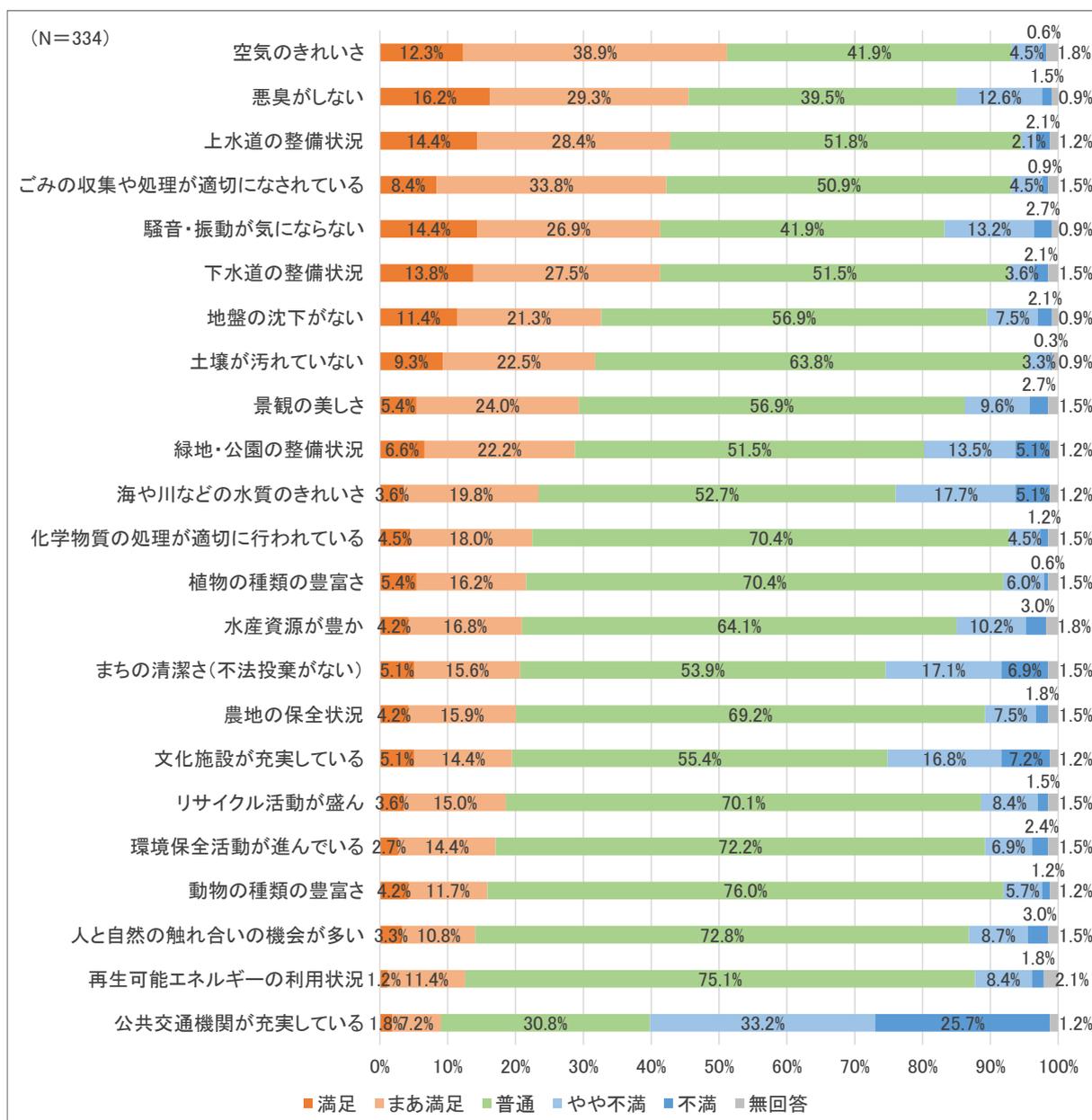


Ⅲ. 身の回りの環境について

【環境に対する満足度】

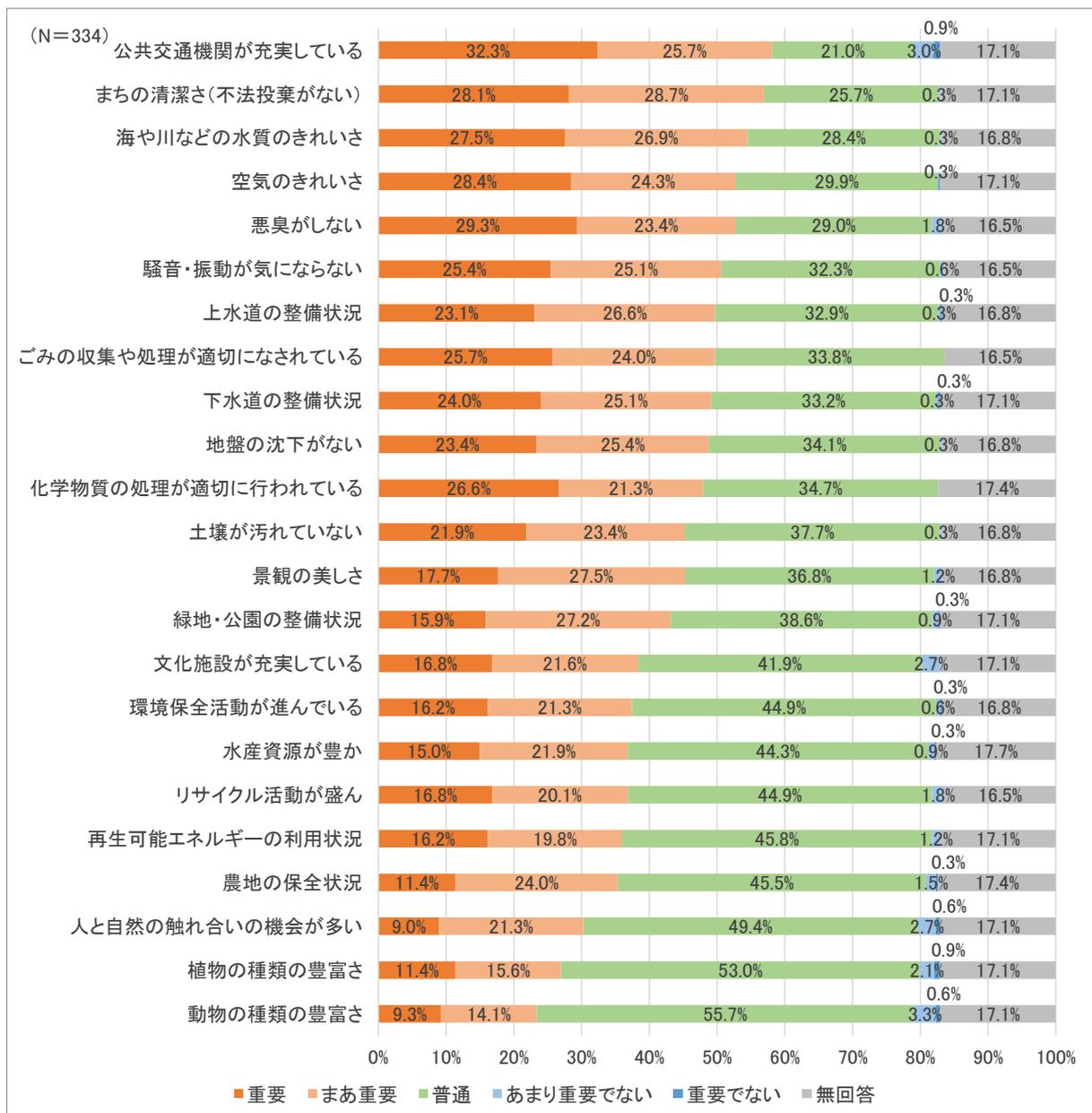
町内の環境に対する満足度は、「満足」、「まあ満足」を見ると、「空気のきれいさ」が50%以上と、最も高くなっています。次に、「悪臭がしない」、「上水道の整備状況」、「ごみの収集や処理が適切になされている」、「騒音・振動が気にならない」、「下水道の整備状況」が40%以上となっています。

一方、「やや不満」、「不満」を見ると、「公共交通機関が充実している」がおよそ60%となっており、満足度が最も低くなっています。次いで、「まちの清潔さ（不法投棄がない）」、「文化施設が充実している」、「海や川などの水質のきれいさ」が20%以上となっています。



【環境に対する重要度】

環境に対する重要度は、「重要」、「まあ重要」を見ると、「公共交通期間が充実している」と「まちの清潔さ（不法投棄がない）」が約60%となっており、高くなっています。次いで、「海や川などの水質のきれいさ」、「空気のきれいさ」、「悪臭がしない」、「騒音・振動が気にならない」が50%以上となっています。環境に対する満足度が低い項目が、重要度が高くなる傾向にあります。また、大気環境など、生活に影響が出やすい項目も重要度が高くなっています。

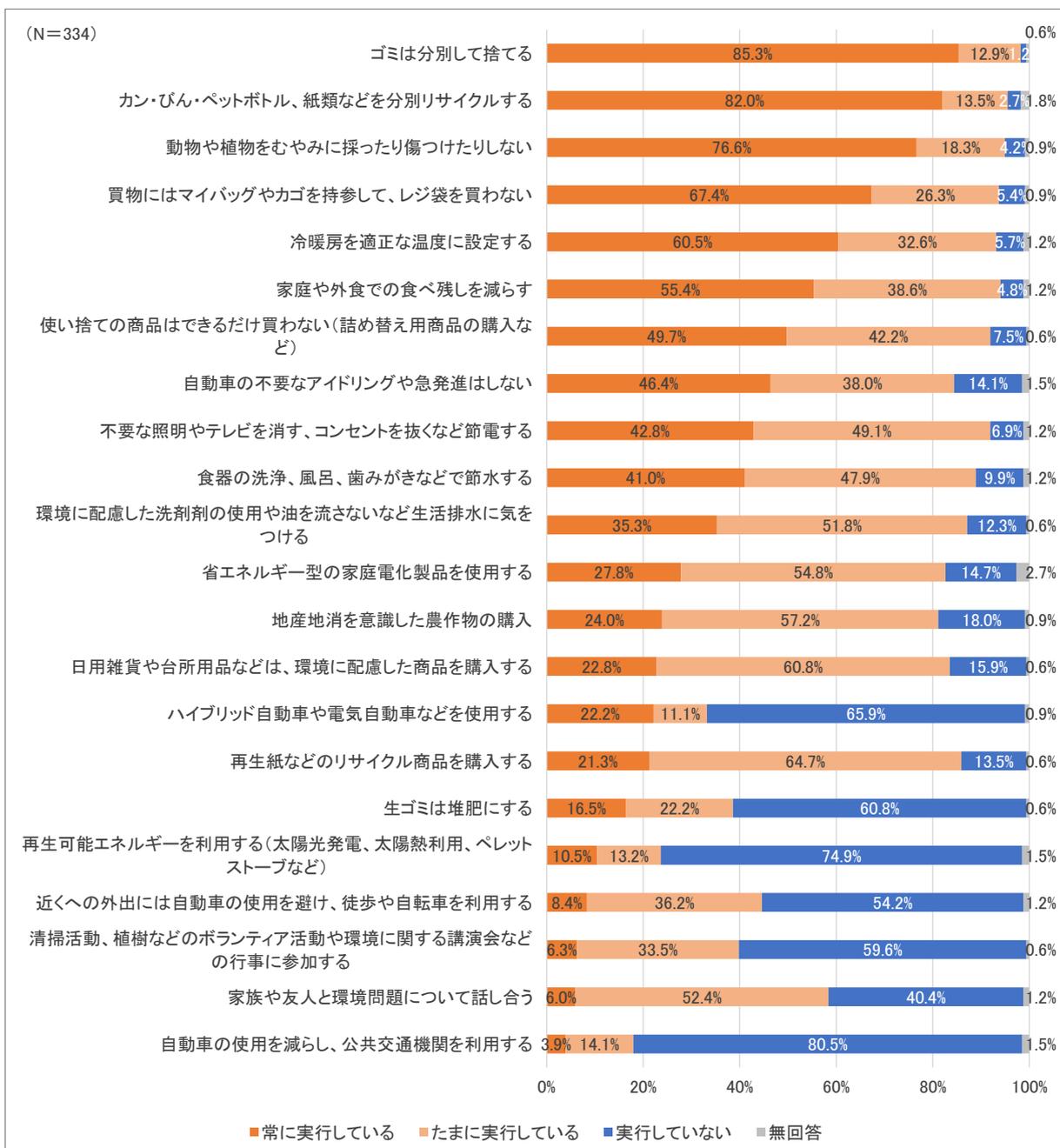


IV. 環境保全活動について

【環境に配慮した行動】

環境に配慮した行動は、「常に実行している」を見ると「ごみは分別して捨てる」、「カン・びん・ペットボトル、紙類などを分別リサイクルする」が80%以上と高くなっています。次いで、「動物や植物をむやみに採ったり傷つけたりしない」、「買物にはマイバッグやカゴを持参して、レジ袋を買わない」、「冷暖房を適正な温度に設定する」となっており、日常で実行しやすい項目が挙がっています。

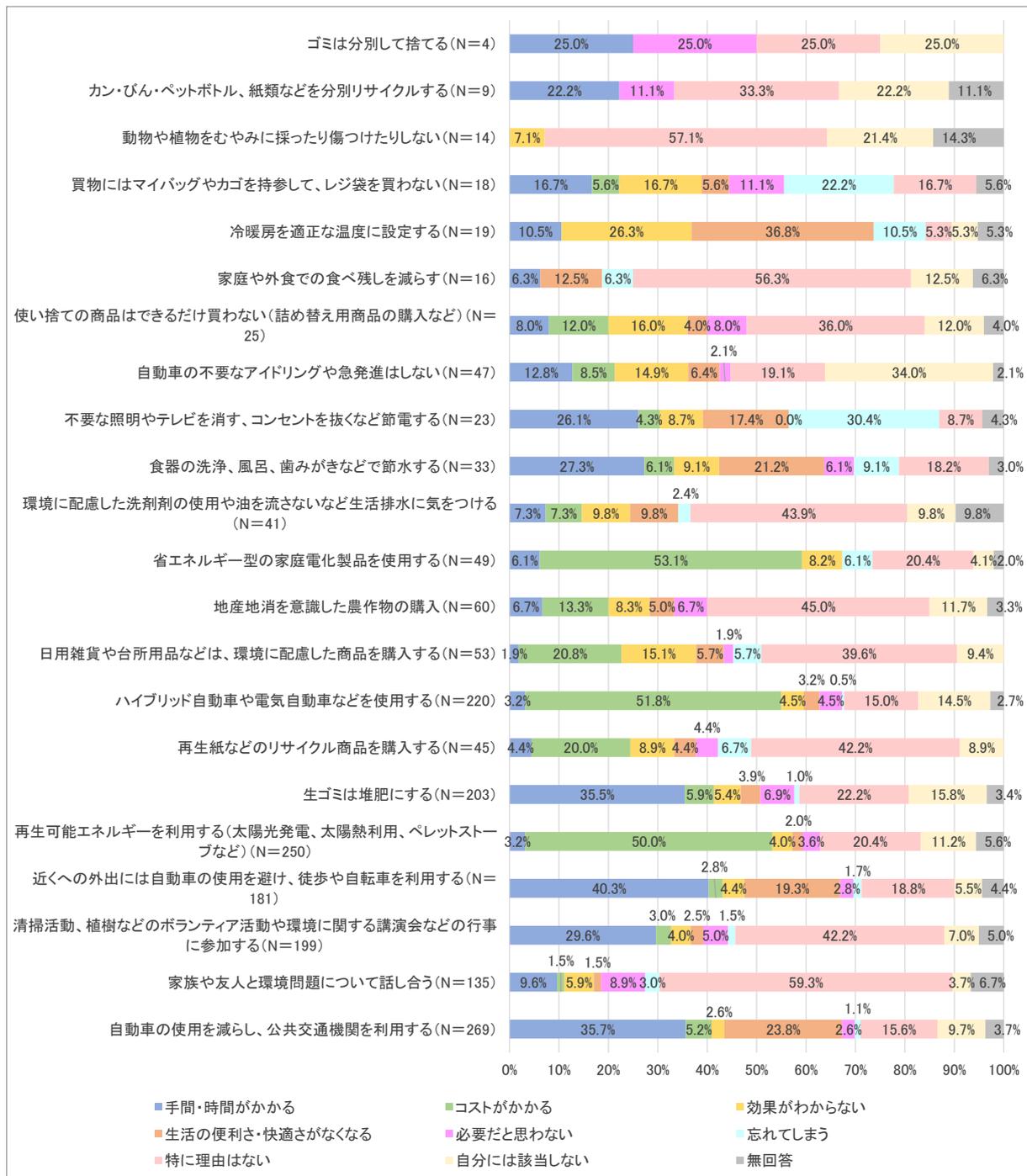
一方で、「実行していない」を見ると「自動車の使用を減らし、公共交通機関を利用する」が80%以上となっています。自動車の使用は公共交通機関への満足度の低さに関連していると考えられます。次いで「再生可能エネルギーを利用する」、「ハイブリッド自動車や電気自動車などを使用する」、「生ゴミは堆肥にする」となっています。



【環境に配慮した行動を実行していない理由】

環境に配慮した行動を実行していない理由を見ると、「自動車の使用を減らし、公共交通機関を利用する」は、「手間・時間がかかる」が35%程度と多く、次いで「生活の便利さ・快適さがなくなる」となっています。

「再生可能エネルギーを利用する」、「ハイブリッド自動車や電気自動車などを使用する」は、「コストがかかる」が半数以上を占めています。「生ゴミは堆肥にする」は、「手間・時間がかかる」が35%程度となっています。

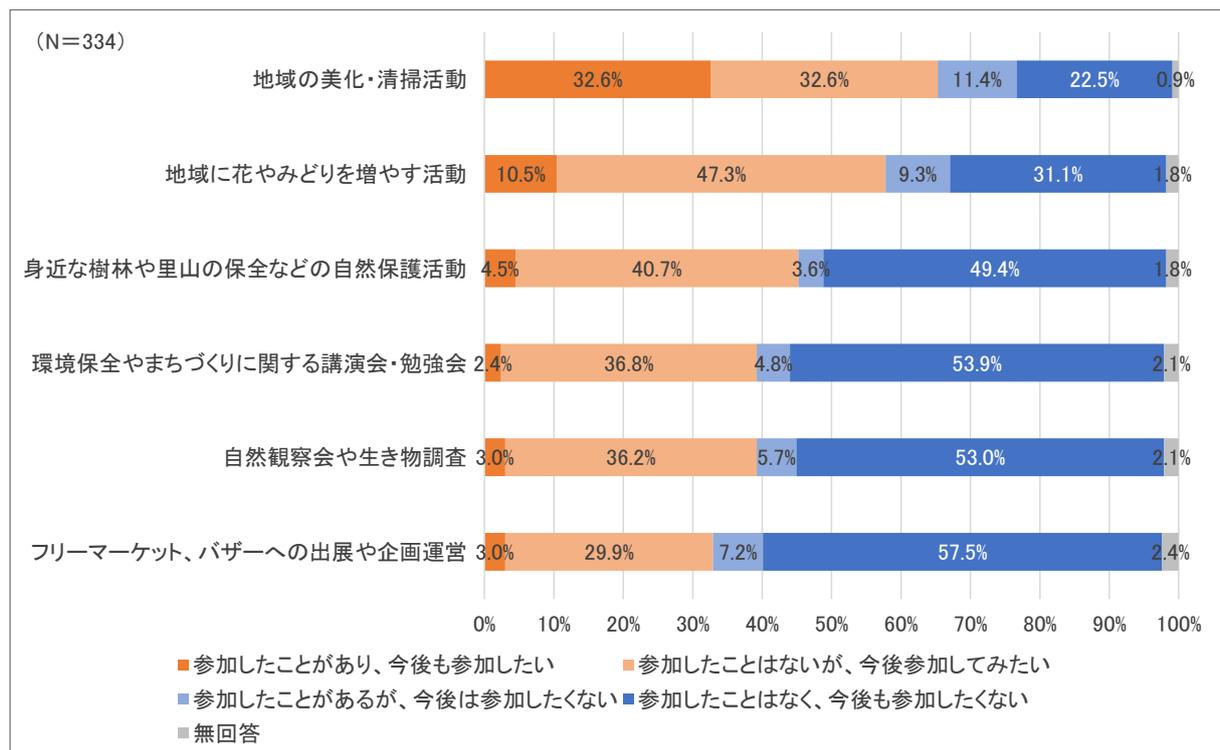


【環境活動への参加状況】

環境活動への参加状況は、「地域の美化・清掃活動」が「参加したことがあり、今後とも参加したい」の割合が約33%と最も多く、「参加したことはないが、今後参加してみたい」の割合と合わせるとおよそ65%が今後参加したいとしています。また、「地域に花やみどりを増やす活動」も約58%が今後参加したいとしています。

一方で、その他の項目は「参加したことはなく、今後とも参加したくない」がおよそ半数以上となっています。

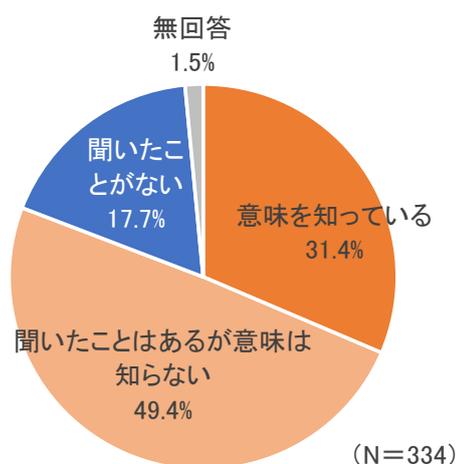
環境活動への参加状況や意欲は、町内会で行っている取組や日常的に行いやすい取組が対象になっていることが分かります。



V. これからの町の環境について

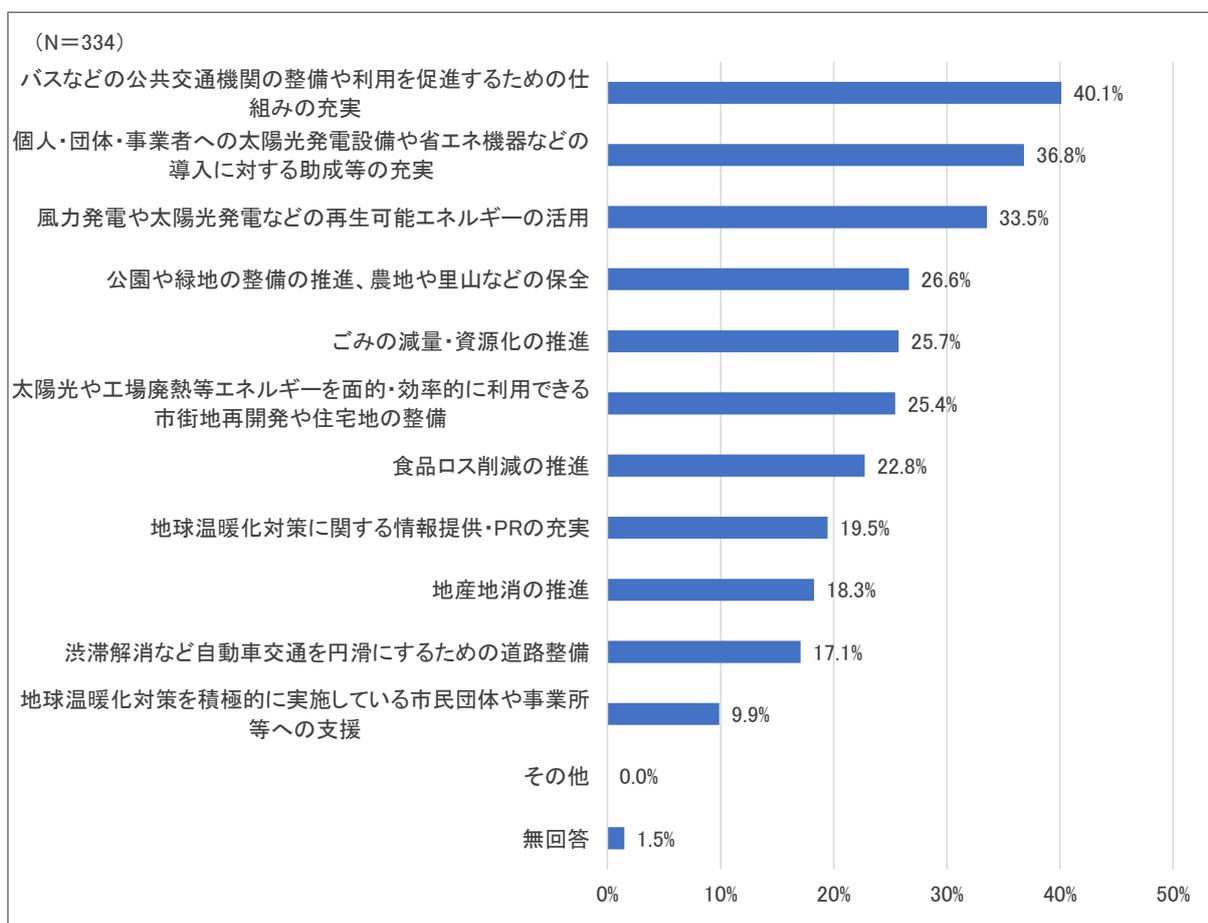
【カーボンニュートラルの認知度】

カーボンニュートラルについて、「聞いたことはあるが意味を知らない」が半数を占めており、「意味を知っている」は約 31%となっています。



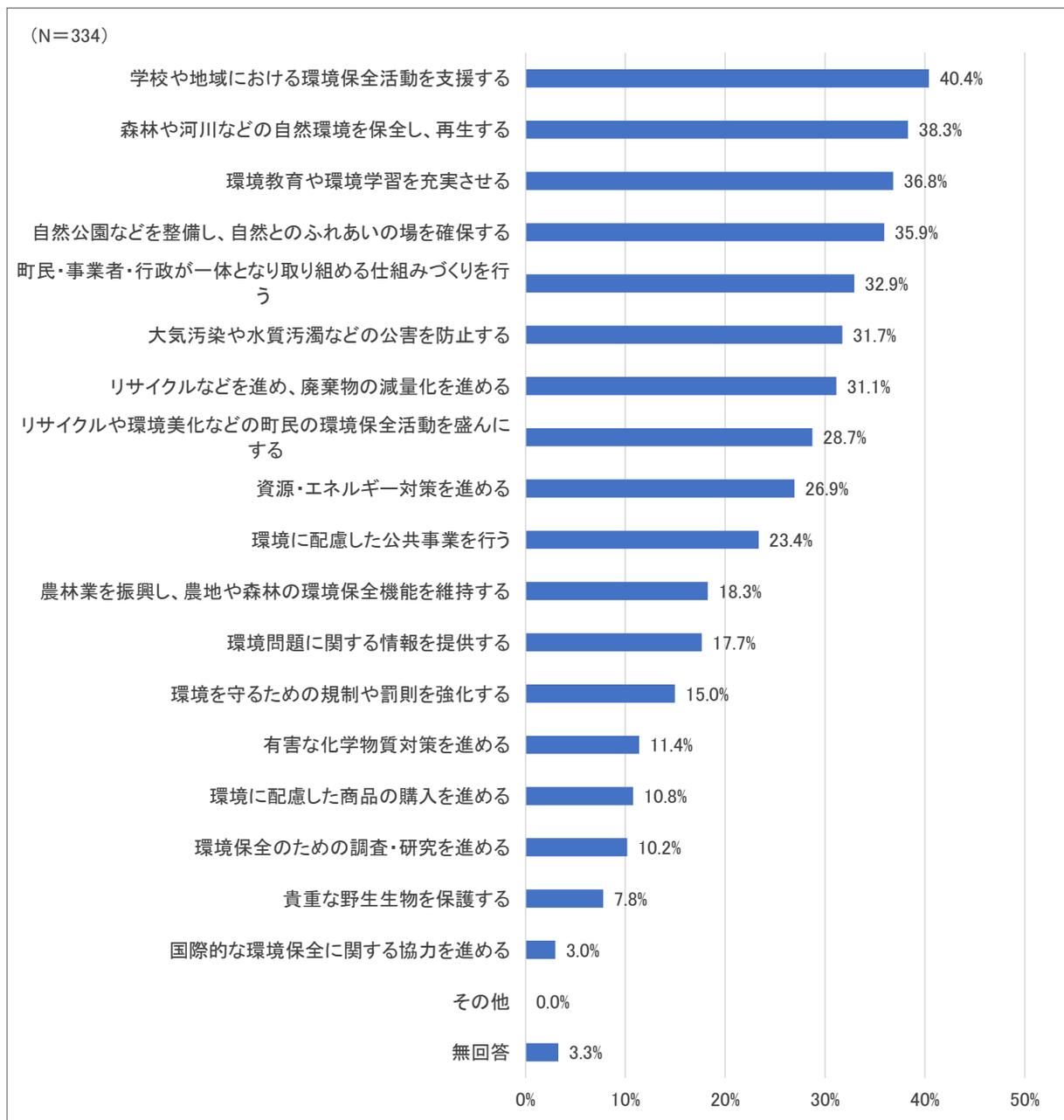
【町が進めるべき重点施策】

町が進めるべき重点施策は、「バスなどの公共交通機関の整備や利用を促進するための仕組みの充実」を回答者の約 40%が選んでおり、最も高くなっています。次いで、「個人・団体・事業者への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する助成等の充実」、「風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用」と、省エネや再エネの導入・活用に向けた施策が挙がっています。



【有効だと思う町の対策】

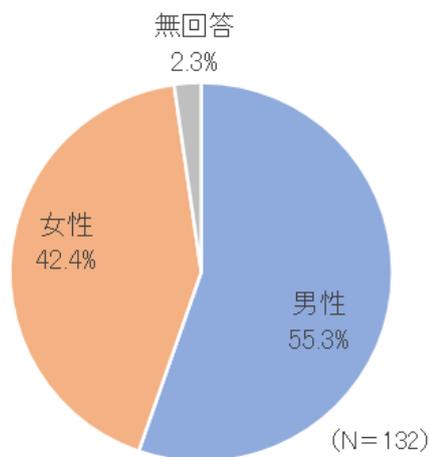
有効だと思う町の対策として、「学校や地域における環境保全活動を支援する」を回答者の約40%が選んでおり、最も高くなっています。次いで、「森林や河川などの自然環境を保全し、再生する」、「環境教育や環境学習を充実させる」、「自然公園などを整備し、自然とのふれあいの場を確保する」となっています。環境保全活動の支援や、環境に関する学びの充実など、環境保全の取組への意向とともに、森林や河川などの自然を大事に感じていることが窺えます。



(2) 中学生アンケート調査の結果

I. 回答者の属性

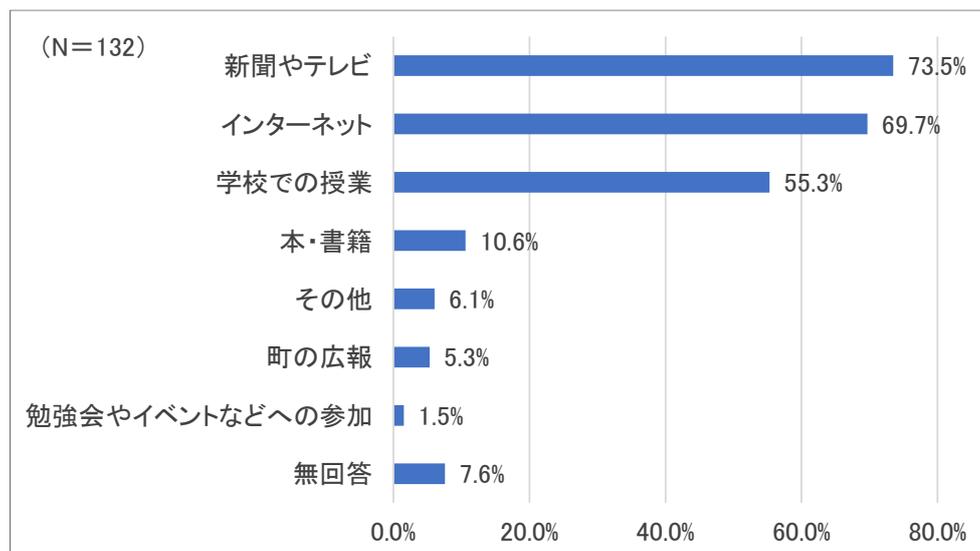
【性別】



II. 環境問題に対する意識について

【環境情報の取得方法】

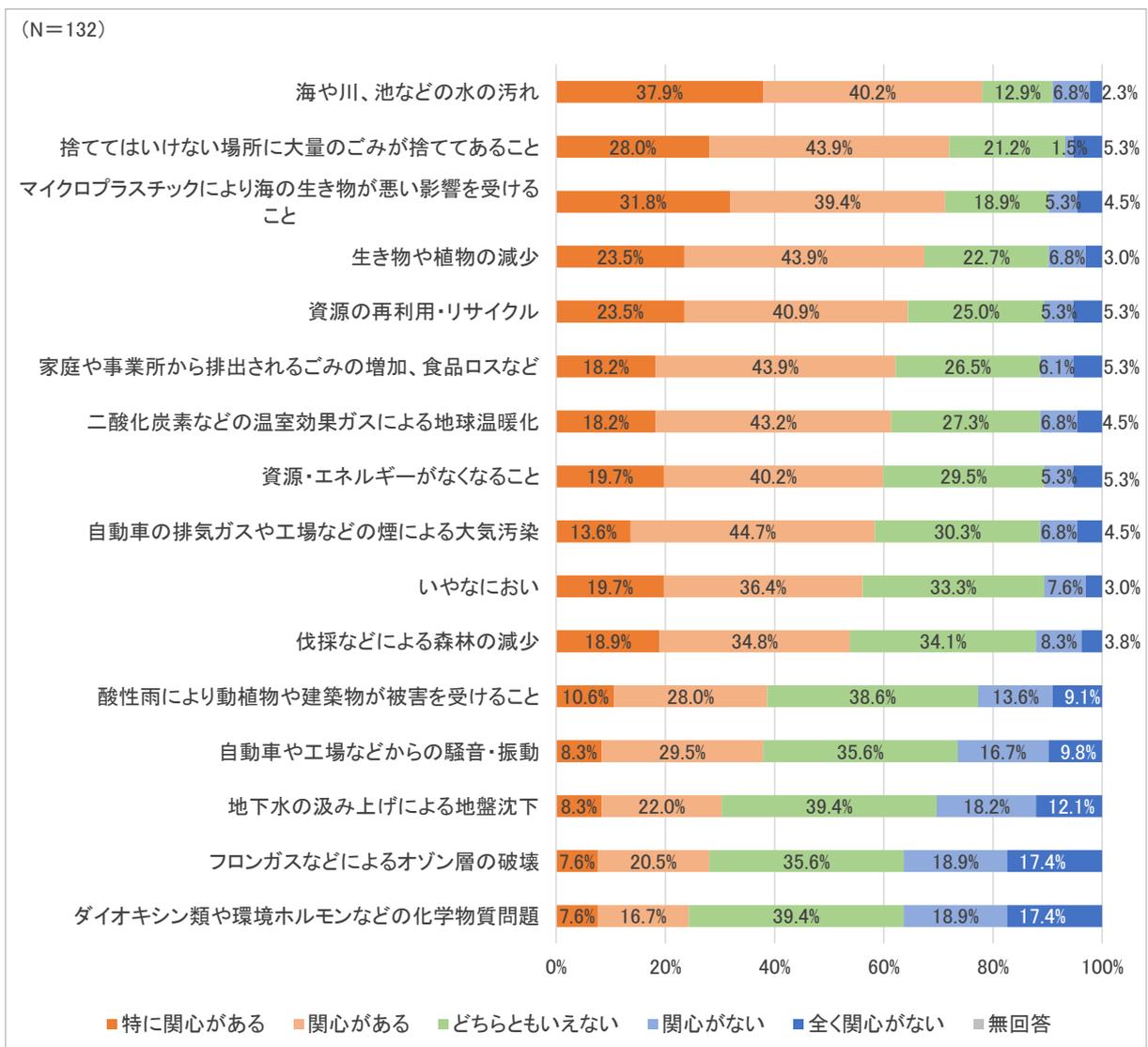
環境情報の取得方法は、「新聞やテレビ」が約74%と最も多くなっています。次いで「インターネット」が約70%、「学校での授業」が約55%となっています。



【環境に対する関心度】

環境に関する関心度は、「特に関心がある」、「関心がある」を見ると、「海や川、池などの水の汚れ」が約78%と最も高く、「捨ててはいけない場所に大量のごみが捨ててあること」、「マイクロプラスチックにより海の生き物が悪い影響を受けること」は70%以上と高くなっています。次いで、「生き物や植物の減少」、「資源の再利用・リサイクル」、「家庭や事業所から排出されるごみの増加、食品ロスなど」、「二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化」が60%以上となっています。

水辺環境やごみの不法投棄など、身近な環境問題に関心があると共に、資源循環や生物多様性、地球温暖化など、近年、地球規模で起きている問題にも関心があることが分かります。

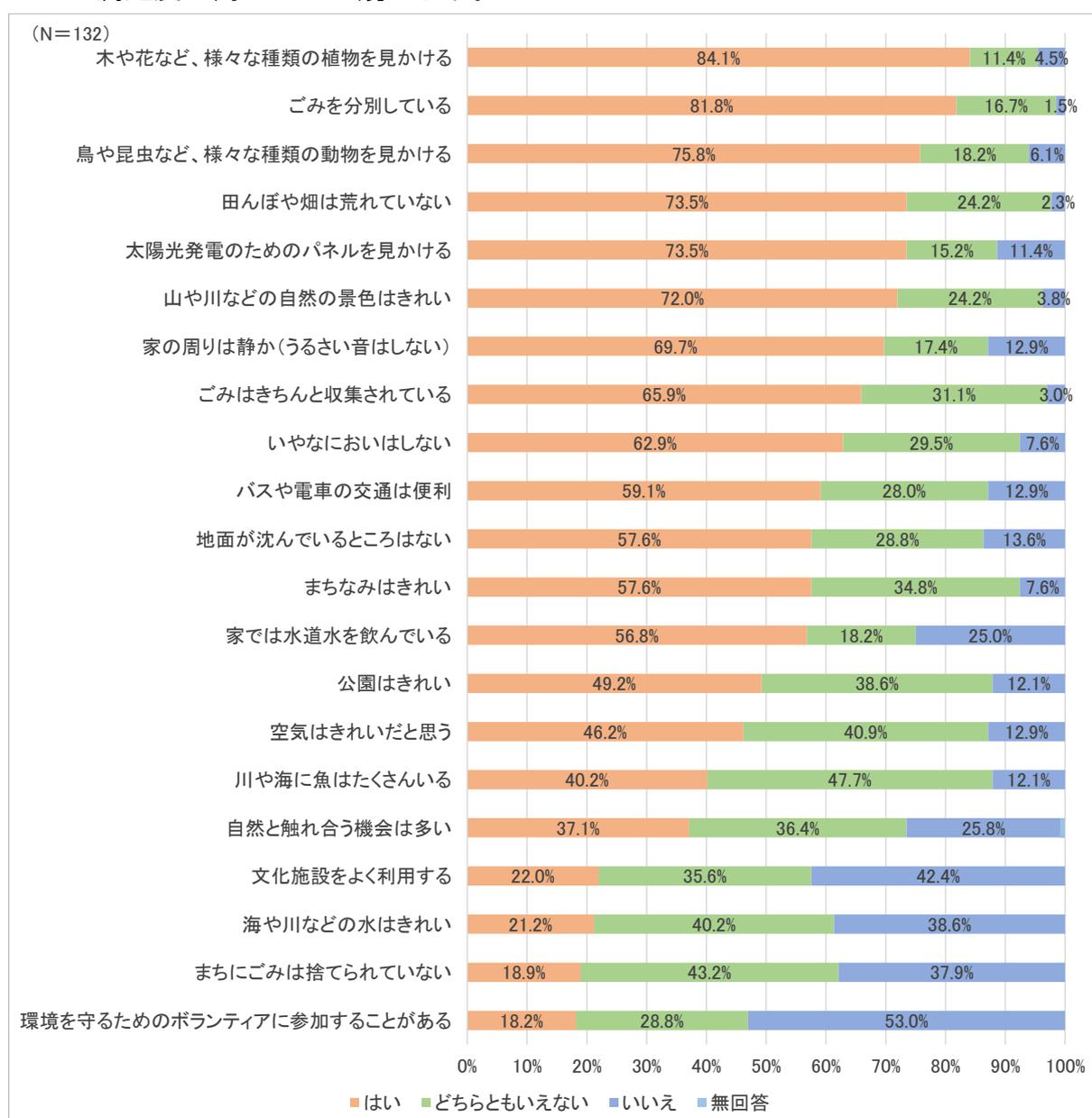


Ⅲ. 身の回りの環境について

【身の回りの環境について感じること】

身の回りの環境について感じることは、「はい」を見ると「木や花など、様々な種類の植物を見かける」が約84%と最も高く、次いで「ごみを分別している」が約82%となっています。「鳥や昆虫など、様々な種類の動物を見かける」、「田んぼや畑は荒れていない」、「太陽光発電のためのパネルを見かける」、「山や川などの自然の景色はきれい」も70%以上となっています。一方で、「いいえ」を見ると、「環境を守るためのボランティアに参加することがある」が半数以上となっており、次いで「文化施設をよく利用する」、「海や川などの水はきれい」となっています。

身近な動植物や景観に対して感じる事が多く、ごみの分別など、身近な取組については満足度が高いことが窺えます。

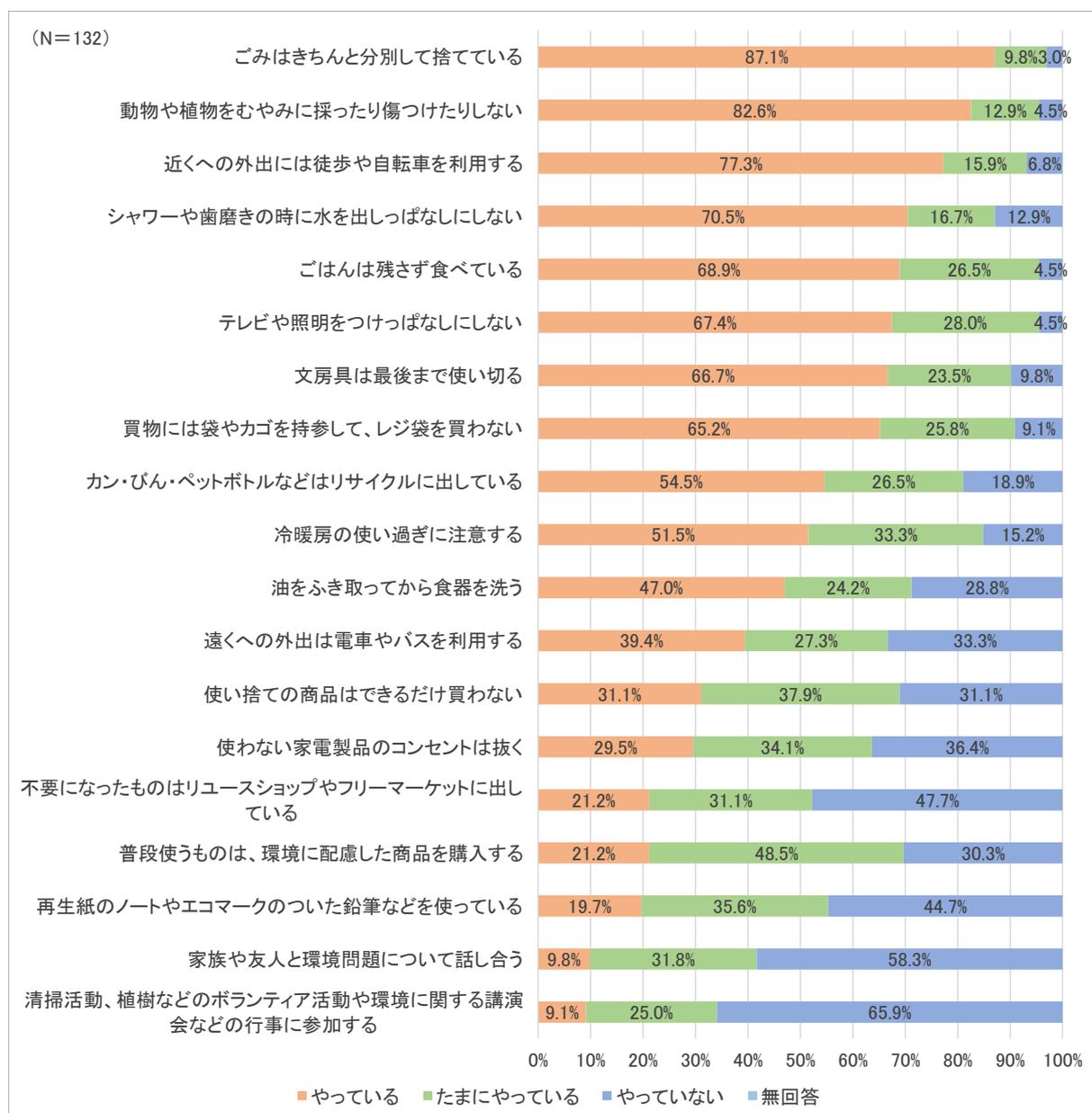


IV. 環境保全活動について

【環境に配慮した行動】

環境に配慮した行動は、「やっている」を見ると「ごみはきちんと分別して捨てている」が約 87%と最も高く、次いで「動物や植物をむやみに採ったり傷つけたりしない」が約 83%となっています。また、「近くへの外出には徒歩や自転車を利用する」、「シャワーや歯磨きの時に水を出しっぱなしにしない」も 70%以上となっており、日常で実行しやすい項目が挙がっています。

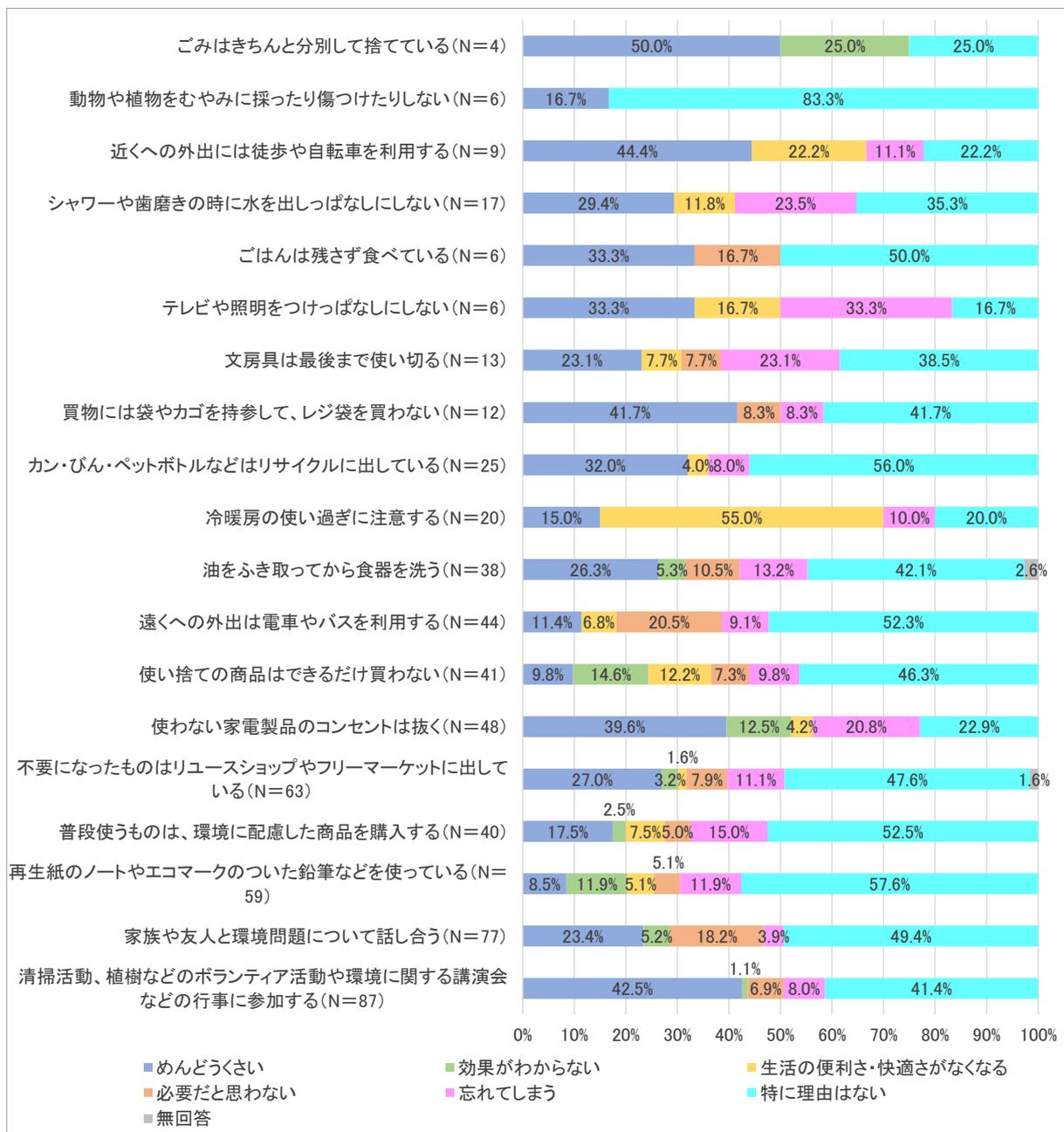
一方で、「実行していない」を見ると「清掃活動、植樹などのボランティア活動や環境に関する講演会などの行事に参加する」が約 66%と高く、次いで、「家族や友人と環境問題について話し合う」が 58%となっています。「不要になったものはリユースショップやフリーマーケットに出している」、「再生紙のノートやエコマークのついた鉛筆などを使っている」も 40%以上となっています。



【環境に配慮した行動を実行していない理由】

環境に配慮した行動を実行していない理由を見ると、「清掃活動、植樹などのボランティア活動や環境に関する講演会などの行事に参加する」は「めんどくさい」が約43%と最も多くなっています。「家族や友人と環境問題について話し合う」は「特に理由はない」が約49%と半数を占めています。「不要になったものはリユースショップやフリーマーケットに出している」は「めんどくさい」が27%を占めつつも、「特に理由はない」が約48%となっています。「再生紙のノートやエコマークのついた鉛筆などを使っている」も同様に「特に理由はない」が約58%となっています。

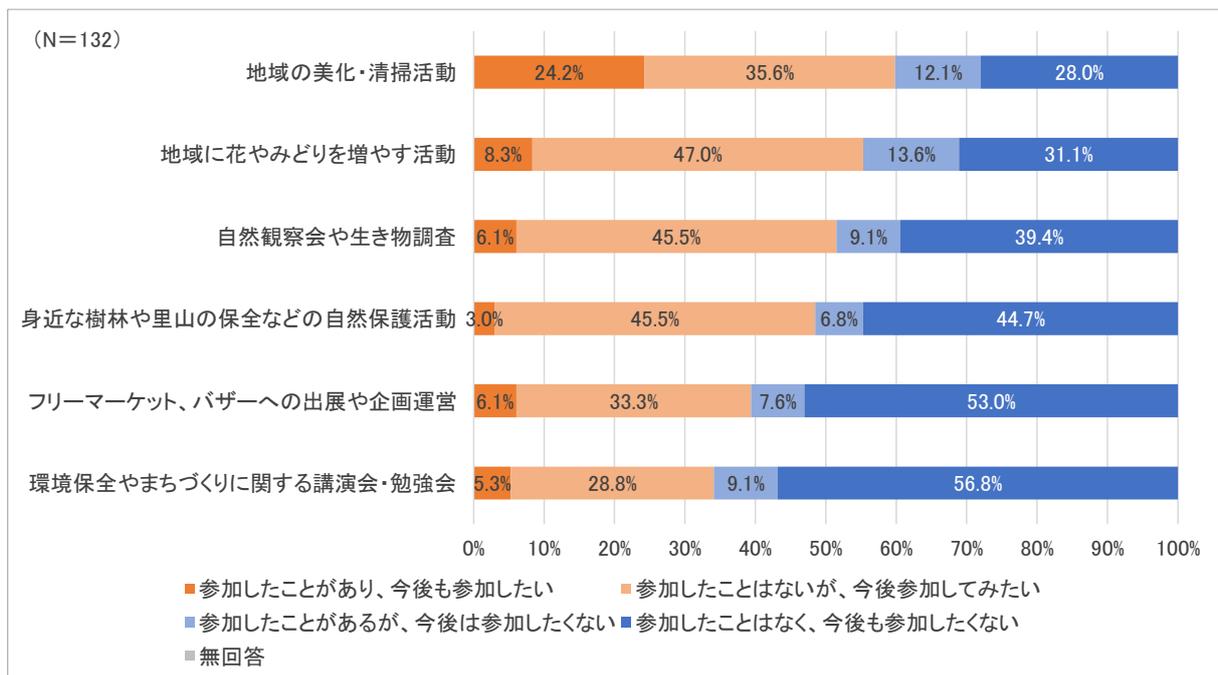
「特に理由はない」が占める割合が多い項目が多数あることから、理由や根拠を示し、理解してもらうことで、行動に転じる可能性があると考えられます。



【環境活動への参加状況】

環境活動への参加は、「地域の美化・清掃活動」が「参加したことがあり、今後も参加したい」の割合が約24%と最も多く、「参加したことはないが、今後参加してみたい」の割合と合わせるとおよそ60%が今後参加したいとしています。また、「地域に花やみどりを増やす活動」、「自然観察会や生き物調査」も半数以上が今後参加したいとしています。

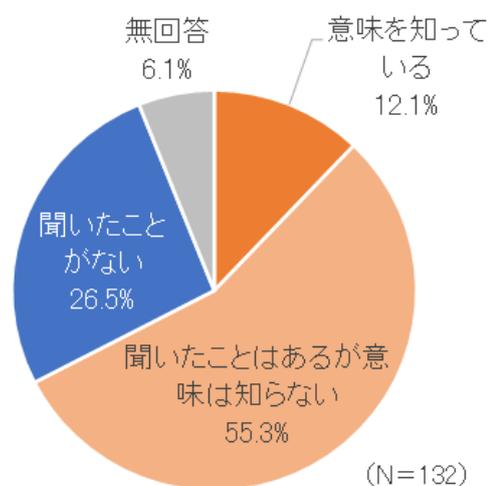
一方で、その他の項目については、半数以上が今後参加したくないとしています。環境を守る活動への参加状況や意欲は、気軽に取り組めるものが対象になっていることが分かります。



V. これからの町の環境について

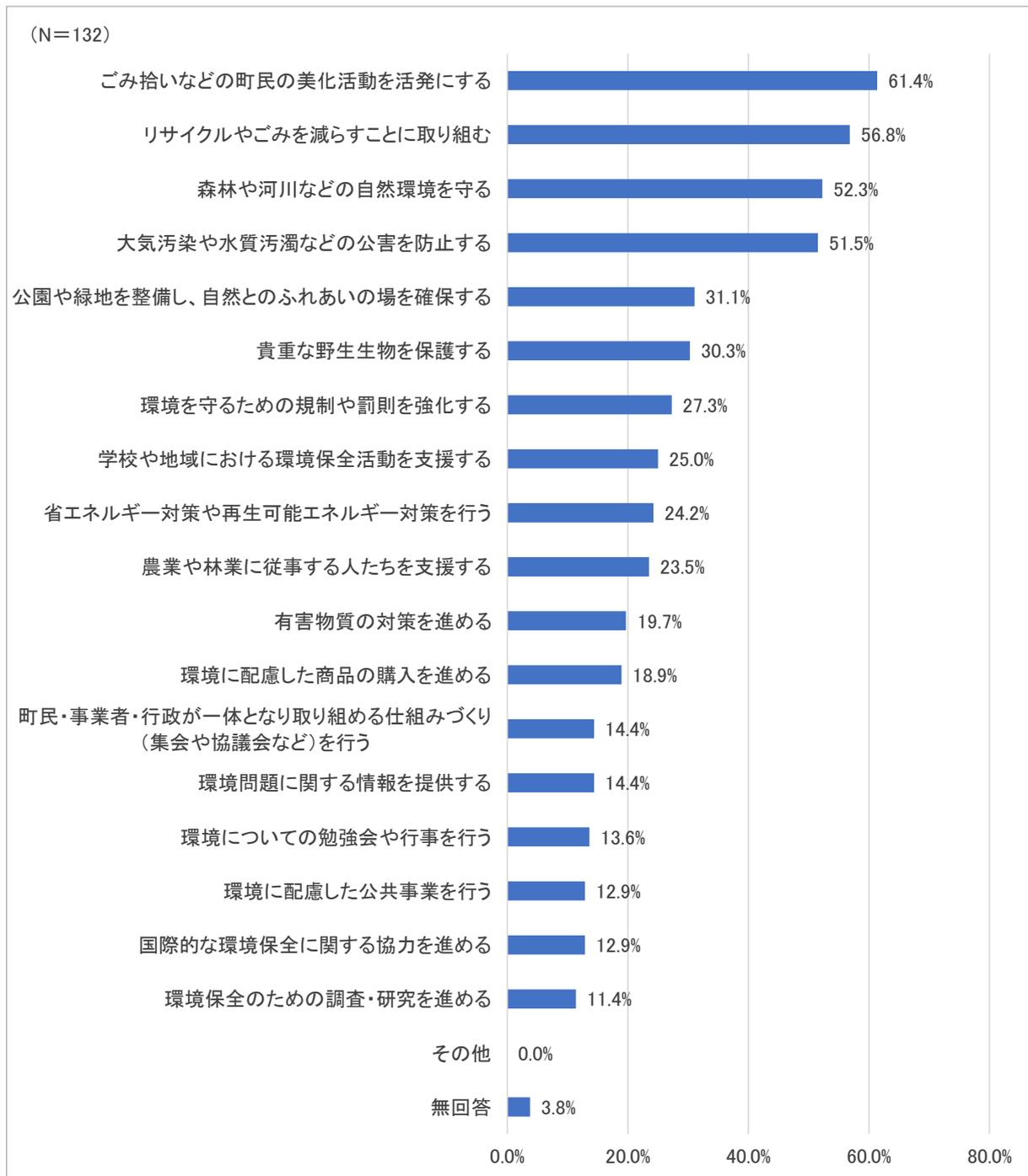
【カーボンニュートラルの認知度】

カーボンニュートラルについて、「聞いたことはあるが意味を知らない」が半数以上を占めており、「意味を知っている」は約12%となっています。



【環境をよくするために必要なこと】

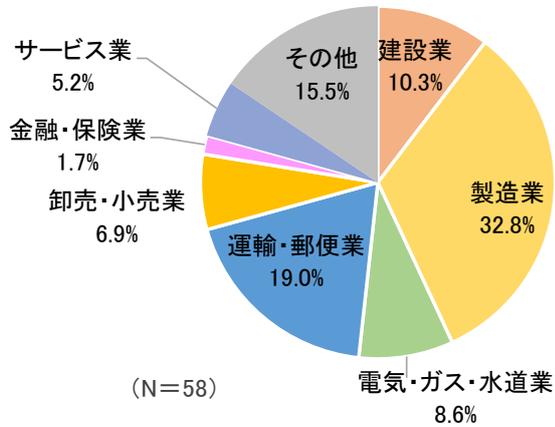
環境をよくするために必要なこととして、「ごみ拾いなどの町民の美化活動を活発にする」を回答者の約61%が選んでいます。次いで、「リサイクルやごみを減らすことに取り組む」は約57%が選んでいます。これより、ごみやリサイクルに関する取組が重要だと考えていることが分かります。また、「森林や河川などの自然環境を守る」、「大気汚染や水質汚濁などの公害を防止する」も半数以上が選んでおり、自分たちの身近にある豊かな自然を守りたいという意識が窺えます。



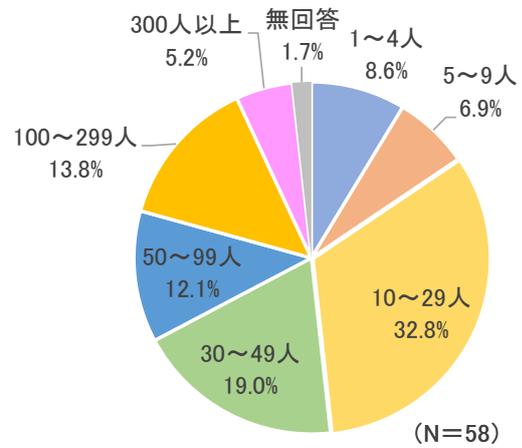
(3) 事業者アンケート調査の結果

I. 回答者の属性

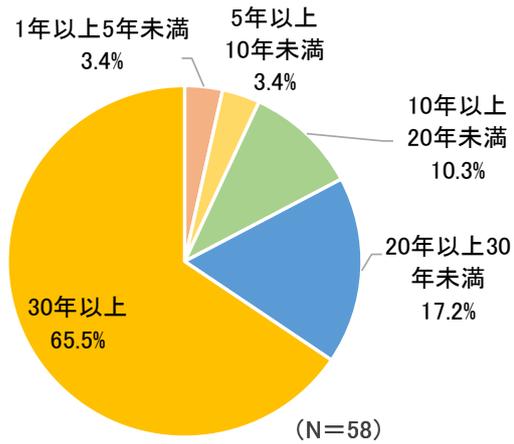
【業種】



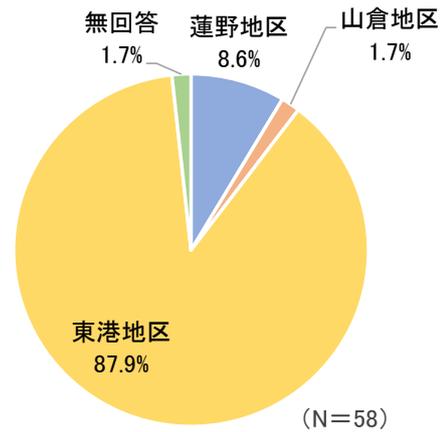
【従業員規模（パートやアルバイト含む）】



【事業（操業）年数】



【事業所の所在地】



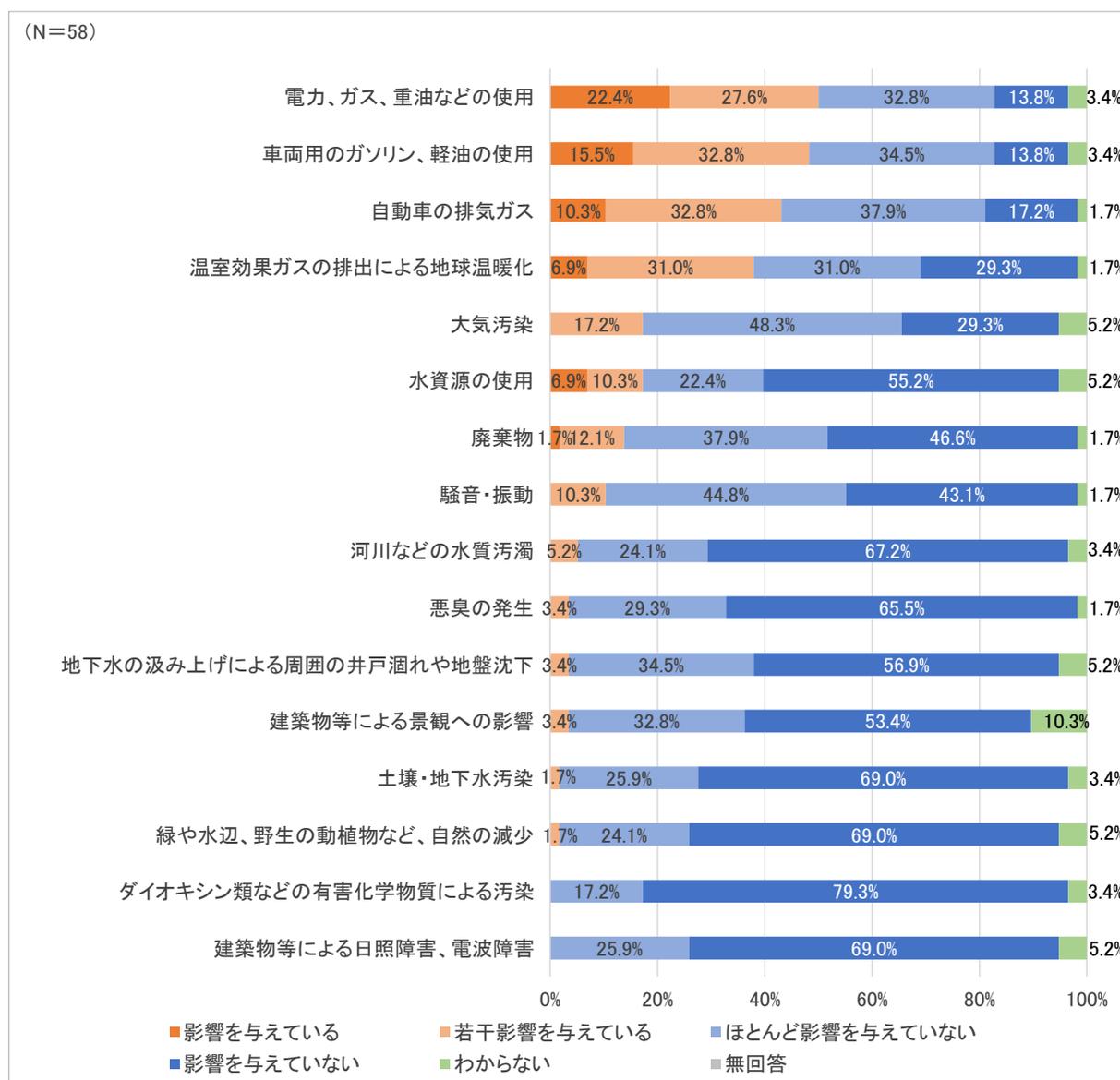
II. 環境問題に対する意識について

【環境に対する影響度】

環境に対する影響度は、「影響を与えている」「若干影響を与えている」を見ると、「電力、ガス、重油などの使用」が50%と最も高く、「車両用のガソリン、軽油の使用」、「自動車の排気ガス」、「温室効果ガスの排出による地球温暖化」が続いています。

その他の項目については、「ほとんど影響を与えていない」「影響を与えていない」の割合がおよそ8割以上となっています。

影響を与えている項目を見ると、すべての業種に共通するものの割合が高くなっています。

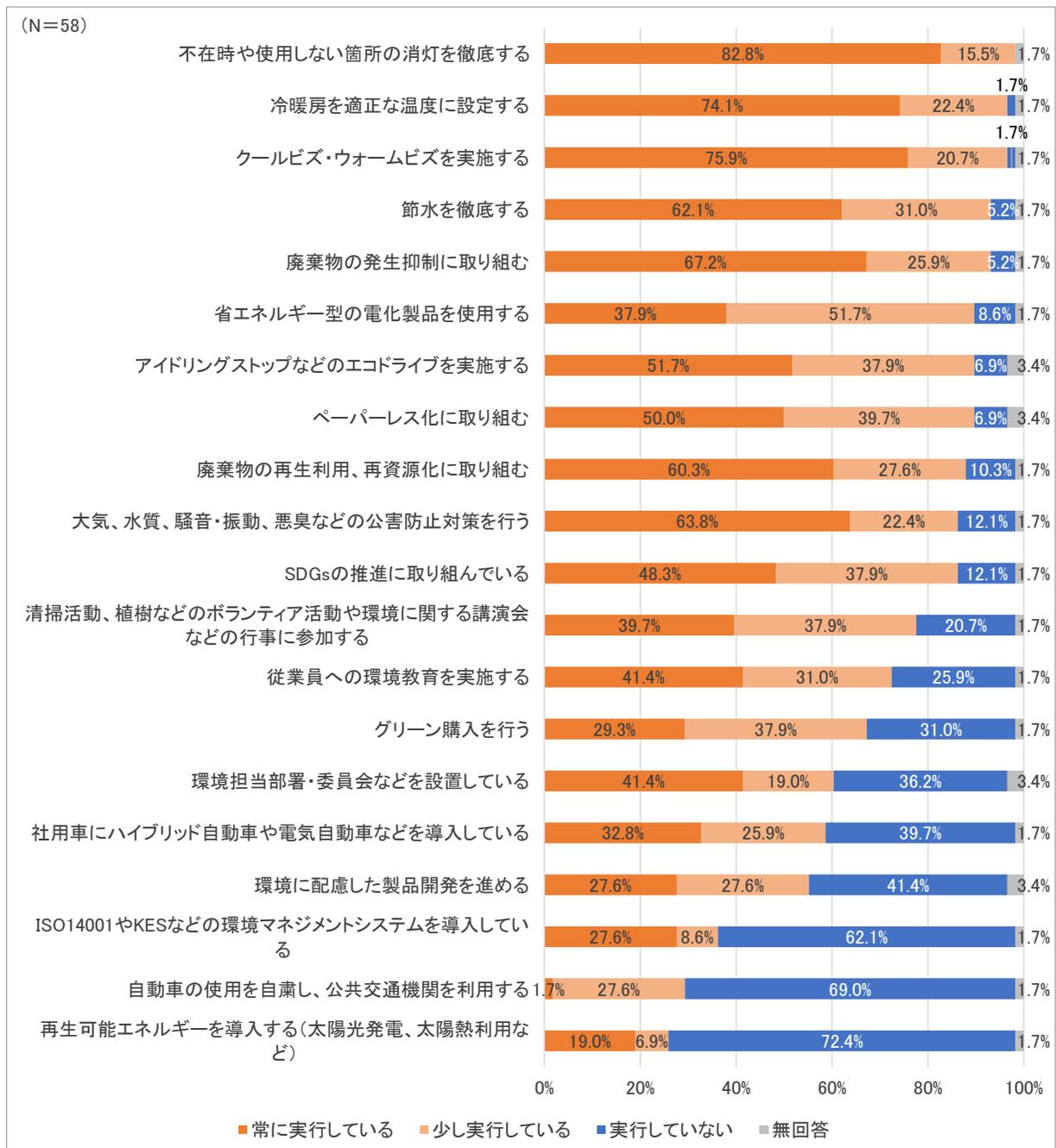


【環境に配慮した取組】

環境に配慮した取組は、「常に実行している」を見ると、「不在時や使用しない箇所の消灯を徹底する」が約83%と最も高く、「少し実行している」を含めるとほぼ全ての事業者が実行しています。次いで、「クールビズ・ウォームビズを実施する」、「冷暖房を適正な温度に設定する」となっています。

一方で、「実行していない」を見ると、「再生可能エネルギーを導入する」が約72%と最も高く、次いで「自動車の使用を自粛し、公共交通機関を利用する」、「ISO14001やKESなどの環境マネジメントシステムを導入している」となっています。

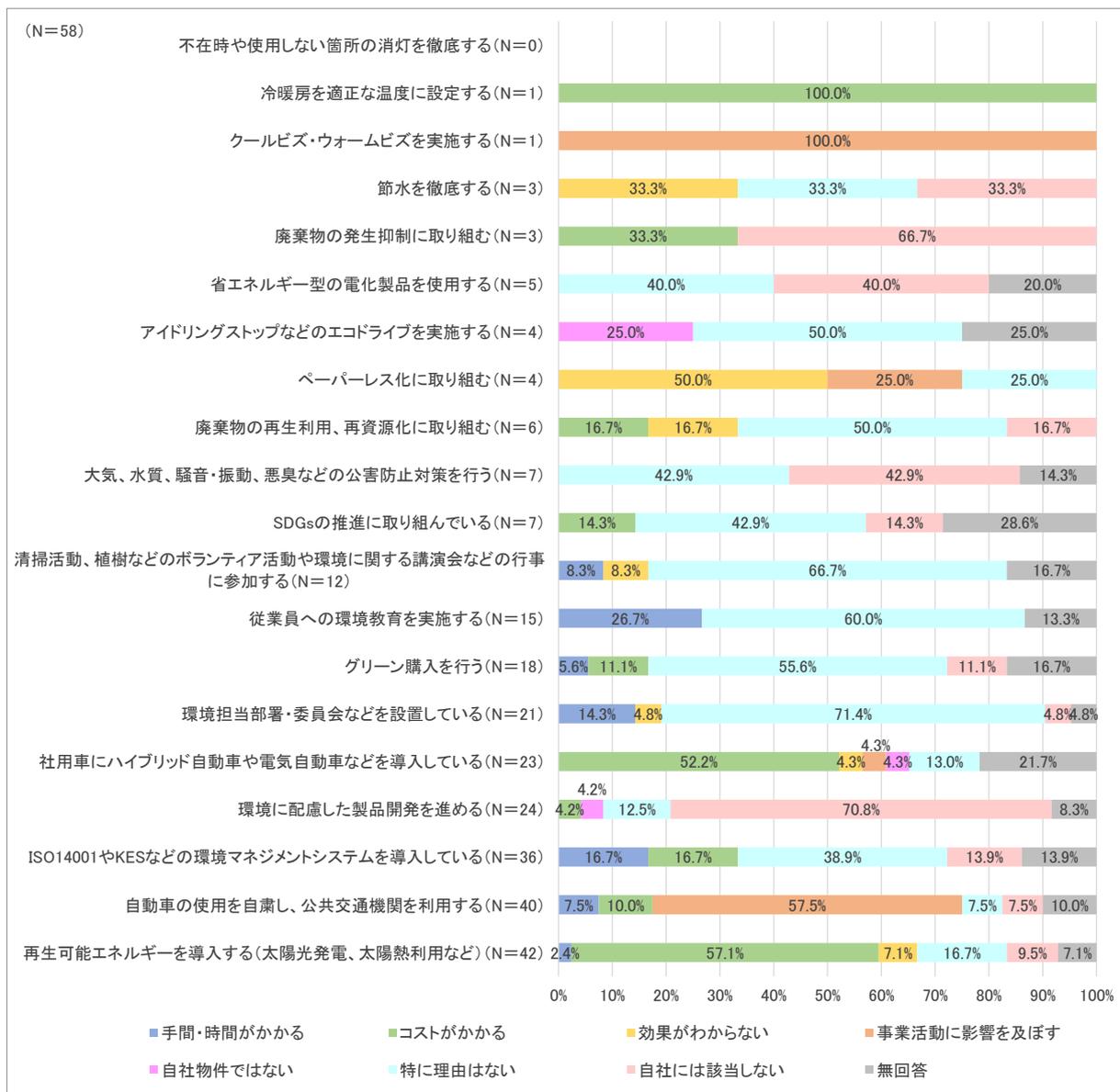
業務を行う上で、手軽に取り組める項目については実行している割合が比較的高くなっています。



【環境に配慮した取組を実行していない理由】

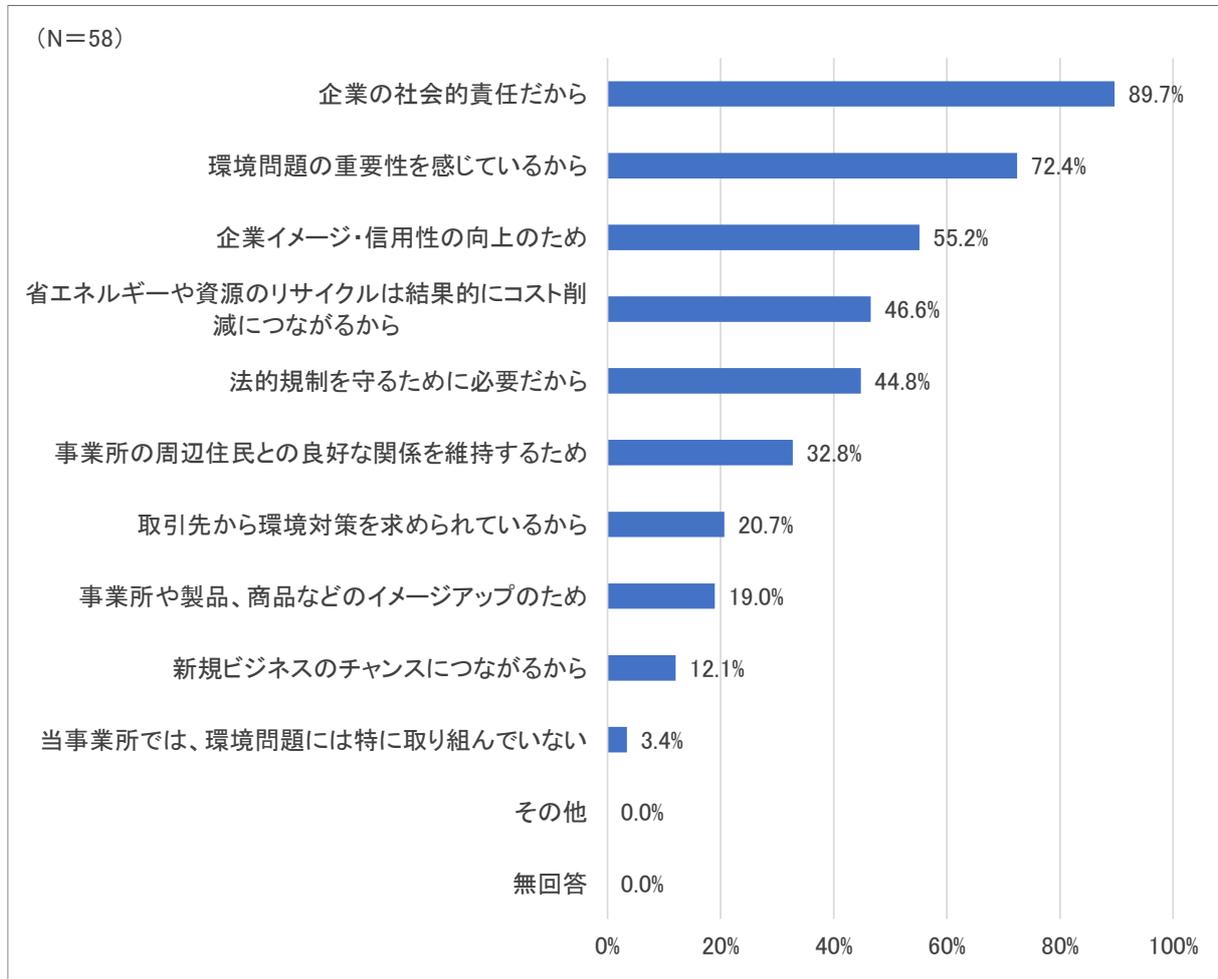
環境に配慮した取組を実行していない理由は、「再生可能エネルギーを導入する」では、「コストがかかる」が約 57%と最も高くなっています。「自動車の使用を自粛し、公共交通機関を利用する」では、「事業活動に影響を及ぼす」が約 58%を占めています。また、「ISO14001 や KES などの環境マネジメントシステムを導入している」では、「特に理由はない」が約 39%となっています。

「清掃活動、植樹などのボランティア活動や環境に関する講演会などの行事に参加する」や「従業員への環境教育を実施する」、「グリーン購入を行う」、「環境担当部署・委員会などを設置している」においては、「特に理由はない」が半数以上を占めています。コストや事業活動に影響を及ぼす内容のものが少ないため、理由や根拠を示し、理解してもらうことで、行動に転じる可能性があると考えられます。



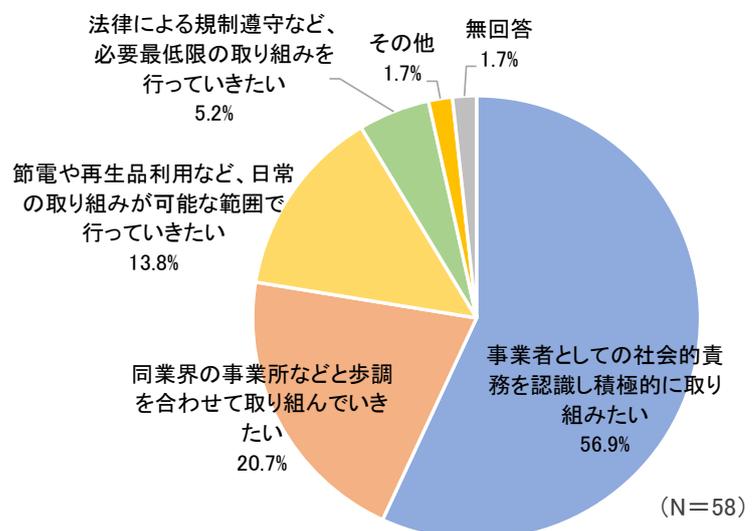
【環境に配慮した取組を行う目的】

環境に配慮した取組を行う目的は、「企業の社会的責任だから」を回答者の約90%が選択しており、最も多くなっています。次いで、「環境問題の重要性を感じているから」が約72%、「企業イメージ・信用性の向上のため」が約55%となっています。



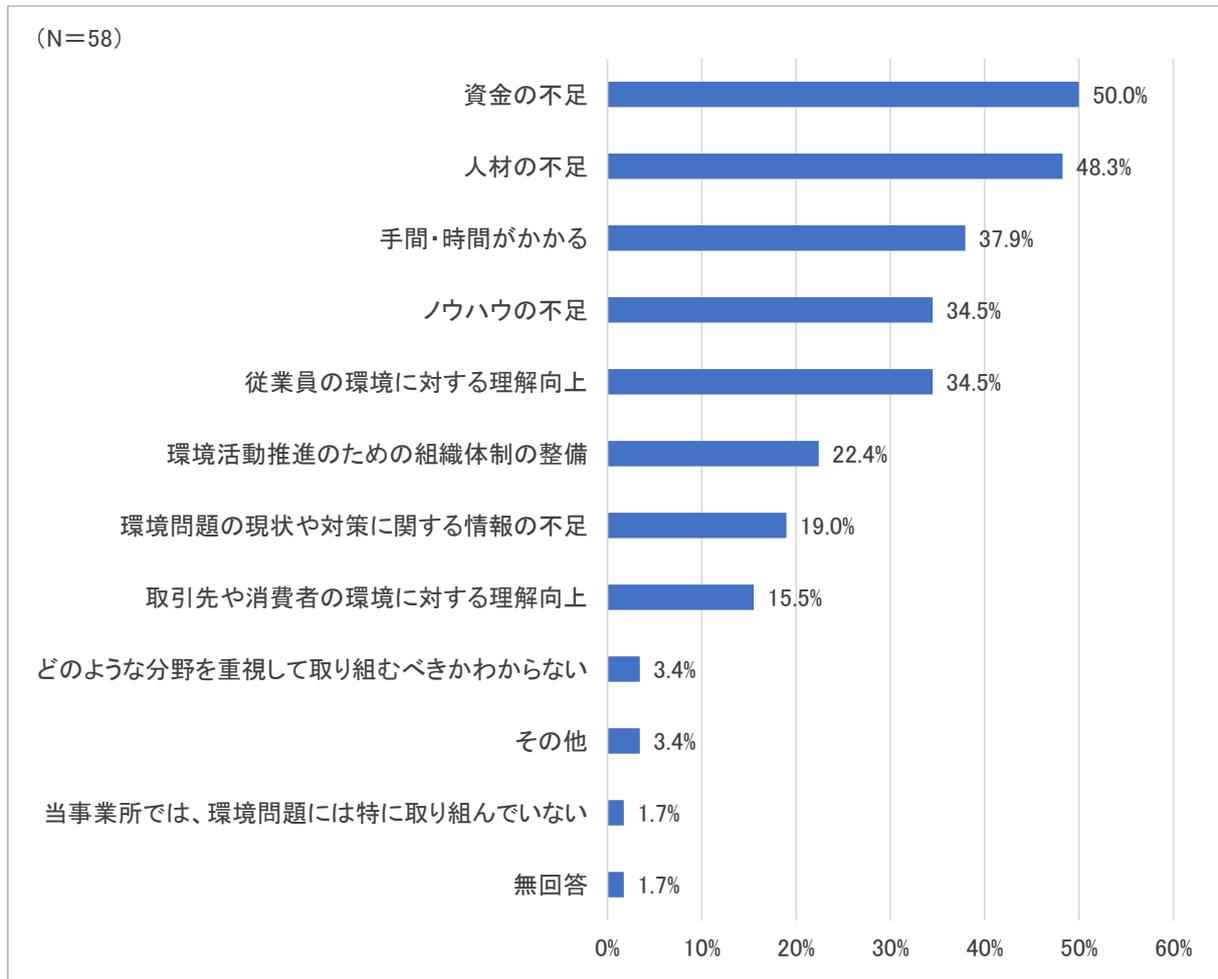
【環境問題に関する取組への意向】

環境問題に関する取組への意向は、「事業者としての社会的責務を認識し積極的に取り組みたい」が57%と最も高くなっています。環境保全に取り組む目的と併せて、環境問題へ取り組むことは企業の社会的責任と考えており、積極的に取り組みたい意向が窺えます。



【環境問題に関する取組を行ううえでの課題】

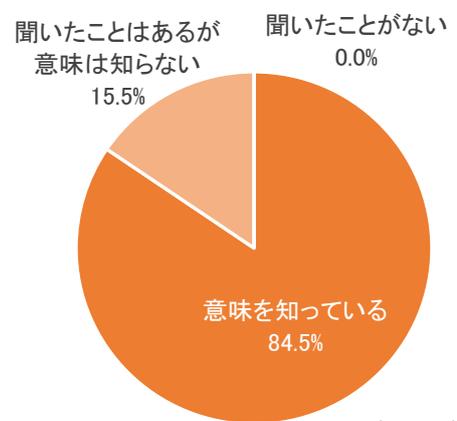
環境問題に関する取組を行ううえでの課題は、「資金の不足」を回答者の半数が選択しており、最も多くなっています。次いで、「人材の不足」、「手間・時間がかかる」の順になっています。



Ⅲ. 地球温暖化対策について

【カーボンニュートラルの認知度】

カーボンニュートラルは、「意味を知っている」が約85%となっています。

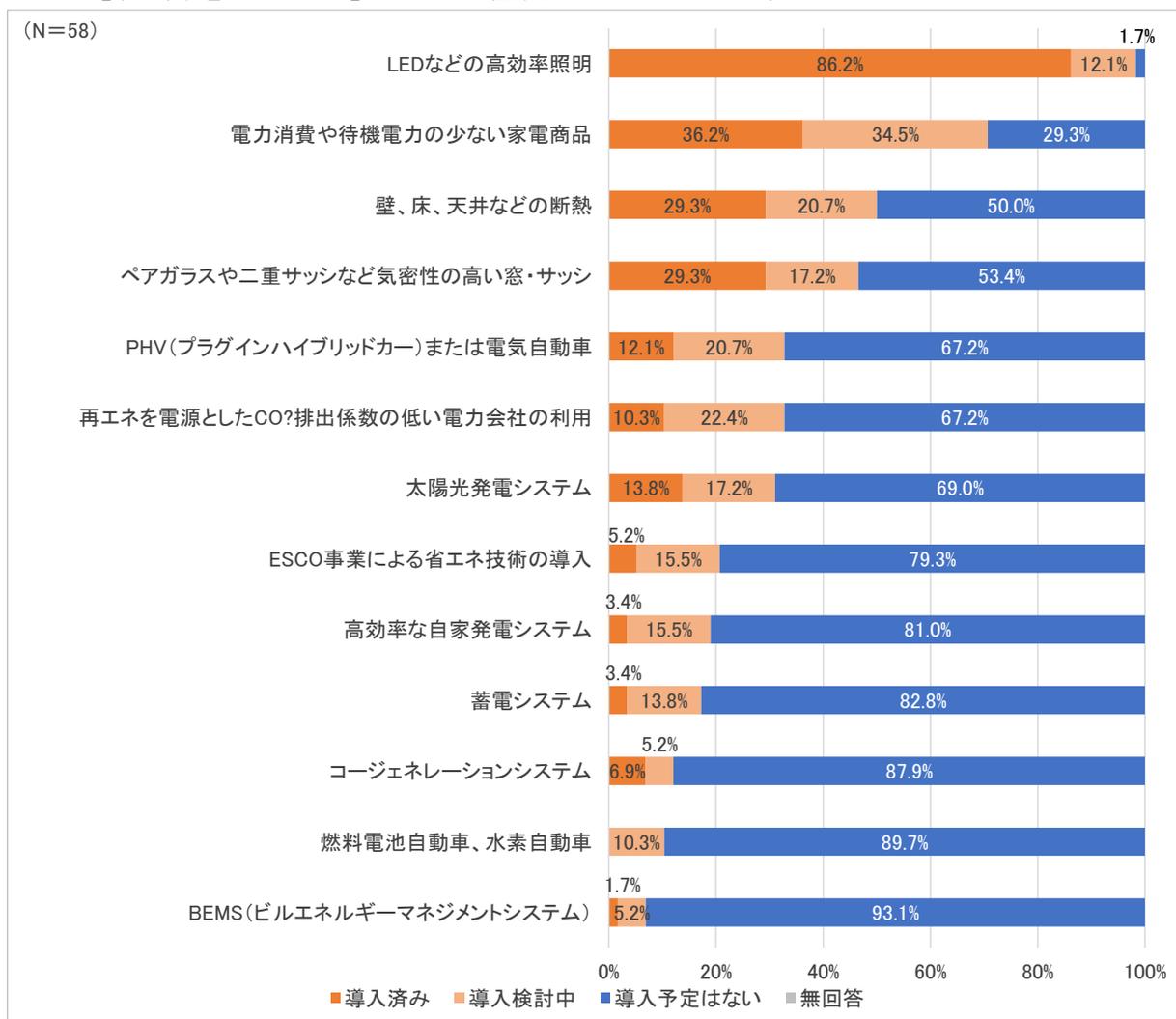


(N=58)

【地球温暖化の防止に繋がる設備等の導入状況】

地球温暖化の防止に繋がる設備等の導入状況は、「導入済み」を見ると、「LED などの高効率照明」が約 86%と最も高くなっており、「導入検討中」も合わせると、約 98%が導入済みまたは導入検討中となっています。同様に、「導入済み」「導入検討中」を見ると、「電力消費や待機電力の少ない家電商品」が約 71%、「壁、床、天井などの断熱」が約 50%となっています。

一方、「導入予定はない」を見ると、「BEMS（ビルエネルギー管理システム）」が約 93%と最も高くなっています。次いで、「燃料電池自動車、水素自動車」が約 90%、「コージェネレーションシステム」が約 88%、その他「高効率な自家発電システム」、「蓄電システム」も 80%程度となっています。



コージェネレーションシステム：ガスなどを駆動源にした発電機によって電力を生み出すとともに、その際の排熱を給湯や冷暖房などに利用するシステム・設備の総称

BEMS（ビルエネルギー管理システム）：室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システム

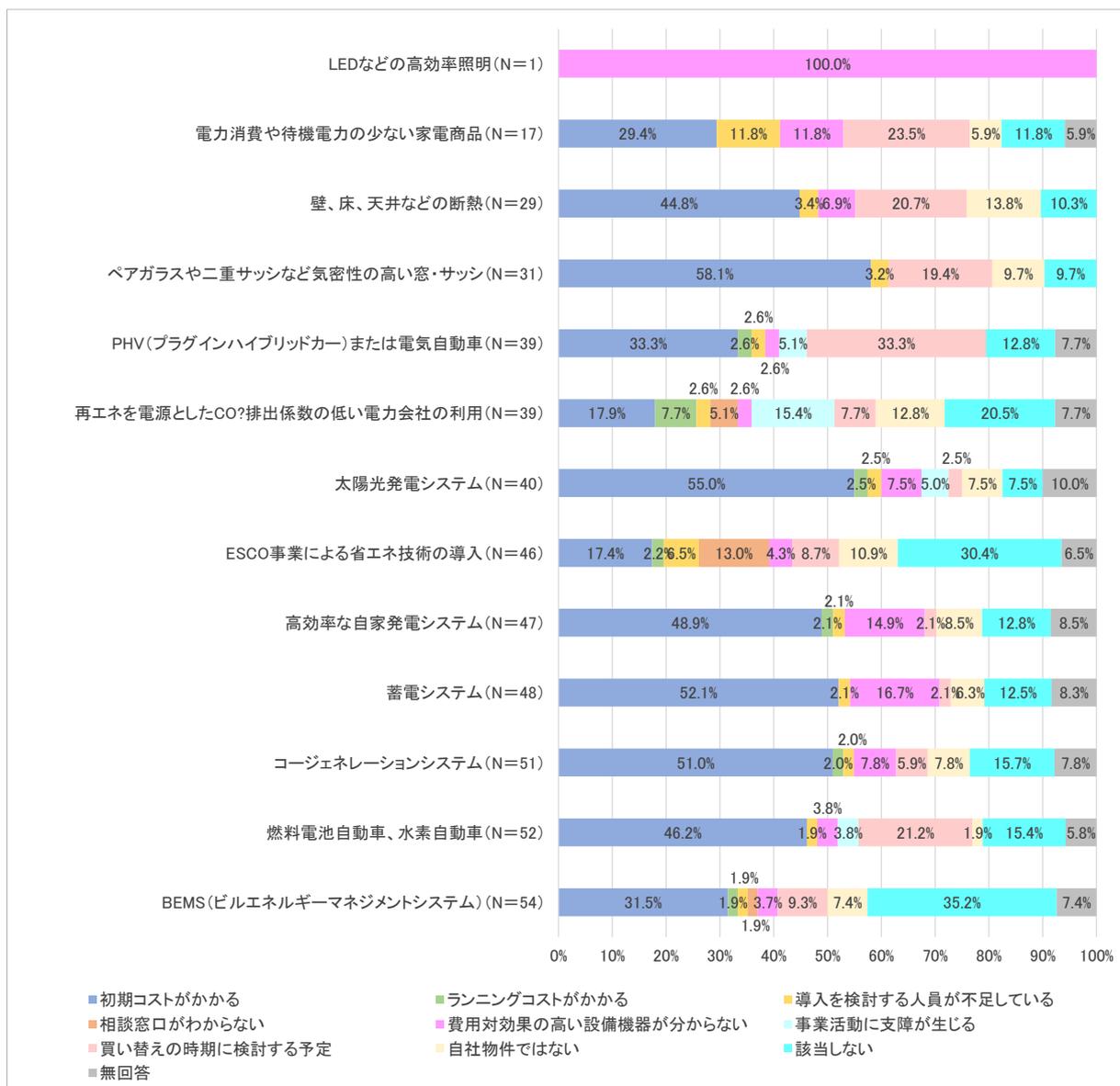
PHV（プラグインハイブリッドカー）：モーターとエンジンを搭載し、両方の動力を切り替えつつ、外部からの充電もできる環境性能車

ESCO 事業：お客様が目標とする省エネルギー課題に対して包括的なサービスを提供し、実現した省エネルギー効果の一部を報酬として受け取る事業

【地球温暖化の防止に繋がる設備等の導入予定がない理由】

導入予定がない理由は、「BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）」では「該当しない」が約 35%と最も高くなっていますが、次いで「初期コストがかかる」が約 32%となっています。「燃料電池自動車、水素自動車」では、「初期コストがかかる」が約 46%と最も高く、次いで「買い替えの時期に検討する予定」が約 21%となっています。「効率的な自家発電システム」「蓄電システム」「コージェネレーションシステム」においても、「初期コストがかかる」が半数程度と最も高くなっています。

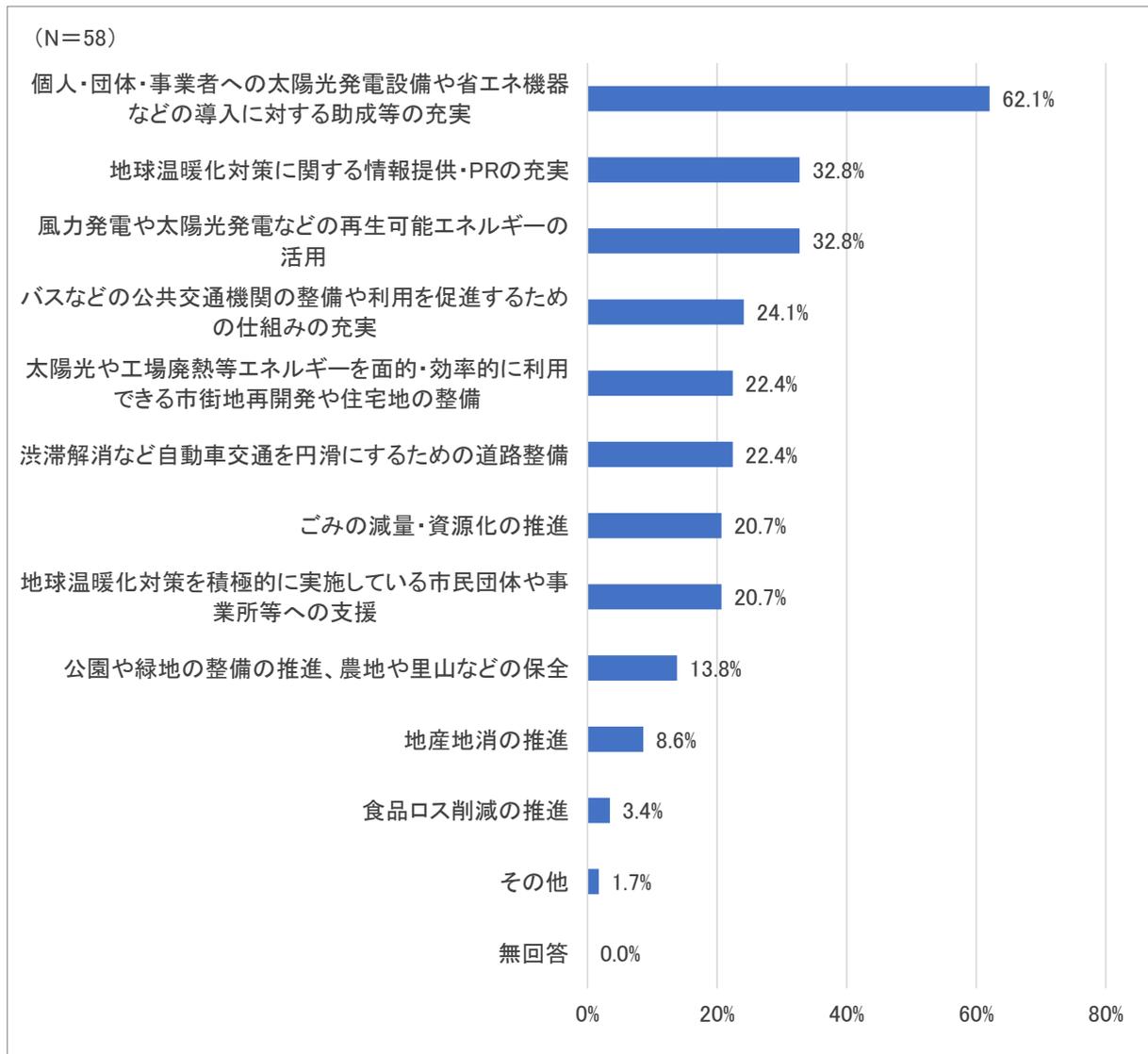
なお、「導入検討中」の割合が多い項目については、「買い替えの時期に検討する予定」の割合が比較的多いことが特徴です。



IV. これからの町の環境と政策について

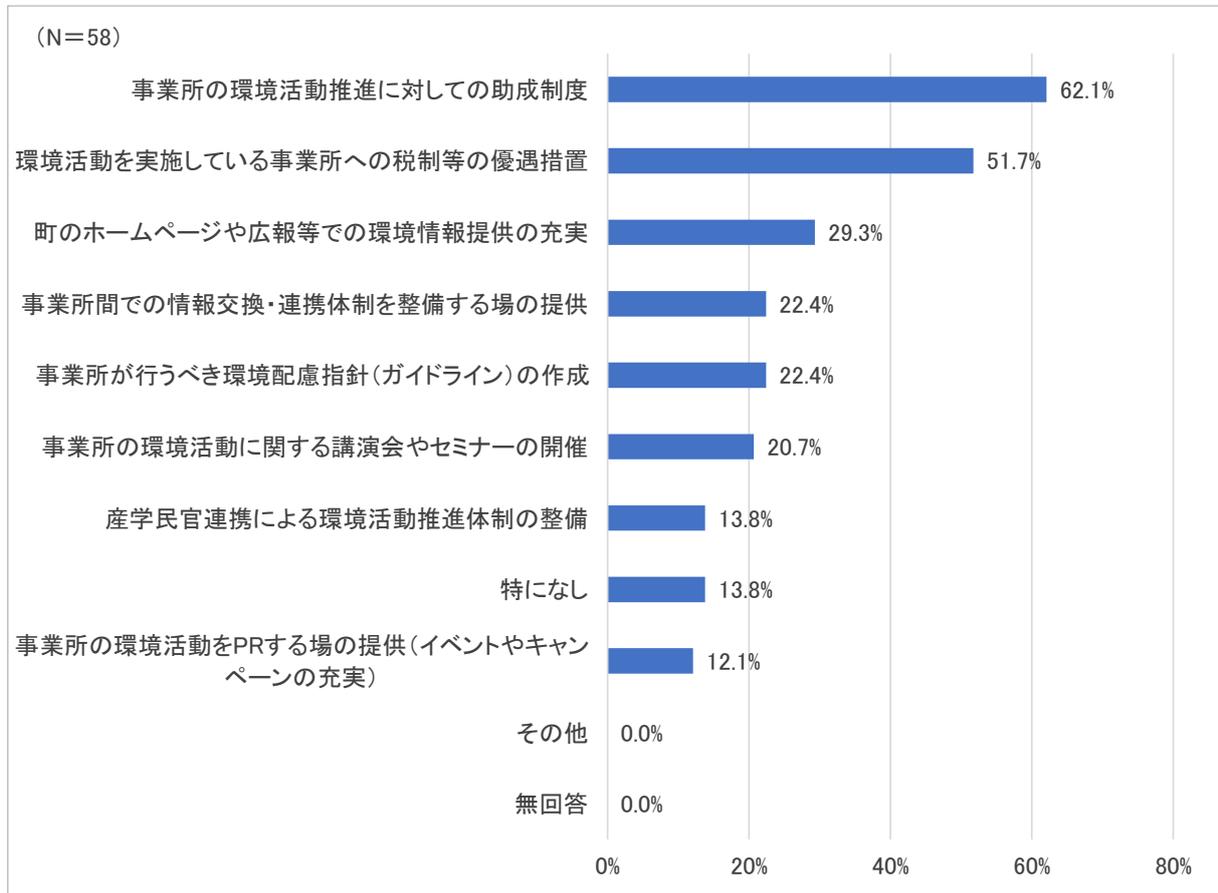
【地球温暖化対策として町が重点的に進めるべき施策】

温暖化対策として町が重点的に進めるべき施策として、「個人・団体・事業者への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する助成等の充実」を回答者の約 62%が選択しており、最も多くなっています。



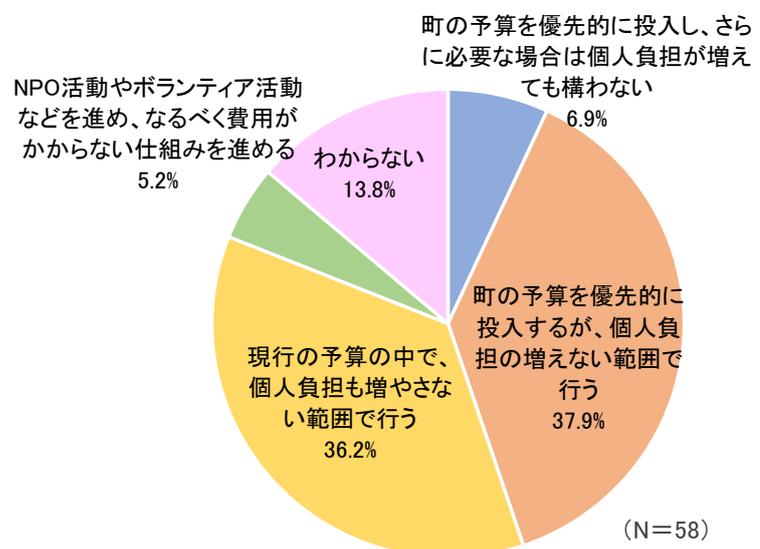
【町に実施してほしい支援策】

町に実施してほしい支援策は、「事業所の環境活動推進に対しての助成制度」を回答者の約62%が選択しており、最も多くなっています。次いで、「環境活動を実施している事業所への税制等の優遇措置」が約52%となっています。環境問題への取組に対する課題や町が重点的に進めるべき施策と併せて見ても、資金不足への対応が望まれていることが分かります。



【環境保全のための費用負担の考え方】

環境保全のための費用負担の考え方は、「町の予算を優先的に投入するが、個人負担の増えない範囲で行う」が約38%、「現行の予算の中で、個人負担も増やさない範囲で行う」が約36%と、ほぼ同じ割合となっています。費用に対する補助は望みつつも、個人負担の増加までは想定していないことが分かります。

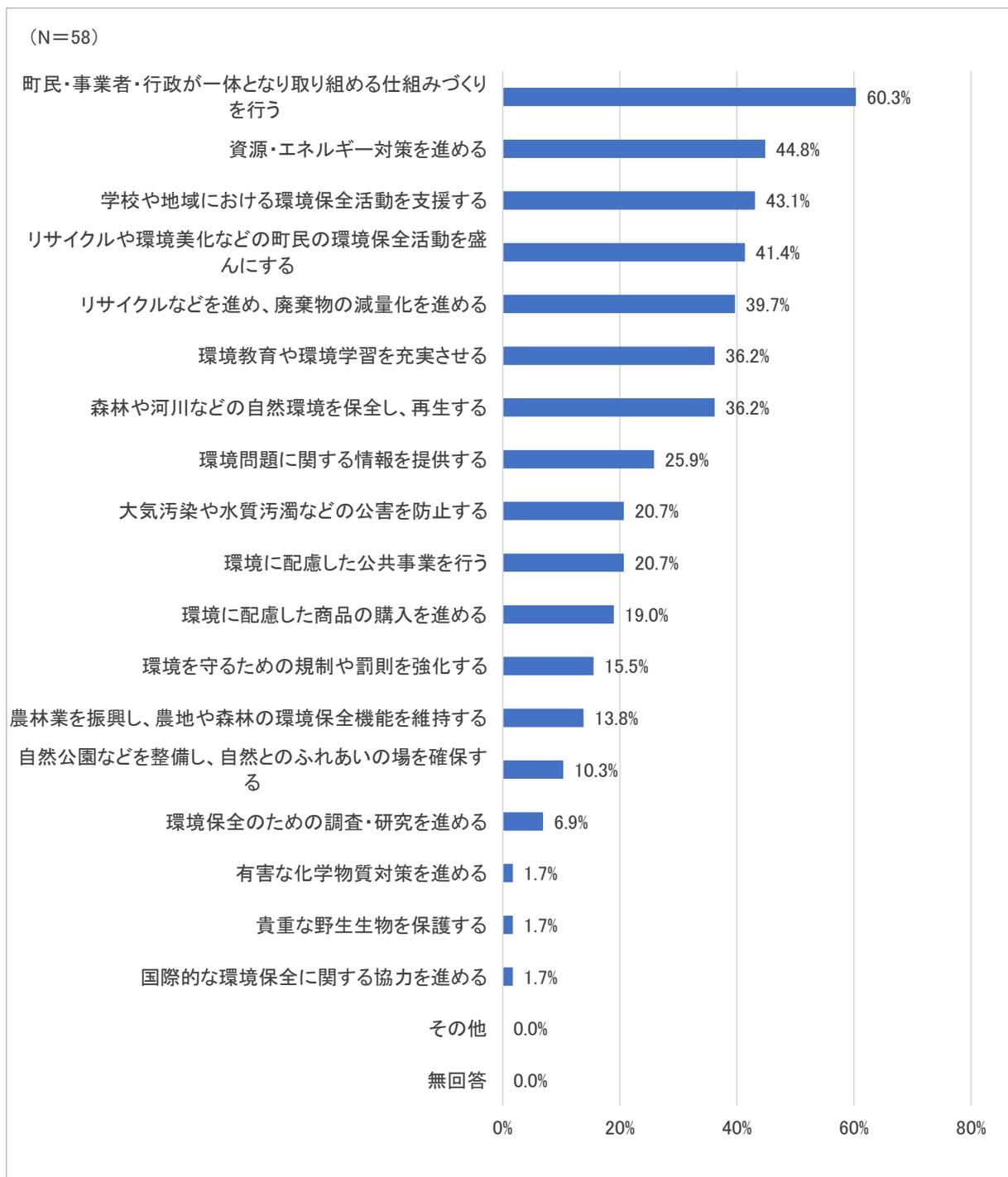


【将来に向けて有効だと考えられる対策】

将来に向けて有効だと考えられる対策は「町民・事業者・行政が一体となり取り組める仕組みづくりを行う」を回答者の約60%が選択しており、最も多くなっています。

次いで、「資源・エネルギー対策を進める」、「学校や地域における環境保全活動を支援する」、「リサイクルや環境美化などの町民の環境保全活動を盛んにする」の順で続いており、いずれも回答者の40%以上が選択しています。

まずは、聖籠町全体で各主体が取り組んでいくための仕組みづくりが求められています。



聖籠町環境基本条例

平成10年3月12日
条例第4号

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策(第8条—第21条)
- 第3章 環境の保全に関する施策の推進体制の整備(第22条・第23条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊かな緑と肥沃な土地の恵みを受け、町民の良好な生活基盤を築いてきた本町の環境の保全について基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生息環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことのできる、良好な環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全は、町の多様な生態系の健全性を維持し及び回復に努めるとともに人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然とが共生する潤いと安らぎのある町の構築を目指して、適切に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することを目的として、町、事業者及び町民の積極的な取組と相互の協力によつて行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境保全に関する施策に協力する

義務を有する。

(年次報告)

第7条 町長は、毎年、町議会に環境の状況及び環境の保全に関しての実施状況について、年次報告書を作成し、提出しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策等の基本方針)

第8条 町は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 野生動植物の生息又は生育し配慮し、健全な生態系を保持するとともに、森林、農地、水辺地等を適正に保全し、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(3) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が徹底される社会を構築すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、聖籠町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(町の施策の策定等に当たっての環境配慮)

第10条 町は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第11条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 町は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 第1項に定めるもののほか、町は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(施設の整備等の推進)

第12条 町は、下水道、公園、緑地等環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備及び事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(山林、緑地の保全等)

第13条 町は、町特有の平地林及び白砂青松の景観を形成している海岸林については、町民共通の財産であることを認識し、この豊かな自然が将来にわたって確保されるよう保全するとともに、緑化の推進、その他必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の促進等)

第14条 町は、廃棄物の減量及び適正処理、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用等が促進されることにより、環境への負荷の低減が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、施設の建設及び維持管理その他の事業実施に当たっては、廃棄物の減量及び適正処理、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的利用等により、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(調査研究及び監視等の実施)

第15条 町は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、環境の保全に関する事項について、情報の収集、調査研究その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 町は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等の推進)

第16条 町は、事業者及び町民が環境保全に関する理解を深めるとともにこれに関する活動意欲を高めるようにするため、環境保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措

置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の支援)

第 17 条 町は、事業者、町民又はこれらのものが組織する民間団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 町は、第 16 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好な環境保全活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 19 条 町は、町、事業者及び町民が地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(財政上の措置等)

第 20 条 町は、環境の保全に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(環境保全に関する協力)

第 21 条 町は、環境保全に係る広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と連携のもと、互いに協力して推進するよう努めるものとする。

第 3 章 環境の保全に関する施策の推進体制の整備

(庁内の推進体制の整備)

第 22 条 町は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

(町民等との連携体制の整備)

第 23 条 町は、町民、事業者及び民間団体等と協力して、環境の保全に関する施策を推進するため、連携体制を整備するよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。